

旅客営業規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(消費税免税の運賃・料金) 第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に<u>105</u>分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(消費税免税の運賃・料金) 第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に<u>108</u>分の100を乗じ、1円未満のは数を1円単位に切り上げた額とする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(乗継急行券の発売) 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 乗継ぎをする後乗列車の<u>急行券の有効期間の開始日（指定席特急券及び立席特急券にあつては、当該特別急行列車の乗車日。以下この条において同じ。）を先乗列車の急行券の有効期間の開始日の当日又は翌日とする場合。</u>ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の<u>急行券の有効期間の開始日を先乗列車の特別急行券の有効期間の開始日とする</u>場合に限る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(乗継急行券の発売) 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 乗継ぎをする後乗列車の<u>乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。</u>ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の<u>乗車日が先乗列車の乗車日の当日である</u>場合に限る。</p> <p>(中略)</p>
<p>(特定の特別急行券の発売) 第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみな</p>	<p>(特定の特別急行券の発売) 第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>4 旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみな</p>

現行	改正								
<p>す場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の<u>特別急行券の有効期間の開始日(指定席特急券及び立席特急券にあっては、当該特別急行列車の乗車日)を先乗列車の特別急行券の有効期間の開始日の当日とする</u>場合</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 普通旅客運賃 (幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条 幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号の規定により計算した額に100分の<u>5</u>を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額(以下この方法を「四捨五入」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0" data-bbox="271 1337 1003 1407"> <tr> <td>営業キロの区間</td> <td>大人片道普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルまで</td> <td><u>270</u>円</td> </tr> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	<u>270</u> 円	<p>す場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の<u>乗車日が先乗列車の乗車日の当日である</u>場合</p> <p>(中略)</p> <p>第2節 普通旅客運賃 (幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条 幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号により計算した額を合計した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号の規定により計算した額に100分の<u>8</u>を乗じ10円未満のは数を円位において四捨五入して10円単位とした額(以下この方法を「四捨五入」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第77条の4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 営業キロが11キロメートルから100キロメートルまでの場合</p> <table border="0" data-bbox="1256 1337 1989 1407"> <tr> <td>営業キロの区間</td> <td>大人片道普通旅客運賃</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルまで</td> <td><u>280</u>円</td> </tr> </table>	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	15キロメートルまで	<u>280</u> 円
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃								
15キロメートルまで	<u>270</u> 円								
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃								
15キロメートルまで	<u>280</u> 円								

現行		改正	
15 キロメートルを超え、 <u>40</u> キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 90 円加算	15 キロメートルを超え、 <u>25</u> キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 90 円加算
		<u>25 キロメートルを超え、30 キロメートルまで</u>	<u>560 円</u>
		<u>30 キロメートルを超え、40 キロメートルまで</u>	<u>5 キロメートルまでを増すごとに 90 円加算</u>
40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで	<u>820 円</u>	40 キロメートルを超え、45 キロメートルまで	<u>840 円</u>
45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>910 円</u>	45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	<u>940 円</u>
50 キロメートルを超え、 <u>70</u> キロメートルまで	<u>10 キロメートルまでを増すごとに 170 円加算</u>	50 キロメートルを超え、 <u>60</u> キロメートルまで	<u>1,110 円</u>
		<u>60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで</u>	<u>1,290 円</u>
70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,430 円</u>	70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	<u>1,470 円</u>
80 キロメートルを超え、 <u>100</u> キロメートルまで	<u>10 キロメートルまでを増すごとに 170 円加算</u>	80 キロメートルを超え、 <u>90</u> キロメートルまで	<u>1,650 円</u>
		<u>90 キロメートルを超え、100 キロメートルまで</u>	<u>1,820 円</u>
(中略)		(中略)	
<p>(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 5 地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 第 1 項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>		<p>(地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 77 条の 5 地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項の規定を適用して計算した額とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 第 1 項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>	

現行		改正	
営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
11km から 15km まで	<u>230</u> 円	11km から 15km まで	<u>240</u> 円
16km から 20km まで	320 円	16km から 20km まで	320 円
21km から 23km まで	<u>400</u> 円	21km から 23km まで	<u>410</u> 円
24km から 28km まで	<u>480</u> 円	24km から 28km まで	<u>500</u> 円
33km から 37km まで	<u>650</u> 円	33km から 37km まで	<u>670</u> 円
42km から 46km まで	<u>820</u> 円	42km から 46km まで	<u>840</u> 円
47km から 55km まで	<u>950</u> 円	47km から 55km まで	<u>970</u> 円
56km から 64km まで	<u>1,110</u> 円	56km から 64km まで	<u>1,140</u> 円
65km から 73km まで	<u>1,280</u> 円	65km から 73km まで	<u>1,320</u> 円
74km から 82km まで	<u>1,450</u> 円	74km から 82km まで	<u>1,490</u> 円
83km から 91km まで	<u>1,620</u> 円	83km から 91km まで	<u>1,660</u> 円
101km から 110km まで	<u>1,890</u> 円	101km から 110km まで	<u>1,940</u> 円
292km から 310km まで	<u>5,460</u> 円	292km から 310km まで	<u>5,620</u> 円
(中略)		(中略)	
(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)		(四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)	
第 77 条の 7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 3 に規定した額を適用する。		第 77 条の 7 四国旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 3 に規定した額を適用する。	
2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。		2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。	
擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃	擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km	230 円	擬制キロ 11km	230 円
擬制キロ 16km	<u>280</u> 円	擬制キロ 16km	<u>290</u> 円
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	<u>280</u> 円	擬制キロが 17km で営業キロが 15km	<u>290</u> 円
擬制キロ 21km	<u>380</u> 円	擬制キロ 21km	<u>390</u> 円
擬制キロ 22km	<u>380</u> 円	擬制キロ 22km	<u>390</u> 円
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>470</u> 円	擬制キロが 26km で営業キロが 23km	<u>480</u> 円
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>540</u> 円	擬制キロが 31km で営業キロが 28km	<u>550</u> 円

現行	改正
擬制キロが 36km で営業キロが 32km	擬制キロが 36km で営業キロが 32km
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	擬制キロが 41km で営業キロが 37km
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	擬制キロが 46km で営業キロが 41km
擬制キロが 51km で営業キロが 46km	擬制キロが 51km で営業キロが 46km
擬制キロが 61km で営業キロが 55km	擬制キロが 61km で営業キロが 55km
擬制キロが 71km で営業キロが 64km	擬制キロが 71km で営業キロが 64km
擬制キロが 81km で営業キロが 73km	擬制キロが 81km で営業キロが 73km
(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)	(九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃)
第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。	第 77 条の 8 九州旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の擬制キロにより、第 77 条の 4 に規定した額を適用する。
2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。	2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。
擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客運賃	擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間 大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km	擬制キロ 11km
擬制キロ 16km	擬制キロ 16km
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	擬制キロが 17km で営業キロが 15km
擬制キロ 21km	擬制キロ 21km
擬制キロ 22km	擬制キロ 22km
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	擬制キロが 26km で営業キロが 23km
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	擬制キロが 31km で営業キロが 28km
擬制キロが 36km で営業キロが 32km	擬制キロが 36km で営業キロが 32km
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	擬制キロが 41km で営業キロが 37km
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	擬制キロが 46km で営業キロが 41km
擬制キロが 51km で営業キロが 46km	擬制キロが 51km で営業キロが 46km
擬制キロが 61km で営業キロが 55km	擬制キロが 61km で営業キロが 55km
擬制キロが 71km で営業キロが 64km	擬制キロが 71km で営業キロが 64km
擬制キロが 81km で営業キロが 73km	擬制キロが 81km で営業キロが 73km
擬制キロが 91km で営業キロが 82km	擬制キロが 91km で営業キロが 82km
擬制キロが 101km で営業キロが 91km	擬制キロが 101km で営業キロが 91km
擬制キロ 121km	擬制キロ 121km

現行	改正
擬制キロが 141km で営業キロが 128km <u>2,600</u> 円 擬制キロが 161km で営業キロが 146km <u>3,010</u> 円 擬制キロが 181km で営業キロが 164km <u>3,520</u> 円 (電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)	擬制キロが 141km で営業キロが 128km <u>2,680</u> 円 擬制キロが 161km で営業キロが 146km <u>3,100</u> 円 擬制キロが 181km で営業キロが 164km <u>3,630</u> 円 (電車特定区間内等の大人片道普通旅客運賃)
第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条に規定する賃率にかかわらず、当該各号に定める賃率によって、 <u>同条の規定を適用して</u> 計算した額とする。	第 78 条 次の各号に掲げる区間内相互発着の場合の大人片道普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、当該各号の定めによって計算した額とする。
(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間(以下「東京山手線内」という。)及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間(以下「大阪環状線内」という。)の駅相互発着の <u>ときの賃率は、次のとおりとする。</u>	(1) 第 86 条第 1 号に掲げる図中の太線区間(以下「東京山手線内」という。)及び同条第 5 号に掲げる図中の太線区間(以下「大阪環状線内」という。)の駅相互発着の <u>場合。</u> <u>イ 東京山手線内相互発着の場合</u> <u>次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</u>
300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 13 円 25 銭 (第 1 地帯) き	300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 13 円 25 銭 (第 1 地帯) き
(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着(前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。)の <u>ときの賃率は、次のとおりとする。</u>	(2) 東京附近及び大阪附近における電車特定区間内相互発着(前号に規定する東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となるものを除く。)の <u>場合。</u> <u>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</u> <u>次に定める賃率によって第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して計算した額と、その額に 100 分の 8 を乗じ 10 円未満のは数を円位において切り上げた額とを合算した額</u>
300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 15 円 30 銭 (第 1 地帯) き	300 キロメートル以下の営業キロ 1 キロメートルにつき 15 円 30 銭 (第 1 地帯) き
300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯) 1 キロメートルにつき 12 円 15 銭 き	300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯) 1 キロメートルにつき 12 円 15 銭 き <u>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</u> <u>前イに定める賃率によって、第 77 条の規定を適用して計算した額</u>

現行	改正
(中略)	(中略)
<p>(営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第 84 条 営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 140 円 小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 <u>180</u> 円 小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 <u>190</u> 円 小児 <u>90</u> 円</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 <u>130</u> 円 小児 <u>60</u> 円</p> <p>(ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 <u>150</u> 円 小児 <u>70</u> 円</p> <p>(ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 <u>160</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 120 円 小児 60 円</p> <p>(ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合</p>	<p>(営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第 84 条 営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。）</p> <p>イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 140 円 小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 <u>190</u> 円 小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 <u>200</u> 円 小児 <u>100</u> 円</p> <p>(2) 電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 <u>140</u> 円 小児 <u>70</u> 円</p> <p>(ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 <u>160</u> 円 小児 <u>80</u> 円</p> <p>(ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 <u>170</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>(イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 120 円 小児 60 円</p> <p>(ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合</p>

現行	改正
<p>大人 160 円 小児 80 円</p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>170</u> 円 小児 <u>80</u> 円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 140 円 小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>180</u> 円 小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>200</u> 円 小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。 (北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>160</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>200</u> 円 小児 100 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u> 円 小児 <u>100</u> 円</p>	<p>大人 160 円 小児 80 円</p> <p>(ハ) 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>180</u> 円 小児 <u>90</u> 円</p> <p>(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 140 円 小児 70 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>190</u> 円 小児 90 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u> 円 小児 100 円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。 (北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u> 円 小児 80 円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u> 円 小児 100 円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>220</u> 円 小児 <u>110</u> 円</p>

現行	改正
<p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>160</u>円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>200</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>220</u>円 小児 110円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで営業キロを適用して得た額とする。</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 160円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>200</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 <u>100</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p>	<p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 <u>170</u>円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>230</u>円 小児 110円</p> <p>(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで<u>営業</u>キロを適用して得た額とする。</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p> <p>第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 160円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 <u>210</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合 大人 <u>220</u>円 小児 <u>110</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)</p>

現行	改正
<p>第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 160円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>200</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>220</u>円 小児 110円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>170</u>円 小児 <u>80</u>円</p> <p>ロ 擬制キロ <u>又は</u>運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>240</u>円 小児 120円</p>	<p>第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <p>イ 営業キロが3キロメートル以下の場合</p> <p>大人 160円 小児 80円</p> <p>ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>210</u>円 小児 100円</p> <p>ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合</p> <p>大人 <u>230</u>円 小児 110円</p> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>180</u>円 小児 <u>90</u>円</p> <p>ロ 擬制キロが <u>11キロメートルの場合及び</u>運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合</p> <p>大人 <u>250</u>円 小児 120円</p>
<p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の5若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p>	<p>(他の旅客鉄道会社線を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第85条 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第77条、第77条の5若しくは第81条の規定により計算した額又は第84条に規定する額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「普通旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。</p>

現行	改正																								
<p>(中略)</p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p>イ 幹線相互を乗車する場合 第 77 条の 3 の規定により計算した額から第 77 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 3 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ハ 前イの規定にかかわらず、次に定める駅相互間については、次のとおり特定の額とする。 <u>上の町・八十場間を乗車する場合の児島・八十場間</u> 40 円 上の町・宇多津間を乗車する場合の児島・宇多津間 10 円 上の町・丸亀間を乗車する場合の児島・丸亀間 10 円</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) 四国旅客鉄道会社線 四国旅客鉄道会社線内の乗車区間に対して次により計算した額</p> <p>イ 幹線相互を乗車する場合 第 77 条の 3 の規定により計算した額から第 77 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ロ 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 第 81 条の 3 の規定により計算した額から第 81 条の規定により計算した額を差し引いた額</p> <p>ハ 前イの規定にかかわらず、次に定める駅相互間については、次のとおり特定の額とする。 <u>(削る)</u> 上の町・宇多津間を乗車する場合の児島・宇多津間 10 円 上の町・丸亀間を乗車する場合の児島・丸亀間 10 円</p> <p>(中略)</p>																								
<p>(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第 85 条の 2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 南千歳・新千歳空港間</td><td>140 円</td></tr> <tr><td>(2) 日根野・りんくうタウン間</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>(3) 日根野・関西空港間</td><td><u>210</u> 円</td></tr> <tr><td>(4) りんくうタウン・関西空港間</td><td><u>160</u> 円</td></tr> <tr><td>(5) 児島・宇多津間</td><td>100 円</td></tr> <tr><td>(6) 田吉・宮崎空港間</td><td>120 円</td></tr> </table> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第</p>	(1) 南千歳・新千歳空港間	140 円	(2) 日根野・りんくうタウン間	150 円	(3) 日根野・関西空港間	<u>210</u> 円	(4) りんくうタウン・関西空港間	<u>160</u> 円	(5) 児島・宇多津間	100 円	(6) 田吉・宮崎空港間	120 円	<p>(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第 85 条の 2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 南千歳・新千歳空港間</td><td>140 円</td></tr> <tr><td>(2) 日根野・りんくうタウン間</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>(3) 日根野・関西空港間</td><td><u>220</u> 円</td></tr> <tr><td>(4) りんくうタウン・関西空港間</td><td><u>170</u> 円</td></tr> <tr><td>(5) 児島・宇多津間</td><td>100 円</td></tr> <tr><td>(6) 田吉・宮崎空港間</td><td>120 円</td></tr> </table> <p>(加算普通旅客運賃適用区間にかかわる大人片道普通旅客運賃)</p> <p>第 85 条の 3 加算普通旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の大人片道普通旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 77 条、第 77 条の 2、第 77 条の 3、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3、第 81 条の 4、第 84 条、第 84 条の 2、第</p>	(1) 南千歳・新千歳空港間	140 円	(2) 日根野・りんくうタウン間	150 円	(3) 日根野・関西空港間	<u>220</u> 円	(4) りんくうタウン・関西空港間	<u>170</u> 円	(5) 児島・宇多津間	100 円	(6) 田吉・宮崎空港間	120 円
(1) 南千歳・新千歳空港間	140 円																								
(2) 日根野・りんくうタウン間	150 円																								
(3) 日根野・関西空港間	<u>210</u> 円																								
(4) りんくうタウン・関西空港間	<u>160</u> 円																								
(5) 児島・宇多津間	100 円																								
(6) 田吉・宮崎空港間	120 円																								
(1) 南千歳・新千歳空港間	140 円																								
(2) 日根野・りんくうタウン間	150 円																								
(3) 日根野・関西空港間	<u>220</u> 円																								
(4) りんくうタウン・関西空港間	<u>170</u> 円																								
(5) 児島・宇多津間	100 円																								
(6) 田吉・宮崎空港間	120 円																								

現行	改正																																		
<p>84条の4及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p>	<p>84条の4及び第85条の規定により計算した額に大人加算普通旅客運賃を加えた額とする。</p>																																		
<p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p>																																		
<table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 間</th> <th style="text-align: center;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 島・坂 出間</td> <td style="text-align: center;"><u>510 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>児 島・八十場間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>児 島・鴨 川間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>児 島・讃岐府中間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・宇多津間</td> <td style="text-align: center;"><u>410 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・丸 亀間</td> <td style="text-align: center;"><u>510 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・讃岐塩屋間</td> <td style="text-align: center;"><u>510 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・多度津間</td> <td style="text-align: center;"><u>510 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>児 島・海岸寺間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620 円</u></td> </tr> <tr> <td><u>児 島・金蔵寺間</u></td> <td style="text-align: center;"><u>620 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 間	大人片道普通旅客運賃	児 島・坂 出間	<u>510 円</u>	<u>児 島・八十場間</u>	<u>620 円</u>	<u>児 島・鴨 川間</u>	<u>620 円</u>	<u>児 島・讃岐府中間</u>	<u>620 円</u>	児 島・宇多津間	<u>410 円</u>	児 島・丸 亀間	<u>510 円</u>	児 島・讃岐塩屋間	<u>510 円</u>	児 島・多度津間	<u>510 円</u>	<u>児 島・海岸寺間</u>	<u>620 円</u>	<u>児 島・金蔵寺間</u>	<u>620 円</u>	<table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 間</th> <th style="text-align: center;">大人片道普通旅客運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 島・坂 出間</td> <td style="text-align: center;"><u>520 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・宇多津間</td> <td style="text-align: center;"><u>430 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・丸 亀間</td> <td style="text-align: center;"><u>520 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・讃岐塩屋間</td> <td style="text-align: center;"><u>520 円</u></td> </tr> <tr> <td>児 島・多度津間</td> <td style="text-align: center;"><u>520 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 間	大人片道普通旅客運賃	児 島・坂 出間	<u>520 円</u>	児 島・宇多津間	<u>430 円</u>	児 島・丸 亀間	<u>520 円</u>	児 島・讃岐塩屋間	<u>520 円</u>	児 島・多度津間	<u>520 円</u>
区 間	大人片道普通旅客運賃																																		
児 島・坂 出間	<u>510 円</u>																																		
<u>児 島・八十場間</u>	<u>620 円</u>																																		
<u>児 島・鴨 川間</u>	<u>620 円</u>																																		
<u>児 島・讃岐府中間</u>	<u>620 円</u>																																		
児 島・宇多津間	<u>410 円</u>																																		
児 島・丸 亀間	<u>510 円</u>																																		
児 島・讃岐塩屋間	<u>510 円</u>																																		
児 島・多度津間	<u>510 円</u>																																		
<u>児 島・海岸寺間</u>	<u>620 円</u>																																		
<u>児 島・金蔵寺間</u>	<u>620 円</u>																																		
区 間	大人片道普通旅客運賃																																		
児 島・坂 出間	<u>520 円</u>																																		
児 島・宇多津間	<u>430 円</u>																																		
児 島・丸 亀間	<u>520 円</u>																																		
児 島・讃岐塩屋間	<u>520 円</u>																																		
児 島・多度津間	<u>520 円</u>																																		
(中略)	(中略)																																		
<p style="text-align: center;">第3節 定期旅客運賃 (大人定期旅客運賃)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 定期旅客運賃 (大人定期旅客運賃)</p>																																		
<p>第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p>	<p>第95条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合を除く。</p>																																		
(中略)	(中略)																																		
<p>(4) 大人特殊均一定期旅客運賃 <u>13,860</u>円とする。</p>	<p>(4) 大人特殊均一定期旅客運賃 <u>14,220</u>円とする。</p>																																		
(中略)	(中略)																																		
<p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃) 第97条 100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とす</p>	<p>(制限距離を超える場合の大人定期旅客運賃) 第97条 100キロメートルを超える区間の大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ又は擬制キロに対する定期旅客運賃とを合計した額とす</p>																																		

現行	改正																																																																
<p>る。</p> <p>(中略)</p> <p>5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が1箇月のものにあつては、<u>42,000</u>円</p> <p>(2) 有効期間が3箇月のものにあつては、<u>119,700</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</p> <p>第98条の2 第74条の規定にかかわらず、四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <table border="0" data-bbox="436 826 963 965"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>4km</td> <td><u>14,510</u>円</td> </tr> <tr> <td>5km</td> <td><u>14,510</u>円</td> </tr> <tr> <td>6km</td> <td><u>14,510</u>円</td> </tr> </table> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合</p> <table border="0" data-bbox="309 1010 1059 1149"> <tr> <td>擬制キロ</td> <td>営業キロ</td> <td>1箇月</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>11km</td> <td>—</td> <td><u>3,390</u>円</td> <td><u>16,320</u>円</td> </tr> <tr> <td>31km</td> <td>28km</td> <td>—</td> <td><u>41,700</u>円</td> </tr> <tr> <td>36km</td> <td>32km</td> <td>—</td> <td><u>48,950</u>円</td> </tr> </table> <p>(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <table border="0" data-bbox="280 1193 1059 1260"> <tr> <td>運賃計算キロ</td> <td>営業キロ</td> <td>1箇月</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>11km</td> <td>10km</td> <td><u>3,390</u>円</td> <td><u>16,320</u>円</td> </tr> </table> <p>(九州旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</p> <p>第98条の3 第74条の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</p>	営業キロ	6箇月	4km	<u>14,510</u> 円	5km	<u>14,510</u> 円	6km	<u>14,510</u> 円	擬制キロ	営業キロ	1箇月	6箇月	11km	—	<u>3,390</u> 円	<u>16,320</u> 円	31km	28km	—	<u>41,700</u> 円	36km	32km	—	<u>48,950</u> 円	運賃計算キロ	営業キロ	1箇月	6箇月	11km	10km	<u>3,390</u> 円	<u>16,320</u> 円	<p>る。</p> <p>(中略)</p> <p>5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、100キロメートルを超える大人特別車両定期旅客運賃は、100キロメートル分の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃と100キロメートルを超える営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロに対する通勤定期旅客運賃とを合計した額に次の各号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1) 有効期間が1箇月のものにあつては、<u>43,200</u>円</p> <p>(2) 有効期間が3箇月のものにあつては、<u>123,120</u>円</p> <p>(中略)</p> <p>(四国旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</p> <p>第98条の2 第74条の規定にかかわらず、四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</p> <p>(1) 幹線内相互発着の場合</p> <table border="0" data-bbox="1422 826 1948 965"> <tr> <td>営業キロ</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>4km</td> <td><u>14,920</u>円</td> </tr> <tr> <td>5km</td> <td><u>14,920</u>円</td> </tr> <tr> <td>6km</td> <td><u>14,920</u>円</td> </tr> </table> <p>(2) 地方交通線内相互発着の場合</p> <table border="0" data-bbox="1294 1010 2045 1149"> <tr> <td>擬制キロ</td> <td>営業キロ</td> <td>1箇月</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>11km</td> <td>—</td> <td><u>3,490</u>円</td> <td><u>16,790</u>円</td> </tr> <tr> <td>31km</td> <td>28km</td> <td>—</td> <td><u>42,890</u>円</td> </tr> <tr> <td>36km</td> <td>32km</td> <td>—</td> <td><u>50,350</u>円</td> </tr> </table> <p>(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <table border="0" data-bbox="1265 1193 2045 1260"> <tr> <td>運賃計算キロ</td> <td>営業キロ</td> <td>1箇月</td> <td>6箇月</td> </tr> <tr> <td>11km</td> <td>10km</td> <td><u>3,490</u>円</td> <td><u>16,790</u>円</td> </tr> </table> <p>(九州旅客鉄道会社線内の小児通勤定期旅客運賃の特定)</p> <p>第98条の3 第74条の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の小児通勤定期旅客運賃のうち、次の各号に定める小児通勤定期旅客運賃については、次のとおり特定の額とする。</p>	営業キロ	6箇月	4km	<u>14,920</u> 円	5km	<u>14,920</u> 円	6km	<u>14,920</u> 円	擬制キロ	営業キロ	1箇月	6箇月	11km	—	<u>3,490</u> 円	<u>16,790</u> 円	31km	28km	—	<u>42,890</u> 円	36km	32km	—	<u>50,350</u> 円	運賃計算キロ	営業キロ	1箇月	6箇月	11km	10km	<u>3,490</u> 円	<u>16,790</u> 円
営業キロ	6箇月																																																																
4km	<u>14,510</u> 円																																																																
5km	<u>14,510</u> 円																																																																
6km	<u>14,510</u> 円																																																																
擬制キロ	営業キロ	1箇月	6箇月																																																														
11km	—	<u>3,390</u> 円	<u>16,320</u> 円																																																														
31km	28km	—	<u>41,700</u> 円																																																														
36km	32km	—	<u>48,950</u> 円																																																														
運賃計算キロ	営業キロ	1箇月	6箇月																																																														
11km	10km	<u>3,390</u> 円	<u>16,320</u> 円																																																														
営業キロ	6箇月																																																																
4km	<u>14,920</u> 円																																																																
5km	<u>14,920</u> 円																																																																
6km	<u>14,920</u> 円																																																																
擬制キロ	営業キロ	1箇月	6箇月																																																														
11km	—	<u>3,490</u> 円	<u>16,790</u> 円																																																														
31km	28km	—	<u>42,890</u> 円																																																														
36km	32km	—	<u>50,350</u> 円																																																														
運賃計算キロ	営業キロ	1箇月	6箇月																																																														
11km	10km	<u>3,490</u> 円	<u>16,790</u> 円																																																														

現行					改正				
(1) 幹線内相互発着の場合					(1) 幹線内相互発着の場合				
営業キロ	1 箇月		3 箇月	6 箇月	営業キロ	1 箇月		3 箇月	6 箇月
4 km	<u>2,910</u> 円		—	<u>14,330</u> 円	4 km	<u>3,000</u> 円		—	<u>14,740</u> 円
5 km	<u>2,920</u> 円		—	<u>14,340</u> 円	5 km	<u>3,010</u> 円		—	<u>14,750</u> 円
6 km	<u>2,930</u> 円		<u>8,750</u> 円	<u>14,350</u> 円	6 km	<u>3,020</u> 円	<u>9,000</u> 円		<u>14,760</u> 円
(2) 地方交通線内相互発着の場合					(2) 地方交通線内相互発着の場合				
擬制キロ	1 箇月		3 箇月	6 箇月	擬制キロ	1 箇月		3 箇月	6 箇月
11km	<u>3,400</u> 円		<u>10,200</u> 円	<u>16,330</u> 円	11km	<u>3,500</u> 円	<u>10,500</u> 円		<u>16,800</u> 円
(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合					(3) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合				
運賃計算キ ロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	運賃計算キ ロ	営業キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
11km	10km	<u>3,400</u> 円	<u>10,200</u> 円	<u>16,330</u> 円	11km	10km	<u>3,500</u> 円	<u>10,500</u> 円	<u>16,800</u> 円
(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)					(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)				
第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃、大人通学定期旅客運賃及び小児通勤定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イ並びに前条第 1 号の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。					第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃、大人通学定期旅客運賃及び小児通勤定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イ並びに第 98 条第 1 号の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。				
(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合					(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合				
イ <u>大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲに定める額</u>					イ <u>東京山手線内相互発着の場合</u> <u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲに定める額</u> <u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲに定める額</u> <u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号カに定める額</u>				
ロ <u>大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲに定める額</u>					ロ <u>大阪環状線内相互発着の場合</u> <u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲの 2 に定める額</u> <u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号ヲの 2 に定める額</u> <u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号カの 2 に定める額</u> <u>(削る)</u>				
ハ <u>小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第 2 号カに定める額</u>									

現行	改正																																								
<p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ <u>大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号ヨに定める額</u></p> <p>ロ <u>大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第2号タに定める額</u></p> <p><u>ハ 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号レに定める額</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合</p> <p>イ <u>東京附近における電車特定区間内相互発着の場合</u> <u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号ヨに定める額</u> <u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第2号タに定める額</u> <u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号レに定める額</u></p> <p>ロ <u>大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合</u> <u>(イ) 大人通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号ヨの2に定める額</u> <u>(ロ) 大人通学定期旅客運賃</u> <u>別表第2号タの2に定める額</u> <u>(ハ) 小児通勤定期旅客運賃</u> <u>別表第2号レの2に定める額</u> <u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p>																																								
<p>(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第99条の3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 南千歳・新千歳空港間</p> <table border="1" data-bbox="235 1077 1108 1412"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1箇月</th> <th>3箇月</th> <th>6箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人加算通勤定期旅客運賃</td> <td><u>4,410</u>円</td> <td><u>12,570</u>円</td> <td><u>21,160</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児加算通勤定期旅客運賃</td> <td><u>2,200</u>円</td> <td><u>6,280</u>円</td> <td><u>10,580</u>円</td> </tr> <tr> <td>大人加算通学定期旅客運賃</td> <td><u>2,630</u>円</td> <td><u>7,480</u>円</td> <td><u>14,180</u>円</td> </tr> <tr> <td>高校生等加算通学定期旅客運賃</td> <td><u>2,370</u>円</td> <td><u>6,730</u>円</td> <td><u>12,750</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	1箇月	3箇月	6箇月	大人加算通勤定期旅客運賃	<u>4,410</u> 円	<u>12,570</u> 円	<u>21,160</u> 円	小児加算通勤定期旅客運賃	<u>2,200</u> 円	<u>6,280</u> 円	<u>10,580</u> 円	大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,630</u> 円	<u>7,480</u> 円	<u>14,180</u> 円	高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,370</u> 円	<u>6,730</u> 円	<u>12,750</u> 円	<p>(加算定期旅客運賃の適用区間及び額)</p> <p>第99条の3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 南千歳・新千歳空港間</p> <table border="1" data-bbox="1220 1077 2094 1412"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>1箇月</th> <th>3箇月</th> <th>6箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人加算通勤定期旅客運賃</td> <td><u>4,540</u>円</td> <td><u>12,930</u>円</td> <td><u>21,760</u>円</td> </tr> <tr> <td>小児加算通勤定期旅客運賃</td> <td><u>2,260</u>円</td> <td><u>6,460</u>円</td> <td><u>10,880</u>円</td> </tr> <tr> <td>大人加算通学定期旅客運賃</td> <td><u>2,710</u>円</td> <td><u>7,690</u>円</td> <td><u>14,590</u>円</td> </tr> <tr> <td>高校生等加算通学定期旅客運賃</td> <td><u>2,440</u>円</td> <td><u>6,920</u>円</td> <td><u>13,110</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	1箇月	3箇月	6箇月	大人加算通勤定期旅客運賃	<u>4,540</u> 円	<u>12,930</u> 円	<u>21,760</u> 円	小児加算通勤定期旅客運賃	<u>2,260</u> 円	<u>6,460</u> 円	<u>10,880</u> 円	大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,710</u> 円	<u>7,690</u> 円	<u>14,590</u> 円	高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,440</u> 円	<u>6,920</u> 円	<u>13,110</u> 円
種類	1箇月	3箇月	6箇月																																						
大人加算通勤定期旅客運賃	<u>4,410</u> 円	<u>12,570</u> 円	<u>21,160</u> 円																																						
小児加算通勤定期旅客運賃	<u>2,200</u> 円	<u>6,280</u> 円	<u>10,580</u> 円																																						
大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,630</u> 円	<u>7,480</u> 円	<u>14,180</u> 円																																						
高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,370</u> 円	<u>6,730</u> 円	<u>12,750</u> 円																																						
種類	1箇月	3箇月	6箇月																																						
大人加算通勤定期旅客運賃	<u>4,540</u> 円	<u>12,930</u> 円	<u>21,760</u> 円																																						
小児加算通勤定期旅客運賃	<u>2,260</u> 円	<u>6,460</u> 円	<u>10,880</u> 円																																						
大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,710</u> 円	<u>7,690</u> 円	<u>14,590</u> 円																																						
高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,440</u> 円	<u>6,920</u> 円	<u>13,110</u> 円																																						

現行				改正			
中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>1,830</u> 円	<u>5,230</u> 円	<u>9,920</u> 円	中学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>1,880</u> 円	<u>5,380</u> 円	<u>10,200</u> 円
小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>920</u> 円	<u>2,610</u> 円	<u>4,950</u> 円	小学生等加算通学 定期旅客運賃	<u>950</u> 円	<u>2,680</u> 円	<u>5,090</u> 円
(2) 日根野・りんくうタウン間				(2) 日根野・りんくうタウン間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>4,470</u> 円	<u>12,720</u> 円	<u>21,420</u> 円	大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>4,600</u> 円	<u>13,080</u> 円	<u>22,030</u> 円
小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>2,140</u> 円	<u>6,360</u> 円	<u>10,280</u> 円	小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>2,200</u> 円	<u>6,540</u> 円	<u>10,570</u> 円
大人加算通学定期 旅客運賃	<u>2,750</u> 円	<u>7,850</u> 円	<u>14,860</u> 円	大人加算通学定期 旅客運賃	<u>2,830</u> 円	<u>8,070</u> 円	<u>15,280</u> 円
(3) 日根野・関西空港間				(3) 日根野・関西空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>6,340</u> 円	<u>18,040</u> 円	<u>30,370</u> 円	大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>6,520</u> 円	<u>18,560</u> 円	<u>31,240</u> 円
小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>3,060</u> 円	<u>9,020</u> 円	<u>14,680</u> 円	小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>3,150</u> 円	<u>9,280</u> 円	<u>15,100</u> 円
大人加算通学定期 旅客運賃	<u>5,090</u> 円	<u>14,500</u> 円	<u>27,440</u> 円	大人加算通学定期 旅客運賃	<u>5,240</u> 円	<u>14,910</u> 円	<u>28,220</u> 円
(4) りんくうタウン・関西空港間				(4) りんくうタウン・関西空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>4,780</u> 円	<u>13,600</u> 円	<u>22,910</u> 円	大人加算通勤定期 旅客運賃	<u>4,920</u> 円	<u>13,990</u> 円	<u>23,560</u> 円
小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>2,390</u> 円	<u>6,800</u> 円	<u>11,450</u> 円	小児加算通勤定期 旅客運賃	<u>2,460</u> 円	<u>6,990</u> 円	<u>11,780</u> 円
大人加算通学定期 旅客運賃	<u>3,220</u> 円	<u>9,200</u> 円	<u>17,380</u> 円	大人加算通学定期 旅客運賃	<u>3,310</u> 円	<u>9,460</u> 円	<u>17,880</u> 円
(5) 児島・宇多津間				(5) 児島・宇多津間			
イ 通勤				イ 通勤			
(イ) 大人加算通勤定期旅客運賃				(イ) 大人加算通勤定期旅客運賃			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期	<u>1,540</u> 円	<u>4,390</u> 円	<u>7,800</u> 円	大人加算通勤定期	<u>1,580</u> 円	<u>4,520</u> 円	<u>8,020</u> 円

現行				改正			
旅客運賃				旅客運賃			
(ロ) 小児加算通勤定期旅客運賃 小児加算通勤定期旅客運賃は、大人加算通勤定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。				(ロ) 小児加算通勤定期旅客運賃 小児加算通勤定期旅客運賃は、大人加算通勤定期旅客運賃を折半し、は数整理した額とする。			
ロ 通学				ロ 通学			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通学定期旅客運賃	<u>1,220</u> 円	<u>3,480</u> 円	<u>6,580</u> 円	大人加算通学定期旅客運賃	<u>1,250</u> 円	<u>3,580</u> 円	<u>6,770</u> 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>920</u> 円	<u>2,620</u> 円	<u>4,960</u> 円	高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>950</u> 円	<u>2,690</u> 円	<u>5,100</u> 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>550</u> 円	<u>1,550</u> 円	<u>2,950</u> 円	中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>570</u> 円	<u>1,590</u> 円	<u>3,030</u> 円
小学生等加算通学定期旅客運賃	<u>280</u> 円	<u>770</u> 円	<u>1,470</u> 円	小学生等加算通学定期旅客運賃	<u>290</u> 円	<u>790</u> 円	<u>1,510</u> 円
(6) 田吉・宮崎空港間				(6) 田吉・宮崎空港間			
種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月	種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期旅客運賃	<u>3,670</u> 円	<u>10,460</u> 円	<u>17,830</u> 円	大人加算通勤定期旅客運賃	<u>3,770</u> 円	<u>10,760</u> 円	<u>18,340</u> 円
小児加算通勤定期旅客運賃	<u>1,830</u> 円	<u>5,230</u> 円	<u>8,910</u> 円	小児加算通勤定期旅客運賃	<u>1,880</u> 円	<u>5,380</u> 円	<u>9,170</u> 円
大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,140</u> 円	<u>6,100</u> 円	<u>11,530</u> 円	大人加算通学定期旅客運賃	<u>2,200</u> 円	<u>6,270</u> 円	<u>11,860</u> 円
高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>1,940</u> 円	<u>5,530</u> 円	<u>10,480</u> 円	高校生等加算通学定期旅客運賃	<u>2,000</u> 円	<u>5,690</u> 円	<u>10,780</u> 円
中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>1,540</u> 円	<u>4,400</u> 円	<u>8,360</u> 円	中学生等加算通学定期旅客運賃	<u>1,580</u> 円	<u>4,530</u> 円	<u>8,600</u> 円
(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃) 第 99 条の 4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 95 条の 2、第 95 条の 3、第 95 条の 4、第 96 条、第 96 条の 2、第 97 条、第 98 条、第 98 条の 3、第 99 条の 2 及び第 104 条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。				(加算定期旅客運賃適用区間にかかわる定期旅客運賃) 第 99 条の 4 加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合又は当該区間と他の区間を連続して乗車する場合の定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 95 条の 2、第 95 条の 3、第 95 条の 4、第 96 条、第 96 条の 2、第 97 条、第 98 条、第 98 条の 3、第 99 条の 2 及び第 104 条の規定により計算した額に加算定期旅客運賃を加えた額とする。			

現行	改正
<p>2 前項の規定にかかわらず、加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合、次に定める駅相互間の定期旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: right;">6 箇月</p> <p style="text-align: center;">児 島・宇多津間 <u>58,920</u> 円</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第 104 条第 1 号ハに定める額に第 99 条の 3 第 6 号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、加算定期旅客運賃適用区間を乗車する場合、次に定める駅相互間の定期旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。</p> <p>大人通勤定期旅客運賃</p> <p style="text-align: right;">6 箇月</p> <p style="text-align: center;">児 島・宇多津間 <u>60,600</u> 円</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、第 38 条第 1 項第 2 号に定める児童に対する通学定期旅客運賃は、第 104 条第 1 号ハに定める額に第 99 条の 3 第 6 号に定める中学生等加算通学定期旅客運賃を加えた額を折半し、は数整理した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 節 急行料金</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム及びウに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、ま</p>	<p style="text-align: center;">第 7 節 急行料金</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム及びウに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金</p> <p>別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、ま</p>

現行	改正
<p>た、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初へのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後へのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>510</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第</p>	<p>た、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初へのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後へのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>520</u>円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第</p>

現行	改正
<p>57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。) に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して a 又は e の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第 57 条の 3 第 5 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第 2 号ウに定める額から <u>510</u> 円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>g 第 57 条第 8 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ナ、ラ又はムに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p>	<p>57 条第 7 項の規定により発売するものを含む。) に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p>東京・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して a 又は e の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第 57 条の 3 第 5 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間に対して a、b 又は d の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第 2 号ウに定める額から <u>520</u> 円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b 又は d のただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>g 第 57 条第 8 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ナ、ラ又はムに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p>

現行	改正
<p>a b、c、d及びe以外の立席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム及びウに定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金 (中略) (b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>510</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。 (中略)</p> <p>e 第57条第8項の規定により発売する立席特急券に適用する立席特急料金 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナに定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>510</u> 円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(ハ) 自由席特急料金</p>	<p>a b、c、d及びe以外の立席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム及びウに定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する立席特急券に適用する立席特急料金 (中略) (b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>520</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、のぞみ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。 (中略)</p> <p>e 第57条第8項の規定により発売する立席特急券に適用する立席特急料金 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間に対する別表第2号ナに定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>520</u> 円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。</p> <p>(ハ) 自由席特急料金</p>

現行	改正
<p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム及びウに定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>510</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。 (中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 <u>840</u> 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、<u>1,040</u> 円とし、<u>西日本旅客鉄道会社線及び九州旅客鉄道会社線</u>にあつては、<u>830</u> 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 <u>950</u> 円とする。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線内</u>にあつては、<u>940</u> 円とする。</p> <p>b 第57条第1項第1号ニの(イ)のbに定める区間に対する特定特</p>	<p>a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム及びウに定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>b 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する自由席特急券に適用する自由席特急料金</p> <p>(a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合又はのぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の自由席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から <u>520</u> 円を低減した額とする。この場合、のぞみ号等の自由席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の自由席を使用する区間から最後にのぞみ号等の自由席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の自由席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の自由席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。 (中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合 <u>860</u> 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、<u>1,070</u> 円とし、<u>九州旅客鉄道会社線内</u>にあつては、<u>850</u> 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが50キロメートルを超える場合 <u>980</u> 円とする。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線内</u>にあつては、<u>970</u> 円とする。</p> <p>b 第57条第1項第1号ニの(イ)のbに定める区間に対する特定特</p>

現行	改正																																								
<p>急料金 東京・博多間の乗車区間に対する別表第2号ツに定める額から <u>510</u> 円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>c 第57条第1項第1号ニの(イ)のcに定める区間に対する特定特急料金 小倉・博多間に対して a の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から <u>510</u> 円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="400 967 1108 1342"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>50キロメートルまで</td> <td>100キロメートルまで</td> <td>150キロメートルまで</td> <td>200キロメートルまで</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,240</u></td> <td>円 <u>1,660</u></td> <td>円 <u>2,290</u></td> <td>円 <u>2,610</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300キロメートルまで</td> <td>400キロメートルまで</td> <td>600キロメートルまで</td> <td>601キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,820</u></td> <td>円 <u>3,030</u></td> <td>円 <u>3,340</u></td> <td>円 <u>3,660</u></td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p>	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	料 金	円 <u>1,240</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,290</u>	円 <u>2,610</u>	営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上	料 金	円 <u>2,820</u>	円 <u>3,030</u>	円 <u>3,340</u>	円 <u>3,660</u>	<p>急料金 東京・博多間の乗車区間に対する別表第2号ツに定める額から <u>520</u> 円を低減した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対して a の規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>c 第57条第1項第1号ニの(イ)のcに定める区間に対する特定特急料金 小倉・博多間に対して a の規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から <u>520</u> 円を低減した額とを合計した額とする。 (中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号及び第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号及び第4号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1391 967 2098 1342"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>50キロメートルまで</td> <td>100キロメートルまで</td> <td>150キロメートルまで</td> <td>200キロメートルまで</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,270</u></td> <td>円 <u>1,700</u></td> <td>円 <u>2,350</u></td> <td>円 <u>2,680</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300キロメートルまで</td> <td>400キロメートルまで</td> <td>600キロメートルまで</td> <td>601キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,900</u></td> <td>円 <u>3,110</u></td> <td>円 <u>3,430</u></td> <td>円 <u>3,760</u></td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p>	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	料 金	円 <u>1,270</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,350</u>	円 <u>2,680</u>	営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上	料 金	円 <u>2,900</u>	円 <u>3,110</u>	円 <u>3,430</u>	円 <u>3,760</u>
営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,240</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,290</u>	円 <u>2,610</u>																																					
営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上																																					
料 金	円 <u>2,820</u>	円 <u>3,030</u>	円 <u>3,340</u>	円 <u>3,660</u>																																					
営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,270</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,350</u>	円 <u>2,680</u>																																					
営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上																																					
料 金	円 <u>2,900</u>	円 <u>3,110</u>	円 <u>3,430</u>	円 <u>3,760</u>																																					

現行	改正																																								
<p>a の表に定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金 (a) (b) 以外の特定特急料金 <u>1,260</u> 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 (a) (b) 以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p>	<p>a の(a)の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金 (a) (b) 以外の特定特急料金 <u>1,300</u> 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 (a) (b) 以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,140</u></td> <td>円 <u>1,460</u></td> <td>円 <u>1,880</u></td> <td>円 <u>2,190</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300 キロメートルまで</td> <td>400 キロメートルまで</td> <td>401 キロメートル以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,400</u></td> <td>円 <u>2,610</u></td> <td>円 <u>2,930</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	料 金	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,460</u>	円 <u>1,880</u>	円 <u>2,190</u>	営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		料 金	円 <u>2,400</u>	円 <u>2,610</u>	円 <u>2,930</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,170</u></td> <td>円 <u>1,500</u></td> <td>円 <u>1,930</u></td> <td>円 <u>2,250</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300 キロメートルまで</td> <td>400 キロメートルまで</td> <td>401 キロメートル以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,460</u></td> <td>円 <u>2,680</u></td> <td>円 <u>3,010</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	料 金	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,500</u>	円 <u>1,930</u>	円 <u>2,250</u>	営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,010</u>	
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,460</u>	円 <u>1,880</u>	円 <u>2,190</u>																																					
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上																																						
料 金	円 <u>2,400</u>	円 <u>2,610</u>	円 <u>2,930</u>																																						
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,500</u>	円 <u>1,930</u>	円 <u>2,250</u>																																					
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上																																						
料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,010</u>																																						
<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1 人当りの料金は、(a) の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した</p>	<p>(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1 人当りの料金は、(a) の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した</p>																																								

現行	改正																																								
<p>額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金 <u>1,260</u> 円とする。</p> <p>(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）並びに海峽線、江差線中木古内・五稜郭間及び函館本線中五稜郭・函館間内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p>	<p>額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金 a <u>の(a)</u>の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金 <u>1,300</u> 円とする。</p> <p>(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）並びに海峽線、江差線中木古内・五稜郭間及び函館本線中五稜郭・函館間内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,010</u></td> <td>円 <u>1,410</u></td> <td>円 <u>1,810</u></td> <td>円 <u>2,190</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300 キロメートルまで</td> <td>400 キロメートルまで</td> <td>401 キロメートル以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,400</u></td> <td>円 <u>2,610</u></td> <td>円 <u>2,930</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	料 金	円 <u>1,010</u>	円 <u>1,410</u>	円 <u>1,810</u>	円 <u>2,190</u>	営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		料 金	円 <u>2,400</u>	円 <u>2,610</u>	円 <u>2,930</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>50 キロメートルまで</th> <th>100 キロメートルまで</th> <th>150 キロメートルまで</th> <th>200 キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>1,030</u></td> <td>円 <u>1,450</u></td> <td>円 <u>1,860</u></td> <td>円 <u>2,250</u></td> </tr> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>300 キロメートルまで</td> <td>400 キロメートルまで</td> <td>401 キロメートル以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 <u>2,460</u></td> <td>円 <u>2,680</u></td> <td>円 <u>3,010</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	料 金	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,450</u>	円 <u>1,860</u>	円 <u>2,250</u>	営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,010</u>	
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,010</u>	円 <u>1,410</u>	円 <u>1,810</u>	円 <u>2,190</u>																																					
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上																																						
料 金	円 <u>2,400</u>	円 <u>2,610</u>	円 <u>2,930</u>																																						
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで																																					
料 金	円 <u>1,030</u>	円 <u>1,450</u>	円 <u>1,860</u>	円 <u>2,250</u>																																					
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上																																						
料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,010</u>																																						
<p>b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。</p> <p>(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から</p>	<p>b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。</p> <p>(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から</p>																																								

現行					改正				
200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。					200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>520</u> 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。				
営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,450</u>	円 <u>1,870</u>	円 <u>2,190</u>	料 金	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,490</u>	円 <u>1,920</u>	円 <u>2,250</u>
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上		営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 <u>2,390</u>	円 <u>2,610</u>	円 <u>2,920</u>		料 金	円 <u>2,460</u>	円 <u>2,680</u>	円 <u>3,000</u>	
b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。 c 特定特急料金 <u>1,260</u> 円とする。					b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から <u>520</u> 円を低減した額とする。 c 特定特急料金 <u>1,300</u> 円とする。				
(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金					(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金				
a b 以外の特別急行料金					a b 以外の特別急行料金				
(a) 指定席特急料金					(a) 指定席特急料金				
次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>500</u> 円をそれぞれ低減した額とする。					次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から <u>510</u> 円をそれぞれ低減した額とする。				
営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで	営業キロ地帯	25 キロメートルまで	50 キロメートルまで	75 キロメートルまで	100 キロメートルまで
料 金	円 <u>800</u>	円 <u>1,100</u>	円 <u>1,300</u>	円 <u>1,400</u>	料 金	円 <u>810</u>	円 <u>1,130</u>	円 <u>1,330</u>	円 <u>1,440</u>
営業キロ地帯	150 キロメートル	200 キロメートル	300 キロメートル	301 キロメートル	営業キロ地帯	150 キロメートル	200 キロメートル	300 キロメートル	301 キロメートル

現行					改正						
		まで	まで	まで	以上		まで	まで	まで	以上	
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	
		1,700	1,850	1,950	2,100		1,740	1,890	2,000	2,160	
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>500</u> 円を低減した額とする。					(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から <u>510</u> 円を低減した額とする。						
b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席に対して適用する指定席特急料金					b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び <u>白いくろちゃんシート</u> に対して適用する指定席特急料金						
営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで		営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	
	1,000	1,300	1,500	1,600	1,600		1,020	1,340	1,540	1,650	
営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	301キロメートル以上		営業キロ地帯	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	301キロメートル以上	
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	
	1,900	2,050	2,150	2,300	2,300		1,950	2,100	2,210	2,370	
(2) 普通急行料金					(2) 普通急行料金						
営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	円
	530	730	950	1,050	1,260		550	750	980	1,080	1,300
(中略)					(中略)						
第8節 特別車両料金 (特別車両料金)					第8節 特別車両料金 (特別車両料金)						
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。					第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。						
(1) 特別車両料金(A)					(1) 特別車両料金(A)						
イ ロ以外の特別車両料金(A)					イ ロ以外の特別車両料金(A)						
(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別車両料金(A)					(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別車両料金(A)						
営業キロ	100キロ	200キロ	400キロ	600キロ		営業キロ	100キロ	200キロ	400キロ	600キロ	

現行					改正				
口地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで	口地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料 金	円 <u>1,240</u>	円 <u>2,670</u>	円 <u>4,000</u>	円 <u>5,150</u>	料 金	円 <u>1,280</u>	円 <u>2,750</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,300</u>
営業キロ地帯	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上			営業キロ地帯	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上		
料 金	円 <u>6,300</u>	円 <u>7,440</u>			料 金	円 <u>6,480</u>	円 <u>7,650</u>		
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c 及び d 以外の特別車両料金(A)					(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c 及び d 以外の特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで
料 金	円 <u>1,000</u>	円 <u>2,000</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>4,000</u>	料 金	円 <u>1,030</u>	円 <u>2,060</u>	円 <u>3,090</u>	円 <u>4,110</u>
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上	営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料 金	円 <u>4,000</u>	円 <u>4,000</u>	円 <u>4,000</u>	円 <u>5,000</u>	料 金	円 <u>4,110</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,140</u>
b グランクラスに対して適用する特別車両料金(A) (a) (b)以外のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)					b グランクラスに対して適用する特別車両料金(A) (a) (b)以外のグランクラスに対して適用する特別車両料金(A)				
営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで
料 金	円 <u>6,000</u>	円 <u>7,000</u>	円 <u>8,000</u>	円 <u>9,000</u>	料 金	円 <u>6,170</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>8,230</u>	円 <u>9,250</u>
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上	営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料 金	円 <u>9,000</u>	円 <u>9,000</u>	円 <u>9,000</u>	円 <u>10,000</u>	料 金	円 <u>9,250</u>	円 <u>9,250</u>	円 <u>9,250</u>	円 <u>10,280</u>

現行					改正						
(b) なすの号等のグランクラスに対して適用する特別車両料金					(b) なすの号等のグランクラスに対して適用する特別車両料金						
(A)					(A)						
営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで		
料 金	円 <u>4,000</u>	円 <u>5,000</u>	円 <u>6,000</u>	円 <u>7,000</u>	料 金	円 <u>4,120</u>	円 <u>5,150</u>	円 <u>6,180</u>	円 <u>7,200</u>		
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上	営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上		
料 金	円 <u>7,000</u>	円 <u>7,000</u>	円 <u>7,000</u>	円 <u>8,000</u>	料 金	円 <u>7,200</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>7,200</u>	円 <u>8,230</u>		
c 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)					c 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	200 キロメートルまで				営業キロ地帯	200 キロメートルまで					
料 金	円 <u>2,000</u>				料 金	円 <u>2,060</u>					
d 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)					d 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上	営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上
料 金	円 <u>2,670</u>	円 <u>4,000</u>	円 <u>5,150</u>	円 <u>6,300</u>	円 <u>7,440</u>	料 金	円 <u>2,750</u>	円 <u>4,110</u>	円 <u>5,300</u>	円 <u>6,480</u>	円 <u>7,650</u>
(ハ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)					(ハ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)						
a b及びc以外の特別車両料金(A)					a b及びc以外の特別車両料金(A)						
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,000</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は <u>1,530</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>300</u> 円とする。					次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,030</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は <u>1,570</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>310</u> 円とする。						

現行					改正						
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上			
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円			
	<u>1,000</u>	<u>1,530</u>	<u>2,450</u>			<u>1,030</u>	<u>1,570</u>	<u>2,520</u>			
b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)					b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)						
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上			
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円			
	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>	<u>3,000</u>			<u>1,030</u>	<u>2,060</u>	<u>3,090</u>			
c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)					c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)						
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,600</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>2,600</u> 円とする。					次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は <u>1,650</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は <u>2,670</u> 円とする。						
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上			
料 金	円	円	円		料 金	円	円	円			
	<u>1,600</u>	<u>2,600</u>	<u>3,600</u>			<u>1,650</u>	<u>2,670</u>	<u>3,700</u>			
(中略)					(中略)						
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)					ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)						
(イ) (ロ)及び(ハ)以外の個室に対して適用する特別車両料金(A)					(イ) (ロ)及び(ハ)以外の個室に対して適用する特別車両料金(A)						
a 1人・2人個室					a 1人・2人個室						
営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上	営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	円
	<u>3,240</u>	<u>4,770</u>	<u>6,200</u>	<u>7,540</u>	<u>8,970</u>		<u>3,330</u>	<u>4,910</u>	<u>6,380</u>	<u>7,760</u>	<u>9,230</u>
(注) 1人当りの料金とする。					(注) 1人当りの料金とする。						
b 3人・4人個室					b 3人・4人個室						
営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上	営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	円
	<u>3,240</u>	<u>4,770</u>	<u>6,200</u>	<u>7,540</u>	<u>8,970</u>		<u>3,330</u>	<u>4,910</u>	<u>6,380</u>	<u>7,760</u>	<u>9,230</u>

現行						改正					
料 金	円	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円	円
	<u>2,950</u>	<u>4,390</u>	<u>5,630</u>	<u>6,960</u>	<u>8,200</u>		<u>3,030</u>	<u>4,520</u>	<u>5,790</u>	<u>7,160</u>	<u>8,430</u>
(注) 1人当りの料金とする。						(注) 1人当りの料金とする。					
(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金						(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金					
(A)						(A)					
		設備定員4人						設備定員4人			
1室当りの料金		円				1室当りの料金		円			
		<u>6,000</u>						<u>6,170</u>			
(ハ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)						(ハ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)					
a b以外の個室						a b以外の個室					
次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は						次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は					
<u>2,000</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合 は 除く。)は						<u>2,060</u> 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合 を 除く。)は					
<u>3,060</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は						<u>3,140</u> 円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は					
<u>600</u> 円とする。						<u>620</u> 円とする。					
営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上			営業キロ地帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		
1室当りの料金(設備定員4人)	円	円	円			1室当りの料金(設備定員4人)	円	円	円		
	<u>2,000</u>	<u>3,060</u>	<u>4,900</u>				<u>2,060</u>	<u>3,140</u>	<u>5,040</u>		
b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室						b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室					
(a) スイート						(a) スイート					
営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで			営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで		
1室当りの料金(設備定員2人)	円	円	円			1室当りの料金(設備定員2人)	円	円	円		
	<u>100,000</u>	<u>102,000</u>	<u>104,000</u>				<u>102,860</u>	<u>104,910</u>	<u>106,970</u>		
営業キロ地帯	601キロメートル以上					営業キロ地帯	601キロメートル以上				
1室当りの料金(設備定員2人)	円					1室当りの料金(設備定員2人)	円				
	<u>106,000</u>						<u>109,030</u>				
(b) DXスイート						(b) DXスイート					
営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで			営業キロ地帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで		

現行					改正					
	1室当りの料金 (設備定員3人)	円	円	円		1室当りの料金 (設備定員3人)	円	円	円	
		<u>120,000</u>	<u>122,000</u>	<u>124,000</u>			<u>123,430</u>	<u>125,490</u>	<u>127,540</u>	
	営業キロ地帯	601キロメートル以上				営業キロ地帯	601キロメートル以上			
	1室当りの料金 (設備定員3人)	円				1室当りの料金 (設備定員3人)	円			
		<u>126,000</u>					<u>129,600</u>			
(2)	特別車両料金(B)				(2)	特別車両料金(B)				
	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
	料 金	円	円	円	円	料 金	円	円	円	円
		<u>750</u>	<u>950</u>	<u>1,620</u>	<u>1,900</u>		<u>770</u>	<u>980</u>	<u>1,670</u>	<u>1,950</u>
	(中略)					(中略)				
	第9節 寝台料金 (寝台料金)					第9節 寝台料金 (寝台料金)				
	第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。					第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。				
	(1) A寝台料金 (1人当りの料金とする。)					(1) A寝台料金 (1人当りの料金とする。)				
	1夜につき1個	上 段	<u>9,540</u> 円			1夜につき1個	上 段	<u>9,810</u> 円		
		下 段	<u>10,500</u> 円				下 段	<u>10,800</u> 円		
		個 室 (シングルテラックス、ツインテラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	<u>13,350</u> 円				個 室 (シングルテラックス、ツインテラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	<u>13,730</u> 円		
		特別個室(R) : (ロイヤル、カシオペアテラックス)	<u>17,180</u> 円				特別個室(R) : (ロイヤル、カシオペアテラックス)	<u>17,670</u> 円		
		特別個室(S) : (スイート、スーパーリアツイン、カシオペアスイート)	<u>25,490</u> 円				特別個室(S) : (スイート、スーパーリアツイン、カシオペアスイート)	<u>26,220</u> 円		
		特別個室(D S) : (エクセレントスイート)	<u>33,640</u> 円				特別個室(D S) : (エクセレントスイート)	<u>34,600</u> 円		
	(2) B寝台料金 (1人当りの料金とする。)					(2) B寝台料金 (1人当りの料金とする。)				
	イ 客車 (個室)					イ 客車 (個室)				
	1夜につき1個	個 室 : (ソロ、デュエット、カルテット)	<u>6,300</u> 円			1夜につき1個	個 室 : (ソロ、デュエット、カルテット)	<u>6,480</u> 円		
		個室 (NT) : (ノーマルツイン)	<u>8,160</u> 円				個室 (NT) : (ノーマルツイン)	<u>8,390</u> 円		
		個室 (ST) : (シングルツイン)	<u>9,170</u> 円				個室 (ST) : (シングルツイン)	<u>9,430</u> 円		
	ロ 客車 (二段式)					ロ 客車 (二段式)				

現行	改正
1夜につき1個 <u>6,300</u> 円	1夜につき1個 <u>6,480</u> 円
ハ 客車(三段式)	ハ 客車(三段式)
1夜につき1個 <u>5,250</u> 円	1夜につき1個 <u>5,400</u> 円
ニ 電車(個室)	ニ 電車(個室)
1夜につき1個 { 個室:(ソロ) <u>6,300</u> 円	1夜につき1個 { 個室:(ソロ) <u>6,480</u> 円
{ 個室(SI及びSRT):(シングル、 ライズツイン) <u>7,350</u> 円	{ 個室(SI及びSRT):(シングル、 ライズツイン) <u>7,560</u> 円
{ 個室(ST):(シングルツイン) <u>9,170</u> 円	{ 個室(ST):(シングルツイン) <u>9,430</u> 円
ホ 電車(二段式)	ホ 電車(二段式)
1夜につき1個 <u>6,300</u> 円	1夜につき1個 <u>6,480</u> 円
ヘ 電車(三段式)	ヘ 電車(三段式)
1夜につき1個 { 上段及び中段 <u>5,250</u> 円	1夜につき1個 { 上段及び中段 <u>5,400</u> 円
{ 下段 <u>6,300</u> 円	{ 下段 <u>6,480</u> 円
(3) 寝台個室の補助寝台料金(1人当りの料金とする。)	(3) 寝台個室の補助寝台料金(1人当りの料金とする。)
イ 第1号に規定する個室、特別個室(R)及び特別個室(S)(カシオペアスイートを除く。)の補助寝台料金	イ 第1号に規定する個室、特別個室(R)及び特別個室(S)(カシオペアスイートを除く。)の補助寝台料金
1夜につき1個 <u>9,540</u> 円	1夜につき1個 <u>9,810</u> 円
ロ 第1号に規定する特別個室(S)のうちカシオペアスイートの補助寝台料金	ロ 第1号に規定する特別個室(S)のうちカシオペアスイートの補助寝台料金
1夜につき1個 <u>13,350</u> 円	1夜につき1個 <u>13,730</u> 円
ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金	ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金
1夜につき1個 <u>5,250</u> 円	1夜につき1個 <u>5,400</u> 円
(中略)	(中略)
第10節 コンパートメント料金 (コンパートメント料金)	第10節 コンパートメント料金 (コンパートメント料金)
第139条 コンパートメント料金は、旅客1人につき <u>510</u> 円とする。	第139条 コンパートメント料金は、旅客1人につき <u>520</u> 円とする。
第11節 座席指定料金 (大人座席指定料金)	第11節 座席指定料金 (大人座席指定料金)
第139条の2 大人座席指定料金は、 <u>510</u> 円とする。 (大人座席指定料金の特定)	第139条の2 大人座席指定料金は、 <u>520</u> 円とする。 (大人座席指定料金の特定)

現行	改正
<p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>300</u>円とする。ただし、別に定める場合は、<u>800</u>円とする。</p> <p>(2) 東日本鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>800</u>円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>310</u>円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>300</u>円とする。ただし、別に定める場合は、<u>500</u>円又は<u>800</u>円とする。</p> <p>(5) 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き <u>310</u>円とする。</p>	<p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>310</u>円とする。ただし、別に定める場合は、<u>820</u>円とする。</p> <p>(2) 東日本<u>旅客</u>鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>820</u>円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>320</u>円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、<u>310</u>円とする。ただし、別に定める場合は、<u>510</u>円又は<u>820</u>円とする。</p> <p>(5) 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き <u>320</u>円とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき <u>310</u>円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は <u>300</u>円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p>	<p>(乗車整理料金)</p> <p>第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき <u>320</u>円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は <u>310</u>円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。</p>
(中略)	(中略)
<p>(ホームライナー料金)</p> <p>第 140 条の 3 当社において特に必要と認める場合は、ホームライナー料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定によるホームライナー料金は、旅客 1 人につき <u>500</u>円とする。</p> <p>3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p>	<p>(ホームライナー料金)</p> <p>第 140 条の 3 当社において特に必要と認める場合は、ホームライナー料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。</p> <p>2 前項の規定によるホームライナー料金は、旅客 1 人につき <u>510</u>円とする。</p> <p>3 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。</p>
(中略)	(中略)
(車両の留置料金)	(車両の留置料金)

現行	改正
<p>第 143 条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。</p> <p>(1) 機関車 1 両につき 2 時間までごとに <u>5,460</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・ 荷物車及び食堂車 同 <u>1,890</u> 円</p> <p>(中略)</p>	<p>第 143 条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。</p> <p>(1) 機関車 1 両につき 2 時間までごとに <u>5,620</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・ 荷物車及び食堂車 同 <u>1,940</u> 円</p> <p>(中略)</p>
<p>(暖房料金)</p> <p>第 144 条 当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2 時間までごとに、機関車による場合は、<u>6,090</u> 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は <u>3,050</u> 円とする。</p> <p>(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)</p>	<p>(暖房料金)</p> <p>第 144 条 当社において運輸上又は設備上支障がないと認めた場合は、旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によって、その滞留中の車両に対して機関車・暖房車又は定置暖房設備により暖房を行う。この場合の暖房料金は、2 時間までごとに、機関車による場合は、<u>6,260</u> 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は <u>3,140</u> 円とする。</p> <p>(旅客車専用扱又は貸切取消の場合の回送料)</p>
<p>第 145 条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。</p> <p>(1) 機関車 1 両 1 キロメートルにつき <u>620</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・ 荷物車及び食堂車 同 <u>230</u> 円</p>	<p>第 145 条 旅客車専用扱の団体旅客又は貸切旅客に対して使用する旅客車その他の車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全営業キロについて、次の各号に定める車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間の営業キロは、打ち切って各別に計算する。</p> <p>(1) 機関車 1 両 1 キロメートルにつき <u>640</u> 円</p> <p>(2) 客車・電車・気動車・ 荷物車及び食堂車 同 <u>240</u> 円</p>
<p>2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあってはこれを収受しない。</p> <p>(暖房用機関車の回送料)</p> <p>第 146 条 第 144 条の規定により機関車又は暖房車によって暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、1 両 1 キロメートルにつき <u>620</u> 円を収受</p>	<p>2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあってはこれを収受しない。</p> <p>(暖房用機関車の回送料)</p> <p>第 146 条 第 144 条の規定により機関車又は暖房車によって暖房するため、機関車をもよりの機関区等から回送し、若しくはもより機関区等へ返送するとき又は暖房車けん引用機関車を運転するときは、その回送区間・返送区間又は運転区間の全営業キロについて、1 両 1 キロメートルにつき <u>640</u> 円を収受</p>

現行	改正
<p>する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切つて計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅</p> <p>イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱海間を除く。)及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・<u>菫崎</u>間、青梅線、五日市線、八高線、東北本線中東京・黒磯間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線(新幹線)東京・那須塩原間を除く。)、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・いわき間、川越線、高崎線(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、高崎線(新幹線)大宮・高崎間を除く。)、上越線中高崎・水上間、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線(以下これらの区間を「東京近郊区間」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 新潟附近にあつては、磐越西線中五泉・新津間、羽越本線中新津・<u>新発田</u>間、白新線、信越本線中<u>長岡</u>・新潟間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、信越本線(新幹線)長岡・新潟間を除く。)、越後線中<u>吉田</u>・<u>新潟</u>間及び弥彦線(以下これらの区間を「新潟近郊区間」という。)</p>	<p>する。この場合、回送区間・返送区間又は運転区間の営業キロは、打ち切つて計算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第 156 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅</p> <p>イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱海間を除く。)及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・<u>塩尻</u>間及び<u>岡谷</u>・<u>辰野</u>・<u>塩尻</u>間、青梅線、五日市線、八高線、<u>小海線中小淵沢</u>・<u>野辺山間</u>、<u>篠ノ井線中塩尻</u>・<u>松本間</u>、東北本線中東京・黒磯間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線(新幹線)東京・那須塩原間を除く。)、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・いわき間、川越線、高崎線(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、高崎線(新幹線)大宮・高崎間を除く。)、上越線中高崎・水上間、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、<u>水郡線中水戸</u>・<u>常陸大子間</u>及び<u>上菅谷</u>・<u>常陸太田間</u>、信越本線中高崎・横川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及び東金線(以下これらの区間を「東京近郊区間」という。)</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 新潟附近にあつては、<u>上越線中小千谷</u>・<u>宮内間</u>、磐越西線中五泉・新津間、羽越本線中新津・<u>村上</u>間、白新線、信越本線中<u>直江津</u>・新潟間(第 16 条の 2 の規定にかかわらず、信越本線(新幹線)長岡・新潟間を除く。)、越後線及び弥彦線(以下これらの区間を「新潟近郊区間」という。)</p>

現行

改正

(中略)

(中略)

(選択乗車)

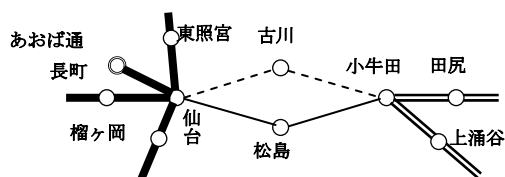
第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の——線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

(選択乗車)

第 157 条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間（略図中の——線区間以遠の駅と——線区間以遠の駅若しくは◎印駅相互間）を、普通乗車券又は普通回数乗車券（いずれも併用となるものを含む。）によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

(1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と小牛田以遠（田尻又は上涌谷方面）の各駅との相互間（東北本線経由、新幹線及び陸羽東線経由）

(削る)

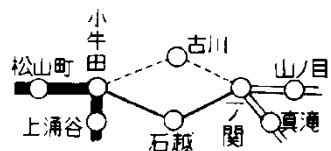


(2) 小牛田以遠（松山町又は上涌谷方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（東北本線経由、新幹線及び陸羽東線経由）

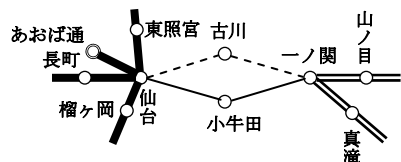
(削る)

ホ 仙台附近にあつては、東北本線中矢吹・平泉間（第 16 条の 2 の規定にかかわらず、東北本線（新幹線）郡山・一ノ関間を除く。）及び岩切・利府間、常磐線中原ノ町・岩沼間、仙山線、仙石線、石巻線、磐越東線中船引・郡山間、磐越西線中郡山・喜多方間、奥羽本線中福島・新庄間（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）、左沢線及び陸羽東線（以下これらの区間を「仙台近郊区間」という。）

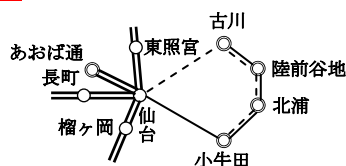
現行



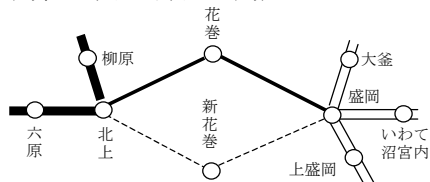
- (3) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）



- (4) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と小牛田・古川間の各駅との相互間（東北本線経由、新幹線経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外の小牛田・古川間内では、途中下車の取扱いをしない。



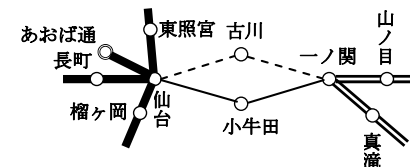
- (5) 北上以遠（六原又は柳原方面）の各駅と、盛岡以遠（いわて沼宮内、大釜又は上盛岡方面）の各駅との相互間（北上・花巻間、北上・新花巻間）（盛岡・花巻間、盛岡・新花巻間）



- (6) 一ノ関以遠（有壁又は真滝方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（金ヶ崎方面）の各駅との相互間（一ノ関・水沢間、一ノ関・水沢江刺間）

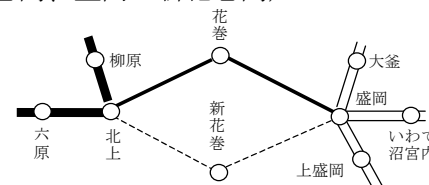
改正

- (1) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・小牛田間、仙台・古川間）（一ノ関・小牛田間、一ノ関・古川間）



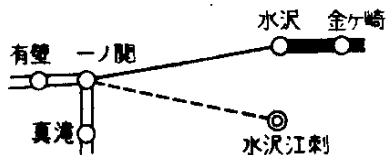
(削る)

- (2) 北上以遠（六原又は柳原方面）の各駅と、盛岡以遠（いわて沼宮内、大釜又は上盛岡方面）の各駅との相互間（北上・花巻間、北上・新花巻間）（盛岡・花巻間、盛岡・新花巻間）

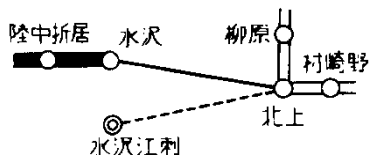


- (3) 一ノ関以遠（有壁又は真滝方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（金ヶ崎方面）の各駅との相互間（一ノ関・水沢間、一ノ関・水沢江刺間）

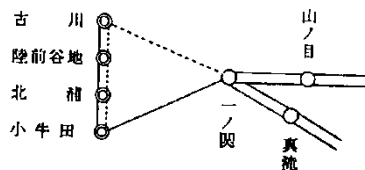
現行



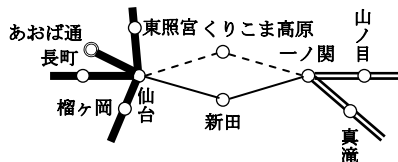
(7) 北上以遠（村崎野又は柳原方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（陸中折居方面）の各駅との相互間（北上・水沢間、北上・水沢江刺間）



(8) 一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅と小牛田・古川間の各駅との相互間（東北本線経由、新幹線経由）。この場合、乗車券の券面に表示された経路以外的小牛田・古川間内では、途中下車の取扱いをしない。



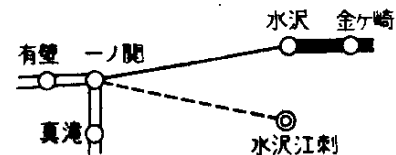
(9) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・新田間、仙台・くりこま高原間）（一ノ関・新田間、一ノ関・くりこま高原間）



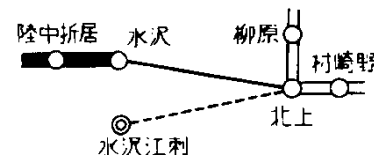
(10)～(61) (略)

(中略)

改正

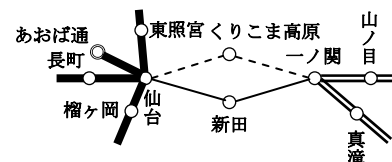


(4) 北上以遠（村崎野又は柳原方面）の各駅と水沢江刺又は水沢以遠（陸中折居方面）の各駅との相互間（北上・水沢間、北上・水沢江刺間）



(削る)

(5) あおば通又は仙台以遠（東照宮、長町又は榴ヶ岡方面）の各駅と一ノ関以遠（山ノ目又は真滝方面）の各駅との相互間（仙台・新田間、仙台・くりこま高原間）（一ノ関・新田間、一ノ関・くりこま高原間）



(6)～(57) (略)

(中略)

現行	改正
<p style="text-align: center;">第3節 急行券の効力 (急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車に限り、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その<u>発売の日(有効期間の開始日を指定して発売したもの)については、有効期間の開始日)から2日以内</u>の1個の急行列車(第57条の5第1項後段の規定により発売した遅延特約の急行券については、発売当日の別に指定した急行列車)に、1回に限って使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に<u>当該急行券の有効期間が経過したときであっても、乗車日が有効期間内のときは、当該急行券は、</u>その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、<u>当該券面に表示されている乗車日から2日以内</u>の1個の普通急行列車に、1回に限って、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 急行券の効力 (急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された急行列車に限り、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その<u>券面に表示された乗車日</u>の1個の急行列車(第57条の5第1項後段の規定により発売した遅延特約の急行券については、発売当日の別に指定した急行列車)に、1回に限って使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、<u>その券面に表示された乗車日</u>の1個の普通急行列車に、1回に限って、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p style="text-align: center;">第4節 特別車両券の効力 (特別車両券の効力)</p> <p>第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その<u>発売の日(有効期間の開始日を指定して発売したもの)については、有効期間の開始日)から2日以内(自由席特別車両券(B)については、発売日と同一の日)</u>の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に<u>当該自由席特別車両券の有効期</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 特別車両券の効力 (特別車両券の効力)</p> <p>第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に<u>表示された乗車日</u>の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで<u>乗車</u>することができる。</p>

現行	改正
<p>間が経過したときであっても、<u>乗車日が有効期間内のときは、当該自由席特別車両券は、</u>その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅までは、<u>これを使用</u>することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示) 第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第 8 号に規定する記号については裏面）にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 普通乗車券、急行券又は特別車両券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの 月 日から有効 ただし、表面に表示<u>がしたい</u>ときは裏面に表示し、表面には「前」と表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="495 963 770 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">遅れ 承知</p> <p>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="495 1102 770 1326" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知（割引）</p> <p><u>○列車の遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</u></p> <p><u>○発売当日限り有効です。</u></p> </div> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示) 第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第 8 号に規定する記号については裏面）にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 普通乗車券、急行券又は特別車両券で有効期間の開始日 <u>又は乗車日</u> を発売日後の日とするもの 月 日から有効 ただし、表面に表示<u>しがたい</u>ときは裏面に表示し、表面には「前」と表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(12) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="1480 963 1756 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">遅れ 承知</p> <p>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="1480 1102 1756 1318" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知（割引）</p> <p>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>(中略)</p>

現行

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式大人小児用

(中略)

ロ 乗車券類発売機用



(中略)

第3節 急行券の様式

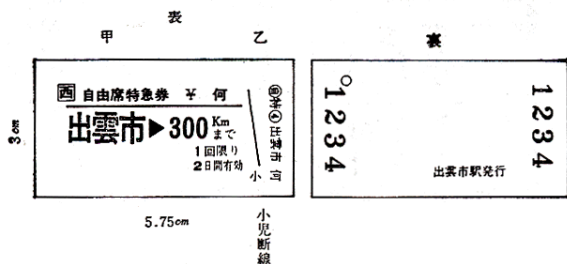
(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般用



備考 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

改正

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

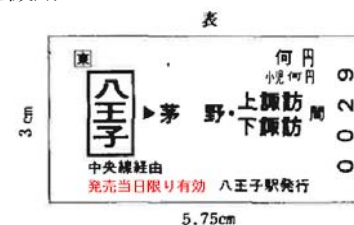
(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式大人小児用

(中略)

ロ 乗車券類発売機用



(中略)

第3節 急行券の様式

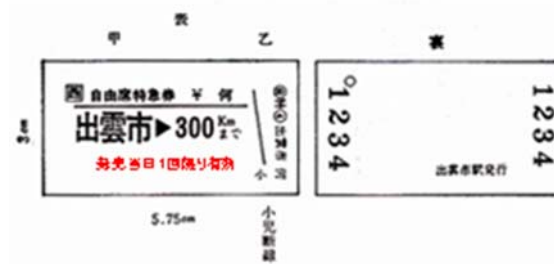
(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般用



備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

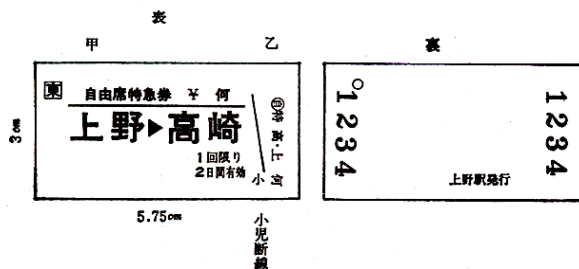
(2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

現行

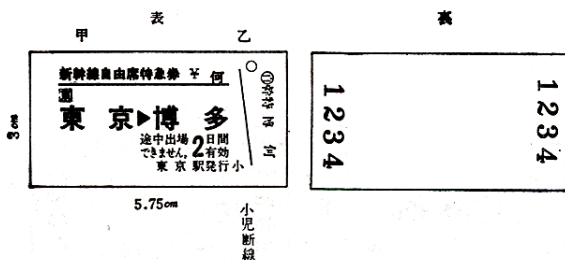
ロ 乗車券類発売機用



ハ 着駅名表示式
(イ) 一般用



(ロ) 新幹線用



備考 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。

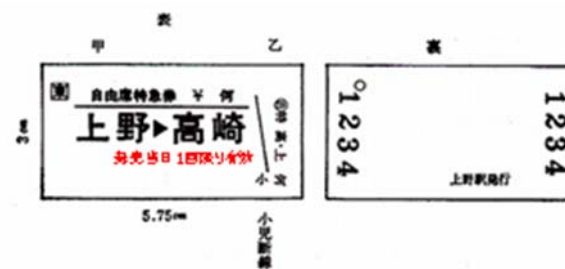
改正

ロ 乗車券類発売機用



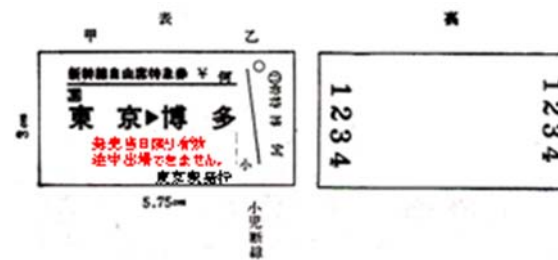
備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。
(2) 「発売当日 1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

ハ 着駅名表示式
(イ) 一般用



備考 「発売当日 1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

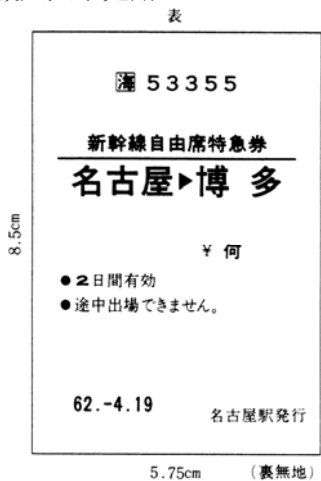
(ロ) 新幹線用



備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名を記入式とする。
(2) 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

現行

- (ハ) 乗車券類発売機用
a 大型券売機大人小児用

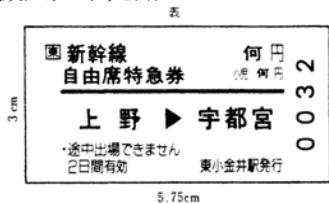


(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 12 号に規定する記号は



の例により表示される。

- b 一般券売機大人小児用



- (4) 特定特急券大人小児用
イ 一般用

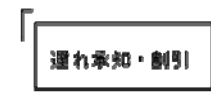
改正

- (ハ) 乗車券類発売機用
a 大型券売機大人小児用



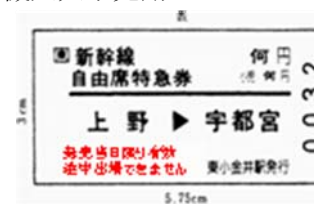
備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 12 号に規定する記号は



の例により表示される。

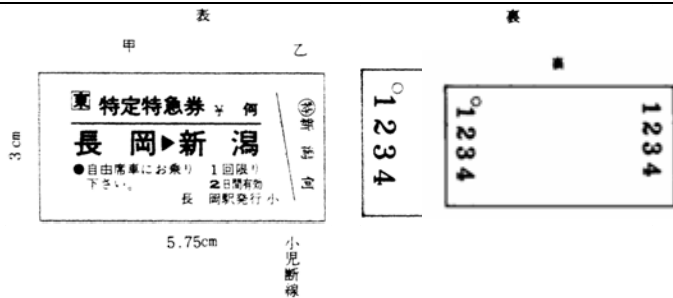
- b 一般券売機大人小児用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

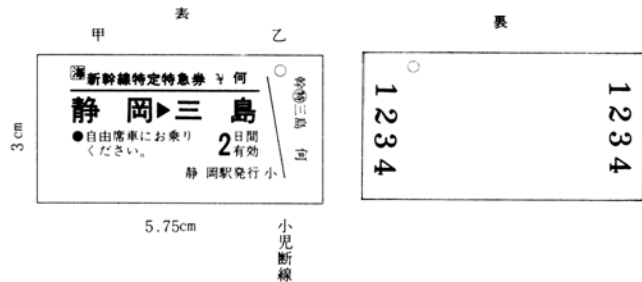
- (4) 特定特急券大人小児用
イ 一般用

現行



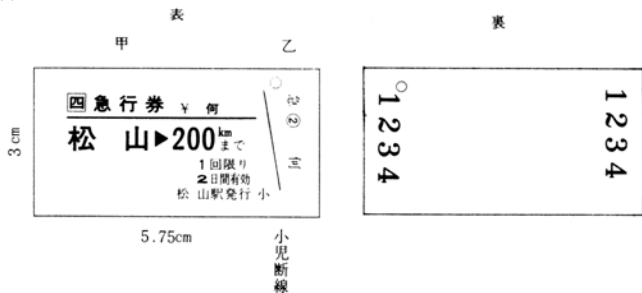
- 備考(1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。
 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「雷鳥号又は北越号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

ロ 新幹線用

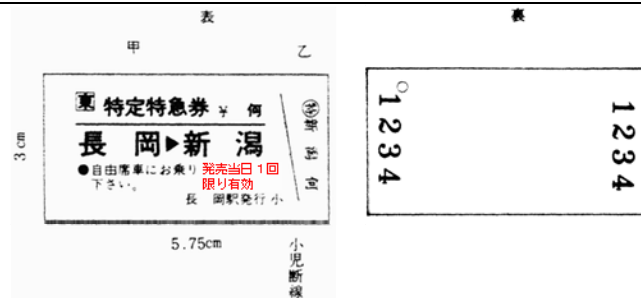


備考 イの備考第1号は、この急行券の場合に準用する。

- (5) 普通急行券大人小児用
 イ 一般用



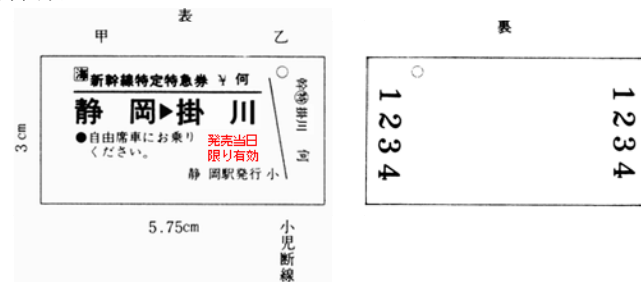
改正



- 備考(1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。
 (2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「雷鳥号又は北越号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

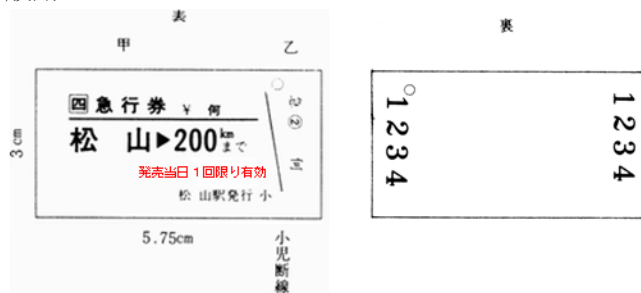
(3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

ロ 新幹線用



備考 イの備考第1号及び第3号は、この急行券の場合に準用する。

- (5) 普通急行券大人小児用
 イ 一般用



現行

備考 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

ロ 乗車券類発売機用



備考 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(中略)

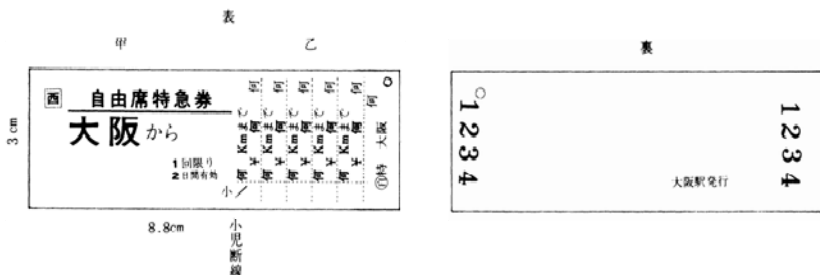
(準常備急行券の様式)

第212条 準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般式



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

ロ 着駅名表示式

(イ) 一般用

改正

備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

ロ 乗車券類発売機用



備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

(中略)

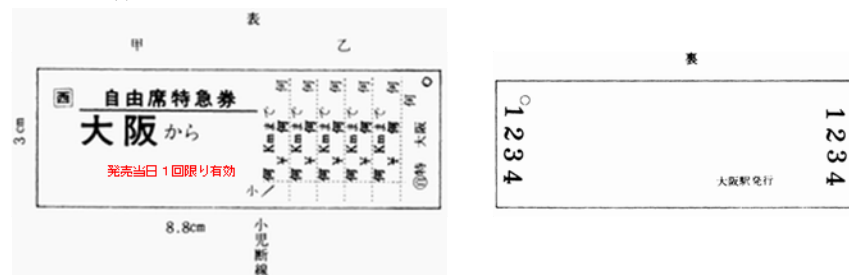
(準常備急行券の様式)

第212条 準常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(中略)

(3) 自由席特急券大人小児用

イ 一般式



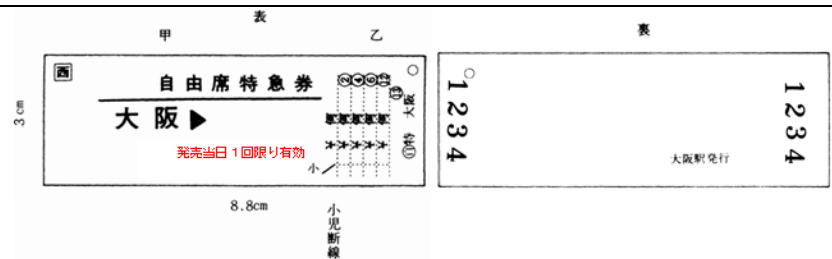
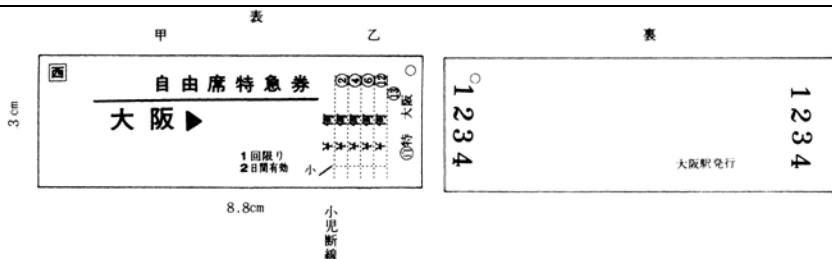
備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。

ロ 着駅名表示式

(イ) 一般用

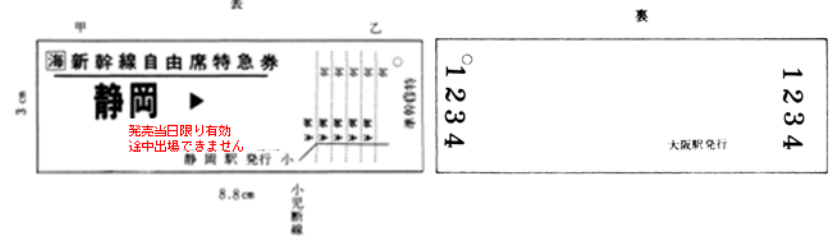
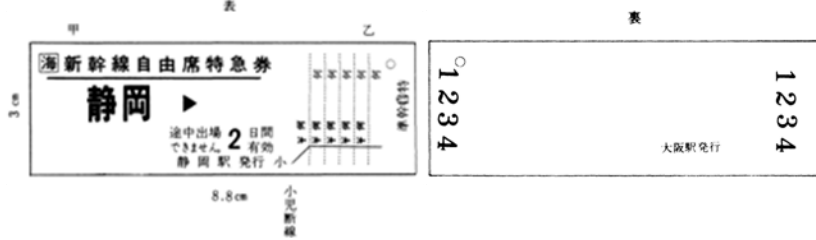
現行

改正



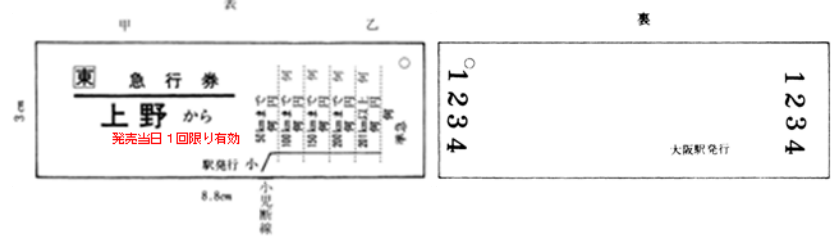
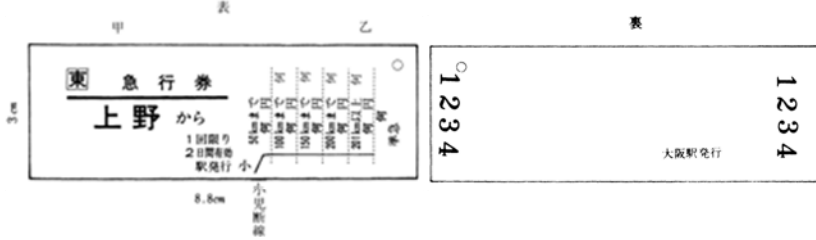
備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(ロ) 新幹線用

備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(ロ) 新幹線用



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(4) 普通急行券大人小児用

備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(4) 普通急行券大人小児用



備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(車内急行券の様式)

備考 必要に応じ、第1号イの(ロ)を準用する。
(車内急行券の様式)

第213条 車内急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

第213条 車内急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式

(1) 一般式

(中略)

(中略)

ロ 自由席特急券大人小児用

ロ 自由席特急券大人小児用

現行

表

冊Na0001 Ng0001	
自由席特急券	
乗車 駅.....	下車 駅.....
.....月.....日	
この列車の自由席に1回限り有効です。	
博多車掌区乗務員発行	
8.8cm	甲
小児 何 円	何
小児 何 円	何
小児 何 円	何
大人 何 円	何
大人 何 円	何
大人 何 円	何
何	
冊Na0001 Ng0001	
博多車・㊦特急	
乙	
1.5cm	乙
×	×
5cm (裏無地)	

改正

表

冊Na0001 Ng0001	
自由席特急券	
乗車 駅.....	下車 駅.....
.....月.....日	
この列車の自由席に1回限り有効です。	
博多車掌区乗務員発行	
8.8cm	甲
小児 何 円	何
小児 何 円	何
小児 何 円	何
大人 何 円	何
大人 何 円	何
大人 何 円	何
何	
冊Na0001 Ng0001	
博多車・㊦特急	
乙	
1.5cm	乙
×	×
5cm (裏無地)	

- 備考(1) 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名をイの様式とする。
- (2) 必要に応じ、特定特急券と共用のものとする。この場合、「自由席特急券」を「自由席特急券 特定急行券」とする。
- (3) 必要に応じ、ハの普通急行券と共用のものとする。この場合、「自由席特急券」を「自由席特急券 急行券」とする。
- (4) 乗車前に発売するものにあつては、「この列車の自由席に1回限り有効です。」を「発売日共2日以内のご乗車される特別急行列車に1回限り有効です。」の例により印刷する。
- ハ 普通急行券大人小児用

- 備考(1) 必要に応じ、乗車駅名又は下車駅名をイの様式とする。
- (2) 必要に応じ、特定特急券と共用のものとする。この場合、「自由席特急券」を「自由席特急券 特定急行券」とする。
- (3) 必要に応じ、ハの普通急行券と共用のものとする。この場合、「自由席特急券」を「自由席特急券 急行券」とする。
- (4) 乗車前に発売するものにあつては、「この列車の自由席に1回限り有効です。」を「発売当日にご乗車される特別急行列車に1回限り有効です。」の例により印刷する。
- ハ 普通急行券大人小児用

現行

表

四 冊 0194-01	
急行券	
月 日	
(乗車) 高松・坂出・丸亀・多度津 観音寺・新居浜・今治 松山・八幡浜・宇和島 駅 阿波池田・高知 (須崎・窪川)	
最下段の営業キロまで発売日とも 2日以内のご乗車される普通急行 列車に1回限り有効です。	
高松車掌区乗務員発行	
50kmまで 何円	何
100kmまで 何円	何
150kmまで 何円	何
200kmまで 何円	何
201km以上 何円	何
冊 0194-01	
高松車・急 何	
×	×

5 cm (裏無地)

(中略)

第4節 特別車両券の様式

(常備特別車両券の様式)

第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用(大人小児用)

(中略)

ロ 自由席一般用

改正

表

四 冊 0194-01	
急行券	
月 日	
(乗車) 高松・坂出・丸亀・多度津 観音寺・新居浜・今治 松山・八幡浜・宇和島 駅 阿波池田・高知 (須崎・窪川)	
最下段の営業キロまで発売 当日 に ご乗車される普通急行列車に1回 限り有効です。	
高松車掌区乗務員発行	
50kmまで 何円	何
100kmまで 何円	何
150kmまで 何円	何
200kmまで 何円	何
201km以上 何円	何
冊 0194-01	
高松車・急 何	
×	×

5 cm (裏無地)

(中略)

第4節 特別車両券の様式

(常備特別車両券の様式)

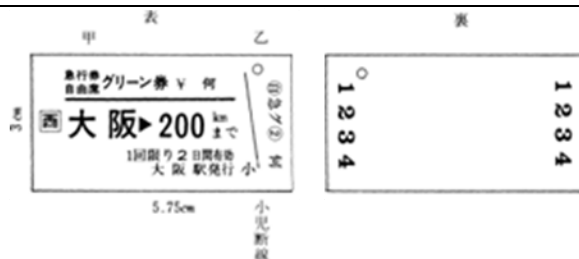
第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用(大人小児用)

(中略)

ロ 自由席一般用

現行



備考 必要に応じ、有効区間を着駅名表示とする。

(中略)

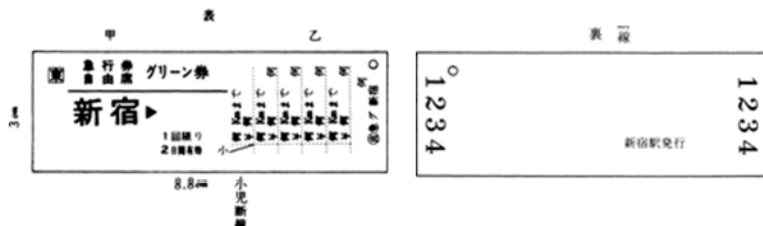
(準常備特別車両券の様式)

第 215 条 準常備特別車両券（第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用（大人小児用）

(中略)

ロ 自由席一般用

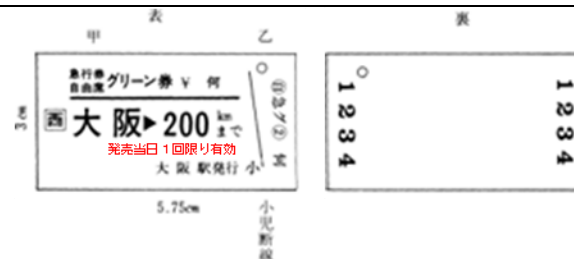


備考 必要に応じ、イの(ロ)を準用する。

(中略)

(2) 普通列車用

改正



備考 (1) 必要に応じ、有効区間を着駅名表示式とする。

(2) 「発売当日 1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

(中略)

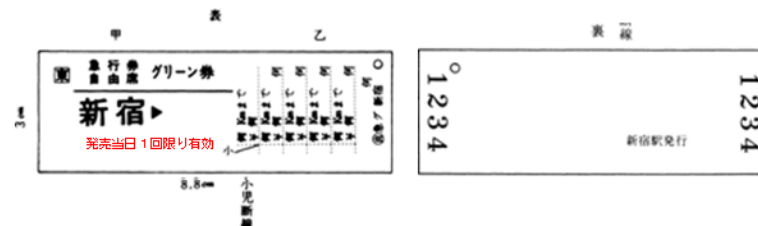
(準常備特別車両券の様式)

第 215 条 準常備特別車両券（第 63 条の規定により発売する急行・特別車両券(A)を含む。）の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 急行列車用（大人小児用）

(中略)

ロ 自由席一般用

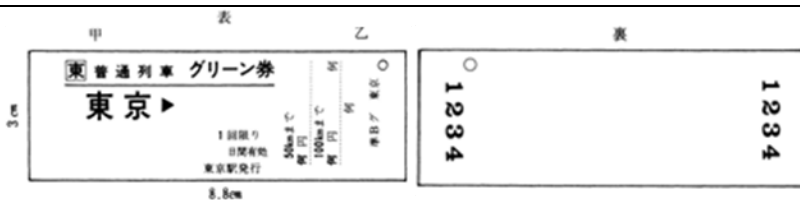


備考 必要に応じ、イの(ロ)を準用する。

(中略)

(2) 普通列車用

現行



備考 必要に応じ、前号イの(ロ)を準用する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

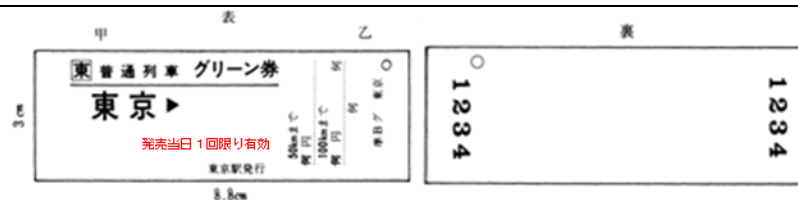
第 225 条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券

表
(略)

裏

改正



備考 必要に応じ、前号イの(ロ)を準用する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

第 225 条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 出札補充券及び改札補充券

表
(略)

裏

現行		改正	
(ご案内)		(ご案内)	
<p>(1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。</p> <p>なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。</p> <p>(2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡及び新潟近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。</p> <p>(3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。</p>	<p>×</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>×</p>	<p>(1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。</p> <p>なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。</p> <p>(2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。</p> <p>(3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。</p>	<p>×</p> <p>×</p> <p>×</p> <p>×</p>
備考(1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅 出 発行」を「東京駅 改 発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。		備考(1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「東京駅 出 発行」を「東京駅 改 発行」と表示し、また、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。	
(2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。 (中略)		(2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。 (中略)	
(3) 車内補充券	表 (略)	(3) 車内補充券	表 (略)

現行
裏

(ご案内)

- (1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。
- (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、及び新潟近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。
- (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。
- (4) 概算額収受の場合は、ご都合のよい駅において差額を精算いたします。

精	運賃		合計		
	増運賃		差引	過	
	料金			不足	
算	増料金		月 日		
	手数料		駅		

備考 必要に応じ、指定欄を印刷する。

(中略)

改正
裏

(ご案内)

- (1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅は含まれません。また、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。
- (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。
- (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。
- (4) 概算額収受の場合は、ご都合のよい駅において差額を精算いたします。

精	運賃		合計		
	増運賃		差引	過	
	料金			不足	
算	増料金		月 日		
	手数料		駅		

備考 必要に応じ、指定欄を印刷する。

(中略)

現行	改正
<p>(手数料の收受)</p> <p>第 237 条の 2 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>320</u> 円とする。</p> <p>3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>320</u> 円とする。</p> <p>4 第 74 条の 5 の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき <u>320</u> 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 6 の規定により不足人員分について、<u>旅客</u>料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき <u>320</u> 円とする。</p>	<p>(手数料の收受)</p> <p>第 237 条の 2 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>4 第 74 条の 5 の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p> <p>5 第 74 条の 6 の規定により不足人員分について旅客料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券 1 葉につき <u>330</u> 円とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間)</p> <p>第 246 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 154 条に規定する日数とする。</p>	<p>(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券類の有効期間)</p> <p>第 246 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第 154 条に規定する日数とする。</p>

現行	改正
(中略)	(中略)
<p><u>3 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券に対して、その使用開始前に乗車変更の取扱いをしたときに交付する急行券又は特別車両券の有効期間については、第 172 条第 3 項又は第 175 条第 2 項に規定する日数とする。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
(中略)	(中略)
<p>(再收受した旅客運賃・料金の払いもどし) 第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 <u>210</u> 円 (指定券にあっては、<u>320</u> 円) を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p>	<p>(再收受した旅客運賃・料金の払いもどし) 第 269 条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類 1 枚につき手数料 <u>220</u> 円 (指定券にあっては、<u>330</u> 円) を支払い、再收受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p>
(中略)	(中略)
<p>第 4 款 任意による旅行の取りやめ (旅行開始前の旅客運賃の払いもどし) 第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入録前で、かつ、有効期間内 (前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。) であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき <u>210</u> 円を支払うものとする。</p>	<p>第 4 款 任意による旅行の取りやめ (旅行開始前の旅客運賃の払いもどし) 第 271 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入録前で、かつ、有効期間内 (前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。) であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき <u>220</u> 円を支払うものとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし) 第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券 (団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。) 及び自由席特別車両券 (団体乗車券又</p>	<p>(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし) 第 272 条 前条第 1 項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券 (団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。) 及び自由席特別車両券 (団体乗車券又</p>

現行	改正
<p>は貸切乗車券によって発売したものを除く。)について準用する。</p> <p>2 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 <u>210</u> 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>3 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金(以下「乗継用の特別急行料金」という。)により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券 1 枚につき手数料 <u>210</u> 円とを差し引いた残額とする。</p>	<p>は貸切乗車券によって発売したものを除く。)について準用する。</p> <p>2 第 57 条の 2 の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について前項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、前項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券 1 枚につき手数料 <u>220</u> 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>3 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金(以下「乗継用の特別急行料金」という。)により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券 1 枚につき手数料 <u>220</u> 円とを差し引いた残額とする。</p>
(中略)	(中略)
<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券(団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10 円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>	<p>(指定券に対する料金の払いもどし)</p> <p>第 273 条 旅客は、指定券(団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2 個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10 円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>

現行	改正
<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>320</u>円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき<u>320</u>円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、<u>320</u>円に満たない場合は、<u>320</u>円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券 <u>210</u>円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 大人と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき<u>210</u>円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし) 第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗</p>	<p>(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u>円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき<u>330</u>円）。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、<u>330</u>円に満たない場合は、<u>330</u>円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券 <u>220</u>円</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6 大人と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき<u>220</u>円とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし) 第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の2時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗</p>

現行	改正
<p>車券1枚につき <u>210</u> 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p>(1) 保証金を収受している場合 保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>320</u> 円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>320</u> 円に満たない場合は、<u>320</u> 円とする。</p> <p>(2) 指定保証金を収受している場合 指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>320</u> 円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>320</u> 円に満たない場合は、<u>320</u> 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p>第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが、100キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため100キロメートルを超える場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき <u>210</u> 円を支払うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要と</p>	<p>車券1枚につき <u>220</u> 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p>(1) 保証金を収受している場合 保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u> 円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>330</u> 円に満たない場合は、<u>330</u> 円とする。</p> <p>(2) 指定保証金を収受している場合 指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、<u>330</u> 円</p> <p>ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、<u>330</u> 円に満たない場合は、<u>330</u> 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第274条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが、100キロメートルを超えるとき（乗車変更の取扱いをしたため100キロメートルを超える場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で、旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき <u>220</u> 円を支払うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)</p> <p>第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要と</p>

現行	改正
<p>なった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき <u>210</u>円を支払うものとする。</p>	<p>なった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき <u>220</u>円を支払うものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし) 第 277 条の 2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。</p>	<p>(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし) 第 277 条の 2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。</p>
<p>(中略)</p> <p>3 第 1 項及び第 2 項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として <u>210</u>円を支払うものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 第 1 項及び第 2 項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として <u>220</u>円を支払うものとする。</p>
<p>(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし) 第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき <u>210</u>円を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。 (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。</p> <p>(中略)</p>	<p>(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどし) 第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき <u>220</u>円を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。 (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。</p> <p>(中略)</p>

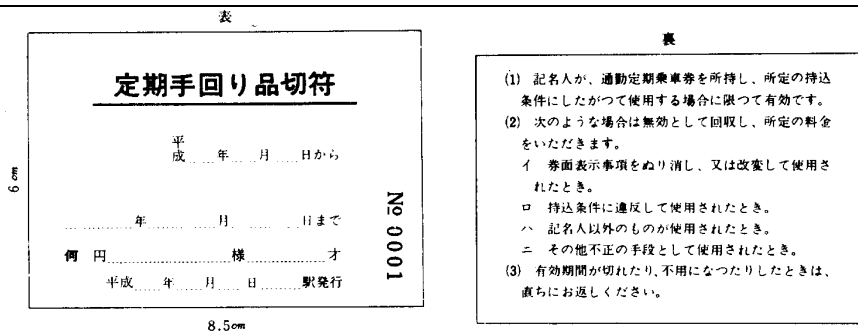
現行	改正										
<p>4 第1項の規定による有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する旅客は、その所持する急行券（指定急行券を除く。）又は自由席特別車両券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として急行券又は特別車両券1枚につき <u>210</u> 円を支払うものとする。</p> <p>5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p>	<p>4 第1項の規定による有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する旅客は、その所持する急行券（指定急行券を除く。）又は自由席特別車両券についても既に支払った料金から既に乗車した区間の料金を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として急行券又は特別車両券1枚につき <u>220</u> 円を支払うものとする。</p> <p>5 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p>										
(中略)	(中略)										
<p>(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)</p> <p>第280条 発行当日限り有効の乗車券又は自由席特別車両券<u>(B)</u>を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券又は自由席特別車両券<u>(B)</u>を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 <u>210</u> 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。</p>	<p>(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)</p> <p>第280条 発行当日限り有効の乗車券、<u>指定急行券以外の急行券</u>又は自由席特別車両券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券、<u>急行券</u>又は自由席特別車両券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 <u>220</u> 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。</p>										
(中略)	(中略)										
<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p><u>ア イ又はウ</u>以外の駅</p> <table data-bbox="268 1260 492 1332"> <tr> <td>大人</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p><u>イ 東京附近の電車特定区間内の各駅</u></p> <table data-bbox="268 1372 492 1406"> <tr> <td>大人</td> <td><u>130円</u></td> </tr> </table>	大人	140円	小児	70円	大人	<u>130円</u>	<p>(入場券の種類及び料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p><u>イ ロ</u>以外の駅</p> <table data-bbox="1254 1260 1478 1332"> <tr> <td>大人</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>小児</td> <td>70円</td> </tr> </table> <p><u>(削る)</u></p>	大人	140円	小児	70円
大人	140円										
小児	70円										
大人	<u>130円</u>										
大人	140円										
小児	70円										

現行	改正
<p><u>小児</u> <u>60 円</u></p> <p><u>ウ</u> 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 120 円 小児 60 円</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p><u>ア</u> <u>イ</u>以外の駅 大人 <u>4,410 円</u> 小児 <u>2,200 円</u></p> <p><u>イ</u> 電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,780 円</u> 小児 <u>1,890 円</u></p>	<p><u>ロ</u> 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 120 円 小児 60 円</p> <p>(2) 定期入場券</p> <p><u>イ</u> <u>ロ</u>又は<u>ハ</u>以外の駅 大人 <u>4,540 円</u> 小児 <u>2,260 円</u></p> <p><u>ロ</u> <u>東京附近</u>の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,880 円</u> 小児 <u>1,940 円</u></p> <p><u>ハ</u> <u>大阪附近</u>の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,890 円</u> 小児 <u>1,940 円</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p>大人 <u>160 円</u> 小児 <u>80 円</u></p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号<u>ア</u>に規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券 大人 <u>4,890 円</u> 小児 <u>2,440 円</u> ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号<u>ア</u>に規定する額とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <p><u>イ</u> <u>北海道旅客鉄道会社内の各駅</u> 大人 <u>170 円</u> 小児 <u>80 円</u></p> <p><u>ロ</u> <u>四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅</u> 大人 <u>160 円</u> 小児 <u>80 円</u></p> <p>ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号<u>イ</u>に規定する額とする。</p> <p>(2) 定期入場券 大人 <u>5,030 円</u> 小児 <u>2,510 円</u> ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号<u>イ</u>に規定する額とする。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について <u>270</u> 円とする。</p> <p><u>(定期手回り品切符の発売及び定期手回り品料金)</u></p> <p><u>第 309 条の 2 当社の認めた行商人組合等に所属する組合員等が通勤定期乗車券を使用して、常時、区間・経路を同じくして旅行し、かつ、第 308 条第 1 項に規定する制限を超える物品を車内に持ち込む場合で、別に定める購入申込書を提出したときは、持込物品の範囲、持込区間、持込列車その他持込みに関する必要事項を定めて、定期手回り品切符を発売する。この場合、第 2 項の規定により通勤定期乗車券を同時に購入するときは、通勤定期乗車券によって発売することがある。</u></p> <p><u>2 定期手回り品切符は、持込区間の乗車に必要な通勤定期乗車券を同時に購入する場合又は呈示した場合に発売する。</u></p> <p><u>3 定期手回り品料金は、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1 箇月 3,250 円</u></p> <p><u>(2) 3 箇月 9,750 円</u></p> <p><u>(3) 6 箇月 19,500 円</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>第 311 条の 2 削除</u></p> <p><u>第 311 条の 3 削除</u></p> <p><u>第 311 条の 4 第 309 条の 2 の規定により定期手回り品料金を支払う旅客に対しては、定期手回り品切符を交付する。</u></p> <p><u>2 定期手回り品切符の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 常備式</u></p>	<p>(有料手回り品及び普通手回り品料金)</p> <p>第 309 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について <u>280</u> 円とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

現行

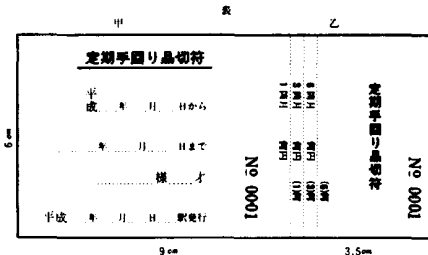
改正



- 裏
- (1) 記名人が、通勤定期乗車券を所持し、所定の持込条件にしたがつて使用する場合に限り有効です。
 - (2) 次のような場合は無効として回収し、所定の料金をいただきます。
 - イ 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用されたとき。
 - ロ 持込条件に違反して使用されたとき。
 - ハ 記名人以外のものが使用されたとき。
 - ニ その他不正の手段として使用されたとき。
 - (3) 有効期間が切れたり、不用になつたりしたときは、直ちにお返しください。

備考 表面に淡紫青色で第 186 条の字模様を印刷する。

(2) 準常備式



備考(1) 表面に淡紫青色で第 186 条の字模様を印刷する。

(2) 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

第 311 条の 5 定期手回り品切符は、通勤定期乗車券を使用し、当該切符購入の際定められた持込みに関する条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。

2 定期手回り品切符の有効期間は、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月とする。

3 定期手回り品切符を所持する旅客は、手回り品を持ち込む際及び下車する際に、当該切符を係員に呈示して改札を受けるほか、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

4 第 149 条、第 164 条及び第 168 条の規定は、定期手回り品切符の場合に準用する。

(中略)

(一時預り料)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(中略)

(一時預り料)

現行	改正
<p>第 320 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、<u>410</u> 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。</p>	<p>第 320 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、<u>420</u> 円の一時預り料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別表第 1 号 (第 3 条) 地方交通線の線名及び区間 <u>(略)</u></p>	<p>別表第 1 号 (第 3 条) 地方交通線の線名及び区間 <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 イ (第 77 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 イ (第 77 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 イの 2 (第 77 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 イの 2 (第 77 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 イの 3 (第 77 条の 4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 イの 3 (第 77 条の 4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 イの 5 (第 77 条の 6) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 イの 5 (第 77 条の 6) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 ロ (第 95 条) 大人通勤定期旅客運賃 (幹線相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 ロ (第 95 条) 大人通勤定期旅客運賃 (幹線相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 ロの 2 (第 95 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p>	<p>別表第 2 号 ロの 2 (第 95 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第 2 号 ロの 3 (第 95 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期</p>	<p>別表第 2 号 ロの 3 (第 95 条の 3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期</p>

現行	改正
<p>旅客運賃 <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 口の4 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 口の5 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 口の6 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 口の7 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 口の8 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ハ (第95条) 大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ハの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ニ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p>	<p>旅客運賃 <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 口の4 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 口の5 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 口の6 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 口の7 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 口の8 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ハ (第95条) 大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ハの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ニ (第95条) 大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p>

現行	改正
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 二の2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 二の2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の3 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の4 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の5 (第104条) 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の6 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の6 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の7 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の7 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の8 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の8 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の9 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の9 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃</p> <p><u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
<p>別表第2号 二の10 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の10 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の11 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の11 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の12 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の12 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の13 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の13 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の14 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の14 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の15 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の15 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の16 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の16 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>
<p>別表第2号 二の17 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>別表第2号 二の17 (第104条) 四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)</p> <p><u>(別添参照)</u></p>

現行	改正
別表第2号 二の18 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>(略)</u>	別表第2号 二の18 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃 <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の19 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u>	別表第2号 二の19 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の20 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(略)</u>	別表第2号 二の20 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の21 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>(略)</u>	別表第2号 二の21 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃 <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の22 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u>	別表第2号 二の22 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の23 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(略)</u>	別表第2号 二の23 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額 (幹線と地方交通線を連続して乗車する場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の24 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 <u>(略)</u>	別表第2号 二の24 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃 <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の25 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(略)</u>	別表第2号 二の25 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額 (地方交通線内相互発着となる場合) <u>(別添参照)</u>
別表第2号 二の26 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定	別表第2号 二の26 (第104条) 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定

現行	改正
<p>期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ホ（第95条）大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ホの2（第95条の2）北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ホの3（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ホの4（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ホの5（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ヘ（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合を除く。） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号 ト（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。） <u>（略）</u></p> <p>別表第2号トの2（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）</p>	<p>期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ホ（第95条）大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ホの2（第95条の2）北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ホの3（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ホの4（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ホの5（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ヘ（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合を除く。） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号 ト（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。） <u>（別添参照）</u></p> <p>別表第2号トの2（第95条）大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）</p>

現行	改正
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ヌ (第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) (特定額)</p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ヌ (第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合) (特定額)</p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ル (第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) (特定額)</p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ル (第98条) 小児通勤定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合) (特定額)</p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ヲ (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) <u>(特定額)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ヲ (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ヲ (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) <u>(特定額)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p><u>別表第2号 ヲの2 (第99条) 大人通勤定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</u></p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ヱ (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) <u>(特定額)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 ヱ (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合)</p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 ヱ (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) <u>(特定額)</u></p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p><u>別表第2号 ヱの2 (第99条) 大人通学定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合)</u></p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 カ (第99条) 小児通勤定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) (特定額)</p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p>別表第2号 カ (第99条) 小児通勤定期旅客運賃 (東京山手線内相互発着となる場合) (特定額)</p>
<p><u>(略)</u></p> <p>別表第2号 カ (第99条) 小児通勤定期旅客運賃 (東京山手線内<u>及び大阪環状線内</u>相互発着となる場合) (特定額)</p>	<p><u>(別添参照)</u></p> <p><u>別表第2号 カの2 (第99条) 小児通勤定期旅客運賃 (大阪環状線内相互発着となる場合) (特定額)</u></p>

現行	改正
<p>別表第2号 ヨ（第99条）大人通勤定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となる場合を除く）<u>（特定額）</u> <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 ヨ（第99条）大人通勤定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 ヨの2（第99条）大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く） <u>（別添参照）</u></p>	<p>別表第2号 ヨの2（第99条）大人通勤定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 タ（第99条）大人通学定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となる場合を除く）<u>（特定額）</u> <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 タ（第99条）大人通学定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 タの2（第99条）大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く） <u>（別添参照）</u></p>	<p>別表第2号 タの2（第99条）大人通学定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）（特定額） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 レ（第99条）小児通勤定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内及び大阪環状線内相互発着となる場合を除く）（特定額） <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 レ（第99条）小児通勤定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）（特定額） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 レの2（第99条）小児通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く） <u>（特定額）</u> <u>（別添参照）</u></p>	<p>別表第2号 レの2（第99条）小児通勤定期旅客運賃（<u>東京附近における</u>電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）（特定額） <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 ツ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 ツ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u></p>
<p>別表第2号 ネ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u></p>	<p>別表第2号 ネ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u></p>

現行	改正
別表第2号 ナ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第2号 ナ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 ナの2（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第2号 ナの2（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 ラ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第2号 ラ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 ム（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第2号 ム（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>
別表第2号 ウ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（略）</u>	別表第2号 ウ（第125条）新幹線指定席特急料金 <u>（別添参照）</u>

附則

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通達の施行に伴い、旧様式となる出札補充券及び改札補充券並びに車内補充券は、当分の間、そのまま使用することがある。

別表第1号(第3条)

地方交通線の線名及び区間

	線名	区間		線名	区間	
あ	吾妻線	渋川・大前	し	城端線	高岡・城端	
	赤穂線	相生・東岡山	す	水郡線	水戸・安積永盛	
	左沢線	北山形・左沢			上菅谷 常陸太田	
い	飯田線	豊橋・辰野	せ	石北線	新旭川・網走	
	飯山線	豊野・越後川口		釧網線	東釧路・網走	
	石巻線	小牛田・女川	そ	宗谷線	旭川・稚内	
	指宿枕崎線	鹿児島中央・枕崎	た	太多線	多治見・美濃太田	
	因美線	東津山・鳥取		高山線	岐阜・富山	
う	内子線	新谷・内子		武豊線	大府・武豊	
	え	江差線		五稜郭・江差	田沢湖線	大曲・盛岡
		越後線		柏崎・新潟	只見線	小出・会津若松
え	越美北線	越前花堂・九頭竜湖	ち	筑豊線	若松・原田	
	お	大糸線		松本・糸魚川	つ	津軽線
大船渡線		一ノ関・盛		津山線	津山・岡山	
大湊線		野辺地・大湊	と	東金線	大網・成東	
大村線		早岐・諫早		徳島線	佃・佐古	
男鹿線		追分・男鹿	な	七尾線	津幡・和倉温泉	
小野田線		小野田・居能		鳴門線	池谷・鳴門	
			雀田・長門本山	に	日南線	南宮崎・志布志
小浜線		敦賀・東舞鶴		日光線	宇都宮・日光	
か	海峡線	中小国・木古内	は	八高線	八王子・倉賀野	
	加古川線	加古川・谷川		八戸線	八戸・久慈	
	香椎線	西戸崎・宇美		花輪線	好摩・大館	
	鹿島線	香取・鹿島サッカースタジアム		磐越東線	いわき・郡山	
	可部線	横川・可部		播但線	和田山・姫路	
	釜石線	花巻・釜石	ひ	肥薩線	八代・隼人	
	鳥山線	宝積寺・鳥山		日高線	苫小牧・様似	
	唐津線	久保田・西唐津		日田彦山線	城野・夜明	
	岩徳瀬	岩国・櫛ヶ浜		氷見線	高岡・氷見	
き	姫新線	姫路・新見	ふ	福塩線	福山・塩町	
	木次線	備後落合・宍道		富良野線	旭川・富良野	
	北上線	北上・横手	ほ	豊肥線	大分・熊本	
	吉都線	吉松・都城	ま	舞鶴線	東舞鶴・綾部	
	吉備線	岡山・総社		み	三角線	宇土・三角
	久大線	久留米・大分		身延線	甲府・富士	
く	久留里線	木更津・上総亀山	む	牟岐線	徳島・海部	
	け	芸備線	備中神代・広島	め	名松線	松阪・伊勢奥津
気仙沼線		前谷地・気仙沼	や	弥彦線	東三条・弥彦	
こ	小海線	小諸・小淵沢		山口線	新山口・益田	
	後藤寺線	田川後藤寺・新飯塚		山田線	盛岡・釜石	
	五能線	東能代・川部	よ	予土線	若井・北宇和島	
さ	境線	米子・境港		米坂線	米沢・坂町	
	桜井線	奈良・高田	り	陸羽西線	新庄・余目	
	札沼線	桑園・新十津川		陸羽東線	小牛田・新庄	
	参宮線	多気・鳥羽	る	留萌線	深川・増毛	
	三江線	三次・江津	わ	和歌山線	王寺・和歌山	

別表第2号イ

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
36 - 40	740	481 - 500	8,200	1,321 - 1,360	15,330	2,241 - 2,280	22,350
41 - 45	840	521 - 540	8,740	1,441 - 1,480	16,300	2,361 - 2,400	23,320
61 - 70	1,270	561 - 580	9,280	1,521 - 1,560	16,840	2,401 - 2,440	23,540
121 - 140	2,490	601 - 640	9,930	1,561 - 1,600	17,170	2,441 - 2,480	23,860
141 - 160	2,810	641 - 680	10,150	1,601 - 1,640	17,490	2,521 - 2,560	24,510
201 - 220	3,990	681 - 720	10,470	1,721 - 1,760	18,460	2,641 - 2,680	25,380
221 - 240	4,320	801 - 840	11,440	1,761 - 1,800	18,680	2,681 - 2,720	25,700
261 - 280	5,070	841 - 880	11,660	1,801 - 1,840	19,000	2,721 - 2,760	26,020
321 - 340	5,940	881 - 920	11,980	1,881 - 1,920	19,650	2,801 - 2,840	26,670
361 - 380	6,580	961 - 1,000	12,630	1,961 - 2,000	20,190	2,841 - 2,880	26,890
401 - 420	7,120	1,081 - 1,120	13,500	2,001 - 2,040	20,520	2,881 - 2,920	27,210
421 - 440	7,340	1,121 - 1,160	13,820	2,081 - 2,120	21,160		
441 - 460	7,660	1,161 - 1,200	14,140	2,161 - 2,200	21,810		
461 - 480	7,880	1,241 - 1,280	14,790	2,201 - 2,240	22,030		

別表第2号イの2

四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
61 - 70	1,280	221 - 240	4,160	421 - 440	7,180	641 - 680	9,990
71 - 80	1,460	241 - 260	4,590	441 - 460	7,500	681 - 720	10,310
81 - 90	1,640	261 - 280	4,910	461 - 480	7,720	721 - 760	10,640
91 - 100	1,810	281 - 300	5,240	481 - 500	8,040	761 - 800	10,960
101 - 120	2,100	301 - 320	5,560	501 - 520	8,370	801 - 840	11,280
121 - 140	2,430	321 - 340	5,780	521 - 540	8,580	841 - 880	11,500
141 - 160	2,750	341 - 360	6,100	541 - 560	8,910	881 - 920	11,820
161 - 180	3,180	361 - 380	6,420	561 - 580	9,120	921 - 960	12,150
181 - 200	3,510	381 - 400	6,640	581 - 600	9,450	961 - 1,000	12,470
201 - 220	3,830	401 - 420	6,960	601 - 640	9,770		

別表第2号イの3

九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
101 - 120	2,130	441 - 460	7,770	881 - 920	12,090	1,521 - 1,560	16,950
141 - 160	2,810	461 - 480	7,990	921 - 960	12,420	1,561 - 1,600	17,280
201 - 220	3,990	481 - 500	8,310	961 - 1,000	12,740	1,601 - 1,640	17,600
221 - 240	4,320	521 - 540	8,850	1,081 - 1,120	13,610	1,641 - 1,680	17,930
301 - 320	5,830	561 - 580	9,390	1,121 - 1,160	13,930	1,721 - 1,760	18,570
321 - 340	6,050	581 - 600	9,720	1,161 - 1,200	14,250	1,761 - 1,800	18,790
341 - 360	6,370	641 - 680	10,260	1,201 - 1,240	14,580	1,801 - 1,840	19,110
361 - 380	6,690	681 - 720	10,580	1,321 - 1,360	15,440	1,841 - 1,880	19,440
381 - 400	6,910	721 - 760	10,910	1,361 - 1,400	15,770	1,961 - 2,000	20,300
401 - 420	7,230	801 - 840	11,550	1,401 - 1,440	16,090		
421 - 440	7,450	841 - 880	11,770	1,441 - 1,480	16,410		

別表第2号イの5

北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃	営業キロ	運賃
11 - 15	260	83 - 91	1,840	365 - 382	7,120	729 - 764	11,340
16 - 20	360	92 - 100	2,050	383 - 400	7,340	765 - 800	11,660
21 - 23	450	101 - 110	2,160	401 - 419	7,660	801 - 837	11,980
24 - 28	540	111 - 128	2,490	420 - 437	7,880	874 - 910	12,630
33 - 37	740	129 - 146	2,810	438 - 455	8,200	947 - 982	13,170
38 - 41	840	183 - 200	3,990	474 - 491	8,740	1,056 - 1,091	14,140
42 - 46	930	201 - 219	4,320	511 - 528	9,280	1,129 - 1,164	14,680
47 - 55	1,070	238 - 255	5,070	547 - 582	9,820		
65 - 73	1,450	292 - 310	5,940	583 - 619	10,150		
74 - 82	1,640	329 - 346	6,580	620 - 655	10,470		

別表第2号ロ

大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,540	12,930	21,760	26	14,480	41,280	71,540	51	24,340	69,360	131,400	76	35,520	101,200	189,730
2	4,540	12,930	21,760	27	14,740	42,030	71,540	52	24,800	70,670	133,910	77	35,920	102,350	189,730
3	4,540	12,930	21,760	28	14,740	42,030	71,540	53	25,190	71,780	136,010	78	36,370	103,670	189,730
4	5,500	15,710	26,430	29	14,740	42,030	71,540	54	25,710	73,300	138,870	79	36,830	105,000	189,730
5	5,500	15,710	26,430	30	14,740	42,030	71,540	55	26,130	74,470	139,970	80	37,320	106,340	189,730
6	5,500	15,710	26,430	31	16,790	47,840	83,980	56	26,580	75,740	139,970	81	37,960	108,230	205,070
7	5,830	16,620	28,000	32	17,240	49,120	83,980	57	26,980	76,900	139,970	82	38,420	109,490	207,440
8	5,830	16,620	28,000	33	17,490	49,830	83,980	58	27,500	78,400	139,970	83	38,870	110,790	209,900
9	5,830	16,620	28,000	34	17,490	49,830	83,980	59	27,920	79,540	139,970	84	39,320	112,070	212,350
10	5,830	16,620	28,000	35	17,490	49,830	83,980	60	28,370	80,850	139,970	85	39,860	113,590	214,610
11	7,130	20,310	34,210	36	18,980	54,080	96,430	61	28,750	81,950	155,240	86	40,300	114,850	214,610
12	7,130	20,310	34,210	37	19,420	55,360	96,430	62	29,170	83,140	157,540	87	40,740	116,150	214,610
13	7,130	20,310	34,210	38	19,800	56,440	96,430	63	29,640	84,500	160,090	88	41,190	117,420	214,610
14	7,130	20,310	34,210	39	20,090	57,250	96,430	64	30,050	85,670	162,320	89	41,650	118,700	214,610
15	7,130	20,310	34,210	40	20,090	57,250	96,430	65	30,610	87,230	164,850	90	42,090	119,950	214,610
16	9,720	27,700	46,660	41	21,080	60,060	108,860	66	31,010	88,420	164,850	91	42,460	121,000	229,270
17	9,720	27,700	46,660	42	21,390	60,970	108,860	67	31,420	89,580	164,850	92	42,960	122,450	232,000
18	9,720	27,700	46,660	43	21,710	61,910	108,860	68	31,910	90,930	164,850	93	43,330	123,530	234,040
19	9,720	27,700	46,660	44	22,170	63,160	108,860	69	32,390	92,310	164,850	94	43,860	124,990	236,850
20	9,720	27,700	46,660	45	22,490	64,120	108,860	70	32,860	93,660	164,850	95	44,250	126,110	238,940
21	12,310	35,080	59,090	46	22,570	64,310	121,310	71	33,140	94,460	178,980	96	44,750	127,550	239,500
22	12,310	35,080	59,090	47	22,840	65,140	121,310	72	33,710	96,070	182,030	97	45,260	128,970	239,500
23	12,310	35,080	59,090	48	23,200	66,160	121,310	73	34,100	97,180	184,110	98	45,660	130,100	239,500
24	12,310	35,080	59,090	49	23,510	67,010	121,310	74	34,570	98,530	186,700	99	46,140	131,530	239,500
25	12,310	35,080	59,090	50	23,810	67,890	121,310	75	34,950	99,610	188,720	100	46,650	132,940	239,500

別表第2号ロの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	5,600	15,960	27,000	26	17,330	49,400	86,030	51	29,260	83,410	157,600	76	42,370	120,760	226,050
2	5,600	15,960	27,000	27	17,630	50,240	86,030	52	29,770	84,850	160,350	77	42,810	122,020	226,050
3	5,600	15,960	27,000	28	17,630	50,240	86,030	53	30,200	86,060	162,650	78	43,310	123,460	226,050
4	6,620	18,890	32,020	29	17,630	50,240	86,030	54	30,770	87,710	165,790	79	43,820	124,890	226,050
5	6,620	18,890	32,020	30	17,630	50,240	86,030	55	31,230	89,000	167,000	80	44,350	126,410	226,050
6	6,620	18,890	32,020	31	19,830	56,520	99,530	56	31,730	90,430	167,000	81	45,940	130,920	247,470
7	6,970	19,880	33,720	32	20,320	57,920	99,530	57	32,160	91,660	167,000	82	46,430	132,330	250,110
8	6,970	19,880	33,720	33	20,590	58,700	99,530	58	32,740	93,300	167,000	83	46,930	133,770	252,810
9	6,970	19,880	33,720	34	20,590	58,700	99,530	59	33,180	94,590	167,000	84	47,430	135,160	255,530
10	6,970	19,880	33,720	35	20,590	58,700	99,530	60	33,680	96,000	167,000	85	48,020	136,860	258,040
11	8,390	23,900	40,490	36	22,530	64,190	114,720	61	34,970	99,670	188,330	86	48,510	138,250	258,040
12	8,390	23,900	40,490	37	23,010	65,560	114,720	62	35,430	100,990	190,860	87	49,010	139,680	258,040
13	8,390	23,900	40,490	38	23,410	66,740	114,720	63	35,960	102,480	193,710	88	49,510	141,080	258,040
14	8,390	23,900	40,490	39	23,740	67,660	114,720	64	36,400	103,760	196,170	89	50,010	142,520	258,040
15	8,390	23,900	40,490	40	23,740	67,660	114,720	65	37,030	105,520	199,000	90	50,480	143,890	258,040
16	11,520	32,850	55,680	41	25,130	71,610	129,890	66	37,480	106,840	199,000	91	51,140	145,750	275,460
17	11,520	32,850	55,680	42	25,460	72,560	129,890	67	37,930	108,120	199,000	92	51,700	147,330	278,480
18	11,520	32,850	55,680	43	25,820	73,570	129,890	68	38,470	109,650	199,000	93	52,100	148,490	280,730
19	11,520	32,850	55,680	44	26,320	75,010	129,890	69	39,000	111,170	199,000	94	52,680	150,140	283,810
20	11,520	32,850	55,680	45	26,670	76,030	129,890	70	39,500	112,570	199,000	95	53,110	151,360	286,120
21	14,660	41,780	70,840	46	27,350	77,930	146,720	71	39,790	113,380	214,270	96	53,660	152,950	286,720
22	14,660	41,780	70,840	47	27,660	78,840	146,720	72	40,400	115,150	217,600	97	54,220	154,530	286,720
23	14,660	41,780	70,840	48	28,060	79,970	146,720	73	40,820	116,340	219,890	98	54,660	155,800	286,720
24	14,660	41,780	70,840	49	28,400	80,930	146,720	74	41,350	117,830	222,710	99	55,190	157,310	286,720
25	14,660	41,780	70,840	50	28,730	81,920	146,720	75	41,750	119,000	224,940	100	55,750	158,890	286,720

別表第2号口の3

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	5,180	14,760	25,250	26	16,430	46,830	83,000	51	27,410	78,120	148,010	76	39,270	111,900	210,010
2	5,180	14,760	25,250	27	16,720	47,660	83,000	52	27,930	79,580	150,780	77	39,670	113,050	210,010
3	5,180	14,760	25,250	28	16,720	47,660	83,000	53	28,370	80,840	153,160	78	40,130	114,370	210,010
4	6,150	17,540	30,660	29	16,720	47,660	83,000	54	28,950	82,510	156,320	79	40,590	115,700	210,010
5	6,150	17,540	30,660	30	16,720	47,660	83,000	55	29,410	83,820	158,820	80	41,080	117,040	210,010
6	6,150	17,540	30,660	31	19,000	54,140	97,410	56	29,920	85,290	159,740	81	41,730	118,930	225,350
7	6,480	18,460	32,470	32	19,510	55,610	97,410	57	30,360	86,540	159,740	82	42,210	120,290	227,920
8	6,480	18,460	32,470	33	19,800	56,420	97,410	58	30,950	88,210	159,740	83	42,660	121,590	230,380
9	6,480	18,460	32,470	34	19,800	56,420	97,410	59	31,410	89,540	159,740	84	43,110	122,870	232,830
10	6,480	18,460	32,470	35	19,800	56,420	97,410	60	31,920	90,960	159,740	85	43,650	124,390	235,100
11	7,800	22,230	39,680	36	21,490	61,230	111,850	61	32,410	92,370	175,010	86	44,090	125,650	235,100
12	7,800	22,230	39,680	37	21,980	62,640	111,850	62	32,840	93,600	177,370	87	44,530	126,950	235,100
13	7,800	22,230	39,680	38	22,400	63,850	111,850	63	33,310	94,960	179,920	88	44,980	128,220	235,100
14	7,800	22,230	39,680	39	22,730	64,790	111,850	64	33,720	96,130	182,150	89	45,440	129,510	235,100
15	7,800	22,230	39,680	40	22,730	64,790	111,850	65	34,280	97,700	184,720	90	45,880	130,760	235,100
16	10,730	30,580	54,120	41	23,860	68,020	125,460	66	34,690	98,890	184,720	91	46,250	131,810	249,760
17	10,730	30,580	54,120	42	24,220	69,040	125,460	67	35,100	100,050	184,720	92	46,800	133,370	252,700
18	10,730	30,580	54,120	43	24,580	70,050	125,460	68	35,590	101,410	184,720	93	47,200	134,540	254,910
19	10,730	30,580	54,120	44	25,090	71,510	125,460	69	36,070	102,790	184,720	94	47,770	136,150	257,970
20	10,730	30,580	54,120	45	25,460	72,560	125,460	70	36,540	104,140	184,720	95	48,190	137,350	260,230
21	13,650	38,910	68,550	46	25,630	73,040	137,910	71	36,820	104,950	198,850	96	48,730	138,900	263,170
22	13,650	38,910	68,550	47	25,910	73,870	137,910	72	37,450	106,750	202,260	97	49,280	140,450	266,120
23	13,650	38,910	68,550	48	26,270	74,890	137,910	73	37,850	107,870	204,390	98	49,710	141,680	268,440
24	13,650	38,910	68,550	49	26,580	75,740	137,910	74	38,320	109,220	206,980	99	50,250	143,200	271,330
25	13,650	38,910	68,550	50	26,880	76,620	137,910	75	38,700	110,300	209,000	100	50,790	144,750	274,280

別表第2号口の4

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,400	15,380	25,900
11	-	7,320	20,890	35,170
16	-	8,490	24,170	40,710
17	15	8,490	24,170	40,710
21	-	11,560	32,980	55,520
22	-	11,560	32,980	55,520
26	23	14,650	42,080	70,300
31	28	17,730	50,540	85,810
36	32	20,830	59,330	100,730
41	37	-	-	114,770
46	41	-	-	129,500
51	46	-	-	144,330
61	55	-	-	166,620
71	64	-	-	196,180

別表第2号口の5

四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,400	15,380	25,900
11	10	7,320	20,890	35,170

別表第2号ロの6

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,980	14,180	24,150	26	16,390	46,730	81,850	51	26,720	76,180	144,930	76	37,470	106,800	203,260
2	5,030	14,340	24,430	27	16,670	47,530	81,970	52	27,170	77,450	147,440	77	37,850	107,890	203,260
3	5,080	14,490	24,720	28	16,720	47,670	82,240	53	27,560	78,540	149,540	78	38,290	109,140	203,260
4	6,180	17,660	30,120	29	16,780	47,830	82,530	54	28,070	80,020	152,400	79	38,740	110,410	203,260
5	6,290	17,950	30,680	30	16,830	47,980	82,810	55	28,480	81,160	153,500	80	39,200	111,700	203,260
6	6,350	18,100	30,960	31	18,880	53,790	95,260	56	28,920	82,420	153,500	81	39,770	113,380	218,600
7	6,690	19,070	32,640	32	19,400	55,290	95,650	57	29,300	83,540	153,500	82	40,150	114,430	220,970
8	6,710	19,130	32,760	33	19,720	56,180	95,990	58	29,820	85,000	153,500	83	40,530	115,520	223,430
9	6,740	19,200	32,870	34	19,770	56,320	96,260	59	30,220	86,110	153,500	84	40,910	116,590	225,880
10	6,760	19,250	32,990	35	19,820	56,480	96,550	60	30,660	87,400	153,500	85	41,370	117,890	228,140
11	8,070	23,010	39,310	36	21,340	60,820	109,160	61	31,030	88,470	168,770	86	41,730	118,940	228,140
12	8,130	23,150	39,590	37	21,810	62,170	109,340	62	31,440	89,630	171,070	87	42,110	120,030	228,140
13	8,180	23,300	39,880	38	22,230	63,370	109,560	63	31,910	90,960	173,620	88	42,490	121,100	228,140
14	8,230	23,450	40,160	39	22,550	64,240	109,680	64	32,310	92,100	175,850	89	42,860	122,160	228,140
15	8,280	23,610	40,440	40	22,600	64,400	109,960	65	32,850	93,620	178,380	90	43,230	123,210	228,140
16	10,900	31,090	53,060	41	23,570	67,180	122,390	66	33,250	94,790	178,380	91	43,530	124,060	242,800
17	11,010	31,380	53,630	42	23,870	68,060	122,390	67	33,640	95,920	178,380	92	43,950	125,290	245,540
18	11,120	31,690	54,200	43	24,190	68,970	122,390	68	34,120	97,240	178,380	93	44,260	126,160	247,580
19	11,170	31,830	54,480	44	24,630	70,190	122,390	69	34,590	98,600	178,380	94	44,710	127,420	250,390
20	11,220	31,980	54,760	45	24,940	71,120	122,390	70	34,950	99,620	178,380	95	45,020	128,320	252,480
21	13,840	39,460	67,370	46	25,000	71,280	134,840	71	35,210	100,360	192,510	96	45,450	129,560	253,040
22	13,950	39,750	67,940	47	25,280	72,070	134,840	72	35,750	101,900	195,560	97	45,880	130,760	253,040
23	14,000	39,900	68,210	48	25,620	73,060	134,840	73	36,120	102,960	197,640	98	46,210	131,700	253,040
24	14,100	40,200	68,780	49	25,920	73,890	134,840	74	36,580	104,250	200,230	99	46,630	132,910	253,040
25	14,200	40,490	69,350	50	26,220	74,730	134,840	75	36,930	105,260	202,250	100	47,060	134,120	253,040

別表第2号ロの7

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

概制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,460	15,510	26,120
11	-	7,390	21,050	35,450
16	-	8,500	24,210	40,930
17	15	8,550	24,360	41,030
21	-	11,600	33,040	55,870
22	-	11,650	33,190	55,970
26	23	14,780	42,080	70,890
31	28	17,880	50,950	85,820
36	32	20,990	59,810	100,730
41	37	-	-	-
46	41	-	-	130,580
61	55	-	-	167,880

別表第2号ロの8

九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	5,460	15,510	26,120
11	10	7,390	21,050	35,450

別表第2号ハ

大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,540	12,930	21,760	26	14,740	42,030	71,540	51	26,980	76,900	139,970	76	39,320	112,070	212,350
2	4,540	12,930	21,760	27	14,740	42,030	71,540	52	27,500	78,400	139,970	77	39,860	113,590	214,610
3	4,540	12,930	21,760	28	14,900	42,480	71,540	53	27,920	79,540	139,970	78	40,300	114,850	214,610
4	5,830	16,620	28,000	29	17,240	49,120	83,980	54	28,370	80,850	139,970	79	40,740	116,150	214,610
5	5,830	16,620	28,000	30	17,490	49,830	83,980	55	28,750	81,950	139,970	80	41,190	117,420	214,610
6	5,830	16,620	28,000	31	17,490	49,830	83,980	56	29,170	83,140	157,540	81	42,090	119,950	214,610
7	6,150	17,560	29,550	32	17,500	49,870	83,980	57	29,640	84,500	160,090	82	42,460	121,000	214,610
8	6,150	17,560	29,550	33	19,420	55,360	96,430	58	30,050	85,670	162,320	83	42,960	122,450	232,000
9	6,150	17,560	29,550	34	19,800	56,440	96,430	59	30,610	87,230	164,850	84	43,330	123,530	234,040
10	6,150	17,560	29,550	35	20,090	57,250	96,430	60	31,010	88,420	164,850	85	43,860	124,990	236,850
11	7,130	20,310	34,210	36	20,090	57,250	96,430	61	31,910	90,930	164,850	86	44,250	126,110	238,940
12	7,130	20,310	34,210	37	20,090	57,250	96,430	62	32,390	92,310	164,850	87	44,750	127,550	239,500
13	7,130	20,310	34,210	38	21,390	60,970	108,860	63	32,860	93,660	164,850	88	45,260	128,970	239,500
14	7,130	20,310	34,210	39	21,710	61,910	108,860	64	33,140	94,460	164,850	89	45,660	130,100	239,500
15	7,130	20,310	34,210	40	22,170	63,160	108,860	65	33,710	96,070	182,030	90	46,140	131,530	239,500
16	9,720	27,700	46,660	41	22,570	64,310	108,860	66	34,100	97,180	184,110	91	46,400	132,230	239,500
17	9,720	27,700	46,660	42	22,840	65,140	121,310	67	34,570	98,530	186,700	92	46,930	133,790	253,460
18	9,720	27,700	46,660	43	23,200	66,160	121,310	68	34,950	99,610	188,720	93	47,410	135,090	255,970
19	9,720	27,700	46,660	44	23,510	67,010	121,310	69	35,520	101,200	189,730	94	47,890	136,480	258,590
20	9,720	27,700	46,660	45	23,810	67,890	121,310	70	35,920	102,350	189,730	95	48,400	137,950	261,390
21	12,310	35,080	59,090	46	24,340	69,360	121,310	71	36,830	105,000	189,730	96	48,940	139,460	264,250
22	12,310	35,080	59,090	47	24,800	70,670	133,910	72	37,320	106,340	189,730	97	49,390	140,790	265,940
23	12,310	35,080	59,090	48	25,190	71,780	136,010	73	37,960	108,230	189,730	98	49,930	142,300	265,940
24	14,740	42,030	71,540	49	25,710	73,300	138,870	74	38,420	109,490	207,440	99	50,410	143,680	265,940
25	14,740	42,030	71,540	50	26,130	74,470	139,970	75	38,870	110,790	209,900	100	50,950	145,190	265,940

別表第2号ハの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	5,600	15,960	27,000	26	17,630	50,240	86,030	51	32,160	91,660	167,000	76	47,430	135,160	255,530
2	5,600	15,960	27,000	27	17,630	50,240	86,030	52	32,740	93,300	167,000	77	48,020	136,860	258,040
3	5,600	15,960	27,000	28	17,980	51,270	87,090	53	33,180	94,590	167,000	78	48,510	138,250	258,040
4	6,980	19,910	33,760	29	20,320	57,920	99,530	54	33,680	96,000	167,000	79	49,010	139,680	258,040
5	6,980	19,910	33,760	30	20,590	58,700	99,530	55	34,970	99,670	173,290	80	49,510	141,080	258,040
6	6,980	19,910	33,760	31	20,590	58,700	99,530	56	35,430	100,990	190,860	81	50,480	143,890	258,040
7	7,330	20,900	35,410	32	21,090	60,070	102,270	57	35,960	102,480	193,710	82	51,140	145,750	261,080
8	7,330	20,900	35,410	33	23,010	65,560	114,720	58	36,400	103,760	196,170	83	51,700	147,330	278,480
9	7,330	20,900	35,410	34	23,410	66,740	114,720	59	37,030	105,520	199,000	84	52,100	148,490	280,730
10	7,330	20,900	35,410	35	23,740	67,660	114,720	60	37,480	106,840	199,000	85	52,680	150,140	283,810
11	8,390	23,900	40,490	36	23,740	67,660	114,720	61	38,470	109,650	199,000	86	53,110	151,360	286,120
12	8,390	23,900	40,490	37	24,150	68,830	117,440	62	39,000	111,170	199,000	87	53,660	152,950	286,720
13	8,390	23,900	40,490	38	25,460	72,560	129,890	63	39,500	112,570	199,000	88	54,220	154,530	286,720
14	8,930	25,460	43,230	39	25,820	73,570	129,890	64	39,790	113,380	200,420	89	54,660	155,800	286,720
15	8,930	25,460	43,230	40	26,320	75,010	129,890	65	40,400	115,150	217,600	90	55,190	157,310	286,720
16	11,520	32,850	55,680	41	27,350	77,930	134,270	66	40,820	116,340	219,890	91	55,680	158,690	287,420
17	11,520	32,850	55,680	42	27,660	78,840	146,720	67	41,350	117,830	222,710	92	56,320	160,540	304,190
18	11,520	32,850	55,680	43	28,060	79,970	146,720	68	41,750	119,000	224,940	93	56,890	162,150	307,190
19	12,070	34,400	58,400	44	28,400	80,930	146,720	69	42,370	120,760	226,050	94	57,470	163,790	310,340
20	12,070	34,400	58,400	45	28,730	81,920	146,720	70	42,810	122,020	226,050	95	58,090	165,560	313,700
21	14,660	41,780	70,840	46	29,260	83,410	147,750	71	43,820	124,890	226,050	96	58,730	167,380	317,130
22	14,660	41,780	70,840	47	29,770	84,850	160,350	72	44,350	126,410	226,050	97	59,290	168,960	319,170
23	15,190	43,290	73,580	48	30,200	86,060	162,650	73	45,940	130,920	232,400	98	59,920	170,780	319,170
24	17,630	50,240	86,030	49	30,770	87,710	165,790	74	46,430	132,330	250,110	99	60,500	172,430	319,170
25	17,630	50,240	86,030	50	31,230	89,000	167,000	75	46,930	133,770	252,810	100	61,140	174,260	319,170

別表第2号ニ

大人通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,710	7,690	14,590	26	8,260	23,550	44,620	51	12,110	34,510	65,390	76	17,900	51,010	96,630
2	2,710	7,690	14,590	27	8,260	23,550	44,620	52	12,400	35,360	67,010	77	18,130	51,700	97,920
3	2,710	7,690	14,590	28	8,390	23,910	45,320	53	12,590	35,900	68,010	78	18,450	52,600	99,680
4	3,130	8,900	16,860	29	8,390	23,910	45,320	54	12,770	36,410	69,010	79	18,560	52,890	100,200
5	3,390	9,700	18,370	30	8,540	24,330	46,070	55	13,060	37,240	70,570	80	18,870	53,800	101,950
6	3,650	10,410	19,730	31	8,650	24,650	46,730	56	13,320	37,950	71,920	81	19,230	54,820	103,880
7	3,930	11,210	21,230	32	8,650	24,650	46,730	57	13,440	38,320	72,610	82	19,420	55,360	104,860
8	4,330	12,340	23,390	33	8,730	24,900	47,180	58	13,730	39,170	74,180	83	19,690	56,120	106,320
9	4,620	13,150	24,900	34	8,780	25,060	47,480	59	13,990	39,870	75,530	84	19,880	56,660	107,370
10	4,750	13,550	25,660	35	9,020	25,700	48,690	60	14,230	40,550	76,800	85	20,160	57,470	108,880
11	5,610	15,980	30,270	36	9,080	25,890	49,050	61	14,300	40,750	77,230	86	20,360	57,990	109,870
12	5,730	16,310	30,910	37	9,110	25,980	49,230	62	14,600	41,600	78,800	87	20,620	58,790	111,380
13	5,850	16,680	31,620	38	9,360	26,680	50,560	63	14,870	42,400	80,310	88	20,880	59,500	112,740
14	6,010	17,130	32,430	39	9,400	26,810	50,800	64	15,090	43,000	81,470	89	20,960	59,750	113,200
15	6,010	17,130	32,430	40	9,680	27,590	52,260	65	15,320	43,650	82,710	90	21,270	60,630	114,890
16	7,370	21,020	39,850	41	9,920	28,270	53,550	66	15,590	44,440	84,220	91	21,510	61,280	116,130
17	7,540	21,500	40,710	42	10,110	28,810	54,600	67	15,750	44,890	85,030	92	21,820	62,180	117,800
18	7,540	21,500	40,710	43	10,400	29,640	56,170	68	16,170	46,080	87,320	93	22,030	62,780	118,960
19	7,660	21,860	41,410	44	10,540	30,040	56,920	69	16,250	46,340	87,780	94	22,120	63,070	119,500
20	7,810	22,260	42,170	45	10,830	30,880	58,510	70	16,530	47,100	89,230	95	22,440	63,970	121,200
21	7,960	22,690	42,980	46	10,950	31,250	59,190	71	16,720	47,670	90,340	96	22,640	64,510	122,250
22	8,080	23,060	43,680	47	11,080	31,560	59,780	72	16,980	48,440	91,750	97	22,870	65,170	123,470
23	8,080	23,060	43,680	48	11,390	32,440	61,480	73	17,320	49,370	93,550	98	23,160	66,020	125,090
24	8,190	23,340	44,220	49	11,590	33,060	62,640	74	17,490	49,830	94,420	99	23,280	66,330	125,680
25	8,220	23,420	44,380	50	11,910	33,950	64,340	75	17,650	50,300	95,300	100	23,470	66,920	126,790

別表第2号ニの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,210	9,140	17,320	26	9,490	27,070	51,280	51	14,060	40,070	75,940	76	20,640	58,840	111,490
2	3,210	9,140	17,320	27	9,490	27,070	51,280	52	14,380	40,980	77,640	77	20,910	59,590	112,910
3	3,210	9,140	17,320	28	9,620	27,430	51,980	53	14,590	41,570	78,770	78	21,250	60,570	114,780
4	3,630	10,350	19,590	29	9,620	27,430	51,980	54	14,780	42,140	79,840	79	21,370	60,910	115,410
5	3,930	11,210	21,230	30	9,770	27,850	52,740	55	15,110	43,070	81,600	80	21,710	61,900	117,270
6	4,220	12,010	22,760	31	9,880	28,180	53,400	56	15,380	43,840	83,070	81	22,450	63,980	121,240
7	4,510	12,860	24,350	32	9,880	28,180	53,400	57	15,520	44,230	83,800	82	22,660	64,580	122,370
8	4,950	14,110	26,720	33	9,980	28,440	53,890	58	15,840	45,160	85,560	83	22,970	65,450	124,000
9	5,270	15,010	28,430	34	10,040	28,600	54,190	59	16,120	45,940	87,030	84	23,170	66,040	125,140
10	5,410	15,430	29,220	35	10,290	29,310	55,550	60	16,370	46,680	88,450	85	23,480	66,940	126,830
11	6,290	17,930	33,970	36	10,460	29,820	56,500	61	16,800	47,880	90,710	86	23,700	67,540	127,960
12	6,420	18,300	34,650	37	10,490	29,910	56,680	62	17,130	48,810	92,470	87	23,990	68,380	129,560
13	6,550	18,690	35,390	38	10,780	30,710	58,190	63	17,420	49,670	94,100	88	24,270	69,180	131,080
14	6,720	19,150	36,300	39	10,820	30,850	58,430	64	17,670	50,360	95,410	89	24,370	69,460	131,600
15	6,720	19,150	36,300	40	11,120	31,680	60,020	65	17,920	51,080	96,770	90	24,720	70,440	133,460
16	8,340	23,790	45,070	41	11,480	32,730	62,000	66	18,220	51,940	98,410	91	24,990	71,250	134,990
17	8,540	24,330	46,090	42	11,690	33,330	63,130	67	18,380	52,410	99,260	92	25,340	72,240	136,850
18	8,540	24,330	46,090	43	12,010	34,250	64,890	68	18,800	53,600	101,550	93	25,570	72,890	138,110
19	8,670	24,720	46,830	44	12,170	34,660	65,680	69	18,880	53,860	102,010	94	25,680	73,190	138,670
20	8,830	25,170	47,670	45	12,490	35,600	67,440	70	19,160	54,620	103,470	95	26,020	74,170	140,530
21	9,100	25,940	49,160	46	12,860	36,670	69,480	71	19,370	55,190	104,590	96	26,250	74,810	141,730
22	9,250	26,360	49,940	47	12,990	37,040	70,160	72	19,650	56,010	106,120	97	26,500	75,520	143,080
23	9,250	26,360	49,940	48	13,340	37,990	71,990	73	20,020	57,050	108,090	98	26,830	76,450	144,840
24	9,360	26,690	50,570	49	13,540	38,610	73,150	74	20,200	57,590	109,110	99	26,950	76,800	145,510
25	9,390	26,780	50,740	50	13,860	39,510	74,860	75	20,380	58,070	110,030	100	27,160	77,430	146,720

別表第2号ニの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,910	8,310	15,760	26	8,630	24,630	46,660	51	12,800	36,470	69,100	76	18,780	53,540	101,460
2	2,910	8,310	15,760	27	8,630	24,630	46,660	52	13,070	37,290	70,640	77	19,020	54,220	102,730
3	2,910	8,310	15,760	28	8,750	24,960	47,300	53	13,270	37,830	71,670	78	19,340	55,120	104,430
4	3,290	9,410	17,830	29	8,750	24,960	47,300	54	13,450	38,350	72,650	79	19,440	55,430	105,010
5	3,580	10,190	19,320	30	8,890	25,340	48,000	55	13,740	39,190	74,240	80	19,760	56,310	106,710
6	3,830	10,920	20,710	31	8,990	25,640	48,590	56	13,990	39,890	75,590	81	20,430	58,220	110,310
7	4,100	11,690	22,160	32	8,990	25,640	48,590	57	14,110	40,250	76,250	82	20,610	58,760	111,340
8	4,490	12,840	24,320	33	9,070	25,880	49,030	58	14,420	41,090	77,850	83	20,890	59,550	112,830
9	4,780	13,650	25,870	34	9,120	26,020	49,300	59	14,660	41,790	79,200	84	21,090	60,100	113,860
10	4,920	14,030	26,590	35	9,350	26,670	50,550	60	14,900	42,480	80,480	85	21,370	60,910	115,420
11	5,720	16,310	30,910	36	9,510	27,130	51,410	61	15,270	43,570	82,540	86	21,560	61,460	116,440
12	5,830	16,640	31,530	37	9,550	27,220	51,580	62	15,580	44,410	84,150	87	21,830	62,220	117,880
13	5,960	16,990	32,200	38	9,800	27,950	52,950	63	15,850	45,200	85,640	88	22,080	62,960	119,270
14	6,110	17,420	33,030	39	9,840	28,070	53,170	64	16,080	45,820	86,820	89	22,170	63,200	119,750
15	6,110	17,420	33,030	40	10,110	28,820	54,610	65	16,300	46,470	88,060	90	22,480	64,100	121,440
16	7,590	21,640	41,020	41	10,440	29,780	56,410	66	16,580	47,270	89,560	91	22,740	64,830	122,830
17	7,760	22,130	41,950	42	10,640	30,310	57,450	67	16,720	47,680	90,330	92	23,060	65,730	124,540
18	7,760	22,130	41,950	43	10,920	31,170	59,040	68	17,110	48,760	92,410	93	23,270	66,330	125,670
19	7,890	22,480	42,610	44	11,060	31,540	59,770	69	17,180	49,000	92,830	94	23,360	66,590	126,190
20	8,030	22,900	43,370	45	11,360	32,390	61,370	70	17,430	49,700	94,150	95	23,680	67,490	127,880
21	8,270	23,610	44,730	46	11,700	33,370	63,220	71	17,620	50,230	95,160	96	23,870	68,060	128,970
22	8,410	23,980	45,440	47	11,820	33,700	63,830	72	17,880	50,960	96,560	97	24,110	68,710	130,200
23	8,410	23,980	45,440	48	12,130	34,570	65,510	73	18,220	51,910	98,360	98	24,400	69,560	131,800
24	8,520	24,280	46,010	49	12,320	35,140	66,570	74	18,380	52,400	99,290	99	24,510	69,880	132,410
25	8,550	24,370	46,160	50	12,610	35,950	68,110	75	18,530	52,840	100,110	100	24,720	70,460	133,500

別表第2号ニの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,270	6,490	12,290	26	6,730	19,220	36,400	51	9,980	28,450	53,910	76	14,650	41,770	79,160
2	2,270	6,490	12,290	27	6,730	19,220	36,400	52	10,200	29,090	55,110	77	14,830	42,290	80,160
3	2,270	6,490	12,290	28	6,830	19,480	36,910	53	10,350	29,520	55,920	78	15,080	43,000	81,480
4	2,570	7,340	13,910	29	6,830	19,480	36,910	54	10,490	29,910	56,670	79	15,160	43,240	81,940
5	2,790	7,950	15,070	30	6,930	19,780	37,440	55	10,730	30,570	57,930	80	15,420	43,940	83,250
6	2,990	8,530	16,160	31	7,010	20,000	37,910	56	10,910	31,120	58,970	81	15,940	45,420	86,070
7	3,200	9,120	17,280	32	7,010	20,000	37,910	57	11,010	31,390	59,490	82	16,090	45,840	86,870
8	3,520	10,020	18,970	33	7,080	20,180	38,250	58	11,240	32,050	60,740	83	16,290	46,460	88,040
9	3,730	10,660	20,170	34	7,120	20,300	38,470	59	11,440	32,610	61,790	84	16,450	46,890	88,850
10	3,840	10,940	20,740	35	7,300	20,820	39,440	60	11,630	33,130	62,780	85	16,670	47,520	90,050
11	4,460	12,730	24,120	36	7,430	21,160	40,110	61	11,920	33,980	64,400	86	16,820	47,950	90,840
12	4,550	12,980	24,600	37	7,450	21,230	40,250	62	12,160	34,650	65,650	87	17,030	48,540	91,970
13	4,650	13,270	25,130	38	7,640	21,810	41,310	63	12,370	35,260	66,820	88	17,230	49,110	93,050
14	4,770	13,600	25,780	39	7,670	21,900	41,480	64	12,540	35,750	67,730	89	17,300	49,310	93,430
15	4,770	13,600	25,780	40	7,890	22,480	42,610	65	12,720	36,260	68,700	90	17,540	50,010	94,740
16	5,920	16,880	32,000	41	8,150	23,230	44,020	66	12,930	36,870	69,870	91	17,740	50,590	95,830
17	6,050	17,270	32,730	42	8,290	23,660	44,810	67	13,050	37,200	70,490	92	17,990	51,280	97,160
18	6,050	17,270	32,730	43	8,530	24,320	46,070	68	13,340	38,050	72,100	93	18,150	51,750	98,050
19	6,150	17,540	33,240	44	8,630	24,610	46,630	69	13,400	38,230	72,420	94	18,230	51,950	98,440
20	6,260	17,870	33,850	45	8,860	25,270	47,880	70	13,600	38,780	73,460	95	18,470	52,660	99,780
21	6,460	18,410	34,900	46	9,130	26,020	49,320	71	13,740	39,190	74,240	96	18,640	53,110	100,630
22	6,560	18,710	35,450	47	9,220	26,290	49,800	72	13,950	39,760	75,340	97	18,810	53,610	101,580
23	6,560	18,710	35,450	48	9,460	26,970	51,110	73	14,200	40,510	76,740	98	19,040	54,280	102,830
24	6,640	18,950	35,890	49	9,610	27,410	51,930	74	14,350	40,880	77,460	99	19,120	54,520	103,310
25	6,670	19,010	36,020	50	9,830	28,050	53,140	75	14,460	41,210	78,120	100	19,290	54,980	104,160

別表第2号ニの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,120	3,240	6,140	26	3,350	9,590	18,200	51	4,980	14,210	26,950	76	7,320	20,890	39,570
2	1,120	3,240	6,140	27	3,350	9,590	18,200	52	5,090	14,540	27,560	77	7,420	21,150	40,070
3	1,120	3,240	6,140	28	3,400	9,720	18,450	53	5,170	14,750	27,960	78	7,540	21,500	40,730
4	1,280	3,670	6,950	29	3,400	9,720	18,450	54	5,250	14,960	28,330	79	7,580	21,610	40,970
5	1,390	3,970	7,530	30	3,460	9,870	18,720	55	5,360	15,270	28,960	80	7,690	21,970	41,630
6	1,490	4,260	8,070	31	3,500	10,000	18,950	56	5,450	15,550	29,490	81	7,960	22,710	43,040
7	1,590	4,560	8,640	32	3,500	10,000	18,950	57	5,500	15,700	29,750	82	8,030	22,920	43,430
8	1,750	5,000	9,480	33	3,540	10,090	19,120	58	5,620	16,030	30,360	83	8,150	23,230	44,020
9	1,860	5,320	10,090	34	3,560	10,150	19,230	59	5,720	16,290	30,890	84	8,220	23,430	44,410
10	1,910	5,460	10,370	35	3,640	10,400	19,720	60	5,810	16,570	31,390	85	8,330	23,760	45,020
11	2,220	6,370	12,050	36	3,700	10,570	20,050	61	5,960	16,980	32,190	86	8,410	23,970	45,420
12	2,270	6,490	12,290	37	3,720	10,610	20,120	62	6,070	17,320	32,820	87	8,520	24,260	45,990
13	2,310	6,620	12,550	38	3,820	10,890	20,650	63	6,180	17,630	33,400	88	8,610	24,550	46,520
14	2,380	6,800	12,890	39	3,840	10,940	20,740	64	6,260	17,870	33,860	89	8,650	24,650	46,720
15	2,380	6,800	12,890	40	3,940	11,240	21,300	65	6,360	18,120	34,340	90	8,760	24,990	47,380
16	2,950	8,440	15,990	41	4,070	11,600	22,000	66	6,460	18,430	34,940	91	8,870	25,280	47,920
17	3,020	8,630	16,350	42	4,150	11,830	22,400	67	6,510	18,590	35,230	92	8,990	25,630	48,580
18	3,020	8,630	16,350	43	4,260	12,160	23,030	68	6,670	19,010	36,040	93	9,070	25,870	49,020
19	3,080	8,760	16,620	44	4,310	12,300	23,310	69	6,700	19,100	36,210	94	9,110	25,970	49,220
20	3,130	8,940	16,910	45	4,420	12,620	23,930	70	6,800	19,380	36,730	95	9,240	26,330	49,880
21	3,220	9,210	17,440	46	4,560	13,010	24,670	71	6,870	19,580	37,120	96	9,310	26,550	50,310
22	3,270	9,350	17,720	47	4,610	13,130	24,890	72	6,970	19,870	37,670	97	9,390	26,800	50,790
23	3,270	9,350	17,720	48	4,730	13,480	25,550	73	7,100	20,240	38,370	98	9,510	27,120	51,410
24	3,310	9,470	17,940	49	4,800	13,700	25,960	74	7,160	20,430	38,730	99	9,570	27,260	51,650
25	3,330	9,500	18,000	50	4,910	14,010	26,560	75	7,220	20,600	39,040	100	9,640	27,480	52,080

別表第2号ニの6

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,100	8,790	16,680	26	9,410	26,850	50,840	51	13,730	39,140	74,160	76	19,940	56,860	107,720
2	3,100	8,790	16,680	27	9,410	26,850	50,840	52	14,070	40,110	76,020	77	20,170	57,550	109,010
3	3,100	8,790	16,680	28	9,570	27,260	51,670	53	14,280	40,710	77,120	78	20,490	58,450	110,770
4	3,520	10,010	18,960	29	9,570	27,260	51,670	54	14,480	41,290	78,230	79	20,600	58,740	111,290
5	3,820	10,890	20,630	30	9,720	27,700	52,470	55	14,800	42,200	79,960	80	20,920	59,660	113,040
6	4,090	11,670	22,100	31	9,840	28,060	53,180	56	15,090	43,010	81,490	81	21,280	60,680	114,970
7	4,380	12,500	23,670	32	9,840	28,060	53,180	57	15,220	43,410	82,230	82	21,490	61,230	116,020
8	4,820	13,740	26,050	33	9,940	28,340	53,690	58	15,560	44,360	84,040	83	21,770	62,060	117,590
9	5,140	14,650	27,730	34	10,010	28,530	54,040	59	15,840	45,150	85,550	84	21,960	62,600	118,640
10	5,280	15,060	28,540	35	10,270	29,250	55,440	60	16,110	45,890	86,950	85	22,240	63,410	120,150
11	6,140	17,500	33,150	36	10,350	29,510	55,900	61	16,240	46,290	87,700	86	22,440	63,930	121,140
12	6,270	17,870	33,860	37	10,390	29,630	56,140	62	16,570	47,210	89,440	87	22,710	64,730	122,650
13	6,410	18,270	34,610	38	10,680	30,410	57,640	63	16,850	48,070	91,050	88	22,970	65,440	124,010
14	6,570	18,740	35,500	39	10,720	30,550	57,880	64	17,070	48,670	92,210	89	23,050	65,690	124,470
15	6,570	18,740	35,500	40	11,020	31,410	59,500	65	17,300	49,320	93,450	90	23,360	66,580	126,160
16	8,150	23,240	44,040	41	11,310	32,250	61,080	66	17,570	50,110	94,960	91	23,600	67,240	127,400
17	8,330	23,770	45,010	42	11,520	32,850	62,240	67	17,730	50,560	95,770	92	23,920	68,180	129,180
18	8,330	23,770	45,010	43	11,860	33,800	64,050	68	18,150	51,750	98,060	93	24,160	68,850	130,460
19	8,480	24,160	45,770	44	12,000	34,220	64,850	69	18,230	52,010	98,530	94	24,250	69,140	131,000
20	8,630	24,590	46,580	45	12,340	35,180	66,660	70	18,510	52,790	99,990	95	24,600	70,130	132,860
21	8,860	25,260	47,850	46	12,570	35,880	67,960	71	18,720	53,360	101,100	96	24,810	70,700	133,970
22	9,000	25,660	48,610	47	12,700	36,190	68,550	72	19,000	54,160	102,620	97	25,060	71,410	135,310
23	9,000	25,660	48,610	48	13,010	37,070	70,250	73	19,360	55,200	104,600	98	25,380	72,360	137,090
24	9,110	25,970	49,200	49	13,210	37,690	71,410	74	19,530	55,680	105,510	99	25,500	72,670	137,680
25	9,140	26,050	49,360	50	13,530	38,580	73,110	75	19,690	56,150	106,390	100	25,720	73,320	138,910

別表第2号ニの7

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,220	9,150	17,350
11	-	6,010	17,150	32,500
16	-	7,850	22,380	40,710
17	15	7,850	22,380	40,710

別表第2号ニの8

四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,220	9,150	17,350
11	10	6,010	17,150	32,500

別表第2号ニの9

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,820	8,020	15,210	26	8,590	24,480	46,380	51	12,520	35,680	67,620	76	18,150	51,740	98,040
2	2,820	8,020	15,210	27	8,590	24,480	46,380	52	12,830	36,580	69,310	77	18,350	52,370	99,200
3	2,820	8,020	15,210	28	8,720	24,860	47,120	53	13,010	37,120	70,310	78	18,640	53,180	100,790
4	3,200	9,110	17,270	29	8,720	24,860	47,120	54	13,200	37,650	71,320	79	18,740	53,440	101,260
5	3,470	9,920	18,790	30	8,860	25,270	47,860	55	13,490	38,470	72,910	80	19,030	54,270	102,840
6	3,720	10,630	20,120	31	8,980	25,580	48,510	56	13,750	39,220	74,300	81	19,360	55,190	104,590
7	3,980	11,380	21,540	32	8,980	25,580	48,510	57	13,880	39,570	74,970	82	19,530	55,700	105,520
8	4,380	12,510	23,710	33	9,060	25,850	48,980	58	14,180	40,440	76,620	83	19,790	56,440	106,940
9	4,680	13,330	25,240	34	9,120	26,020	49,290	59	14,440	41,150	77,990	84	19,960	56,930	107,890
10	4,800	13,700	25,970	35	9,360	26,670	50,560	60	14,680	41,830	79,260	85	20,220	57,660	109,250
11	5,570	15,890	30,130	36	9,430	26,920	50,990	61	14,800	42,200	79,970	86	20,400	58,130	110,140
12	5,700	16,230	30,760	37	9,480	27,030	51,210	62	15,100	43,060	81,560	87	20,630	58,850	111,500
13	5,820	16,590	31,440	38	9,730	27,740	52,570	63	15,360	43,830	83,010	88	20,870	59,490	112,720
14	5,970	17,020	32,250	39	9,770	27,860	52,800	64	15,560	44,370	84,060	89	20,950	59,720	113,140
15	5,970	17,020	32,250	40	10,050	28,650	54,280	65	15,760	44,950	85,170	90	21,230	60,510	114,670
16	7,410	21,130	40,050	41	10,320	29,410	55,720	66	16,010	45,660	86,530	91	21,440	61,100	115,780
17	7,580	21,620	40,940	42	10,500	29,960	56,780	67	16,150	46,070	87,260	92	21,730	61,970	117,390
18	7,580	21,620	40,940	43	10,810	30,830	58,420	68	16,530	47,150	89,320	93	21,950	62,570	118,550
19	7,690	21,970	41,630	44	10,940	31,220	59,160	69	16,610	47,380	89,740	94	22,040	62,830	119,040
20	7,850	22,350	42,360	45	11,250	32,080	60,820	70	16,860	48,070	91,060	95	22,350	63,720	120,740
21	8,060	22,990	43,550	46	11,460	32,740	62,040	71	17,040	48,590	92,060	96	22,550	64,240	121,740
22	8,180	23,350	44,240	47	11,580	33,020	62,570	72	17,300	49,320	93,450	97	22,760	64,890	122,960
23	8,180	23,350	44,240	48	11,870	33,810	64,100	73	17,620	50,270	95,230	98	23,060	65,740	124,580
24	8,280	23,640	44,770	49	12,050	34,370	65,140	74	17,780	50,680	96,050	99	23,170	66,020	125,120
25	8,310	23,710	44,920	50	12,340	35,180	66,670	75	17,920	51,110	96,850	100	23,370	66,610	126,230

別表第2号ニの10

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,890	8,230	15,610
11	-	5,400	15,430	29,240
16	-	7,060	20,130	36,650
17	15	7,060	20,130	36,650

別表第2号ニの11

四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,890	8,230	15,610
11	10	5,400	15,430	29,240

別表第2号ニの12

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,250	6,450	12,230	26	6,920	19,760	37,450	51	10,100	28,780	54,550	76	14,570	41,550	78,730
2	2,250	6,450	12,230	27	6,920	19,760	37,450	52	10,350	29,510	55,910	77	14,730	42,040	79,630
3	2,250	6,450	12,230	28	7,040	20,060	38,020	53	10,490	29,930	56,720	78	14,950	42,670	80,860
4	2,570	7,330	13,900	29	7,040	20,060	38,020	54	10,650	30,360	57,530	79	15,030	42,870	81,230
5	2,790	7,970	15,120	30	7,150	20,410	38,640	55	10,880	31,020	58,790	80	15,250	43,510	82,450
6	2,990	8,550	16,180	31	7,240	20,650	39,170	56	11,100	31,630	59,910	81	15,510	44,230	83,800
7	3,200	9,130	17,290	32	7,240	20,650	39,170	57	11,190	31,910	60,450	82	15,650	44,630	84,560
8	3,520	10,040	19,030	33	7,320	20,870	39,540	58	11,440	32,610	61,780	83	15,850	45,210	85,680
9	3,750	10,700	20,260	34	7,360	21,010	39,800	59	11,640	33,180	62,890	84	15,980	45,590	86,410
10	3,850	11,000	20,840	35	7,560	21,540	40,820	60	11,830	33,720	63,890	85	16,180	46,150	87,470
11	4,450	12,700	24,070	36	7,610	21,710	41,170	61	11,940	34,050	64,520	86	16,320	46,520	88,160
12	4,550	12,970	24,580	37	7,630	21,800	41,300	62	12,190	34,720	65,800	87	16,510	47,080	89,220
13	4,650	13,260	25,130	38	7,850	22,380	42,430	63	12,380	35,350	66,950	88	16,690	47,580	90,170
14	4,770	13,600	25,770	39	7,880	22,490	42,630	64	12,540	35,770	67,760	89	16,760	47,760	90,500
15	4,770	13,600	25,770	40	8,120	23,130	43,820	65	12,700	36,220	68,630	90	16,970	48,380	91,680
16	5,930	16,920	32,080	41	8,310	23,720	44,930	66	12,890	36,770	69,690	91	17,140	48,840	92,550
17	6,070	17,320	32,800	42	8,480	24,170	45,810	67	13,000	37,090	70,260	92	17,370	49,540	93,840
18	6,070	17,320	32,800	43	8,720	24,860	47,130	68	13,290	37,920	71,870	93	17,540	50,010	94,750
19	6,160	17,600	33,350	44	8,840	25,200	47,770	69	13,350	38,100	72,190	94	17,620	50,210	95,130
20	6,280	17,910	33,930	45	9,090	25,910	49,110	70	13,550	38,640	73,210	95	17,870	50,920	96,500
21	6,470	18,440	34,950	46	9,190	26,230	49,670	71	13,690	39,040	74,000	96	18,010	51,350	97,290
22	6,560	18,740	35,510	47	9,290	26,490	50,160	72	13,910	39,630	75,100	97	18,200	51,860	98,260
23	6,560	18,740	35,510	48	9,560	27,210	51,590	73	14,160	40,390	76,530	98	18,430	52,540	99,570
24	6,640	18,960	35,930	49	9,730	27,740	52,560	74	14,280	40,730	77,170	99	18,510	52,770	99,980
25	6,670	19,020	36,050	50	9,960	28,390	53,810	75	14,390	41,060	77,790	100	18,680	53,240	100,870

別表第2号ニの13

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,250	6,450	12,230
11	-	4,210	11,990	22,730
16	-	5,480	15,650	28,490
17	15	5,480	15,650	28,490

別表第2号ニの14

四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,250	6,450	12,230
11	10	4,210	11,990	22,730

別表第2号ニの15

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線内相互発着となる場合)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	6,100
2	-	-	6,100
3	-	-	6,100
26	3,450	-	-
27	3,450	-	-
46	4,580	-	-

別表第2号ニの16

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	-	6,100
2	-	-	-	6,100
3	-	-	-	6,100
4	3	-	-	6,100
5	-	-	-	7,550
26	-	3,450	-	-
27	-	3,450	-	-
46	-	4,580	-	-

別表第2号ニの17

四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	-	-	-	6,100
2	-	-	-	6,100
3	-	-	-	6,100
4	3	-	-	6,100
5	-	-	-	7,550

別表第2号ニの18

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,880	8,210	15,550	26	9,050	25,800	48,860	51	12,980	37,000	70,100	76	18,500	52,760	99,930
2	2,930	8,350	15,830	27	9,070	25,860	48,980	52	13,270	37,820	71,660	77	18,730	53,400	101,150
3	2,960	8,450	16,000	28	9,210	26,230	49,680	53	13,440	38,320	72,600	78	19,040	54,290	102,850
4	3,400	9,710	18,390	29	9,220	26,290	49,790	54	13,610	38,810	73,530	79	19,130	54,530	103,310
5	3,720	10,640	20,130	30	9,370	26,710	50,600	55	13,900	39,610	75,040	80	19,440	55,420	105,010
6	3,980	11,380	21,540	31	9,490	27,040	51,260	56	14,130	40,300	76,340	81	19,790	56,410	106,890
7	4,300	12,260	23,210	32	9,510	27,100	51,370	57	14,250	40,630	76,980	82	19,960	56,910	107,810
8	4,720	13,450	25,490	33	9,600	27,360	51,830	58	14,530	41,440	78,490	83	20,220	57,650	109,210
9	5,030	14,350	27,160	34	9,650	27,510	52,130	59	14,770	42,110	79,780	84	20,410	58,170	110,200
10	5,220	14,900	28,200	35	9,910	28,240	53,510	60	15,010	42,760	81,000	85	20,670	58,940	111,660
11	6,080	17,340	32,820	36	9,970	28,440	53,870	61	15,070	42,950	81,370	86	20,860	59,430	112,610
12	6,240	17,780	33,690	37	10,020	28,560	54,100	62	15,350	43,760	82,870	87	21,120	60,190	114,050
13	6,400	18,240	34,560	38	10,270	29,260	55,440	63	15,610	44,520	84,330	88	21,360	60,890	115,350
14	6,560	18,690	35,380	39	10,330	29,450	55,790	64	15,820	45,100	85,430	89	21,440	61,100	115,750
15	6,590	18,800	35,610	40	10,610	30,250	57,300	65	16,050	45,720	86,620	90	21,730	61,960	117,380
16	7,970	22,730	43,080	41	10,850	30,930	58,600	66	16,300	46,480	88,080	91	21,960	62,580	118,570
17	8,180	23,320	44,180	42	11,050	31,470	59,650	67	16,450	46,890	88,840	92	22,260	63,430	120,190
18	8,200	23,380	44,290	43	11,330	32,310	61,220	68	16,860	48,070	91,060	93	22,460	64,020	121,300
19	8,390	23,920	45,320	44	11,480	32,710	61,970	69	16,930	48,280	91,450	94	22,550	64,270	121,760
20	8,550	24,360	46,130	45	11,770	33,540	63,560	70	17,200	49,020	92,860	95	22,840	65,150	123,420
21	8,700	24,820	47,010	46	11,880	33,880	64,180	71	17,380	49,570	93,920	96	23,040	65,660	124,410
22	8,840	25,220	47,760	47	11,980	34,160	64,710	72	17,640	50,290	95,260	97	23,260	66,280	125,570
23	8,860	25,270	47,870	48	12,290	35,020	66,350	73	17,960	51,200	97,010	98	23,540	67,100	127,130
24	8,970	25,550	48,410	49	12,490	35,610	67,450	74	18,120	51,630	97,820	99	23,650	67,380	127,660
25	9,000	25,630	48,580	50	12,800	36,470	69,100	75	18,270	52,070	98,650	100	23,830	67,940	128,720

別表第2号ニの19

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)
(円)

概制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,240	9,240	17,490
11	-	6,070	17,280	32,750
16	-	7,860	22,410	40,930
17	15	7,910	22,560	41,030

別表第2号ニの20

九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)
(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	3,240	9,240	17,490
11	10	6,070	17,280	32,750

別表第2号ニの21

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,600	7,440	14,090	26	8,220	23,440	44,390	51	11,760	33,540	63,560	76	16,710	47,650	90,260
2	2,650	7,580	14,370	27	8,240	23,500	44,510	52	12,030	34,280	64,950	77	16,910	48,230	91,350
3	2,680	7,680	14,540	28	8,370	23,830	45,140	53	12,180	34,730	65,790	78	17,190	49,030	92,880
4	3,080	8,820	16,700	29	8,380	23,890	45,250	54	12,330	35,160	66,620	79	17,270	49,240	93,290
5	3,380	9,670	18,290	30	8,510	24,270	45,990	55	12,590	35,880	67,980	80	17,550	50,040	94,810
6	3,610	10,330	19,560	31	8,620	24,570	46,580	56	12,790	36,500	69,140	81	17,860	50,920	96,500
7	3,900	11,130	21,080	32	8,640	24,630	46,690	57	12,900	36,790	69,710	82	18,010	51,370	97,320
8	4,280	12,210	23,150	33	8,720	24,870	47,110	58	13,150	37,520	71,070	83	18,250	52,030	98,570
9	4,560	13,030	24,670	34	8,770	25,000	47,380	59	13,370	38,120	72,220	84	18,420	52,500	99,460
10	4,740	13,540	25,630	35	9,000	25,670	48,640	60	13,580	38,700	73,320	85	18,650	53,190	100,770
11	5,510	15,740	29,790	36	9,060	25,850	48,960	61	13,640	38,870	73,640	86	18,820	53,630	101,620
12	5,660	16,140	30,590	37	9,100	25,960	49,170	62	13,890	39,600	74,990	87	19,050	54,310	102,910
13	5,810	16,570	31,390	38	9,330	26,590	50,380	63	14,120	40,280	76,290	88	19,270	54,940	104,070
14	5,950	16,970	32,130	39	9,390	26,760	50,710	64	14,310	40,800	77,280	89	19,340	55,120	104,430
15	5,980	17,080	32,360	40	9,640	27,490	52,070	65	14,510	41,350	78,340	90	19,600	55,890	105,890
16	7,230	20,620	39,090	41	9,850	28,100	53,240	66	14,740	42,030	79,650	91	19,800	56,450	106,950
17	7,420	21,170	40,100	42	10,030	28,580	54,190	67	14,870	42,400	80,330	92	20,070	57,210	108,410
18	7,440	21,230	40,210	43	10,290	29,340	55,600	68	15,240	43,460	82,320	93	20,250	57,740	109,400
19	7,620	21,730	41,170	44	10,420	29,700	56,270	69	15,300	43,640	82,670	94	20,330	57,960	109,810
20	7,760	22,130	41,910	45	10,680	30,450	57,700	70	15,540	44,310	83,930	95	20,590	58,750	111,300
21	7,900	22,550	42,710	46	10,780	30,750	58,260	71	15,700	44,800	84,880	96	20,770	59,200	112,180
22	8,030	22,910	43,390	47	10,870	31,000	58,730	72	15,940	45,440	86,080	97	20,970	59,760	113,220
23	8,050	22,960	43,500	48	11,150	31,770	60,200	73	16,220	46,260	87,650	98	21,220	60,490	114,620
24	8,150	23,210	43,980	49	11,330	32,300	61,180	74	16,370	46,640	88,370	99	21,320	60,740	115,090
25	8,170	23,280	44,140	50	11,600	33,070	62,660	75	16,500	47,040	89,120	100	21,480	61,240	116,040

別表第2号ニの22

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,930	8,310	15,740
11	-	5,460	15,550	29,450
16	-	7,070	20,130	36,830
17	15	7,120	20,290	36,930

別表第2号ニの23

九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,930	8,310	15,740
11	10	5,460	15,550	29,450

別表第2号ニの24

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,060	5,900	11,170	26	6,570	18,730	35,470	51	9,340	26,640	50,480	76	13,130	37,450	70,940
2	2,110	6,040	11,450	27	6,590	18,790	35,590	52	9,550	27,210	51,550	77	13,290	37,890	71,770
3	2,140	6,140	11,620	28	6,690	19,050	36,080	53	9,660	27,550	52,190	78	13,500	38,510	72,940
4	2,460	7,040	13,330	29	6,700	19,110	36,190	54	9,770	27,880	52,820	79	13,560	38,660	73,250
5	2,700	7,730	14,610	30	6,800	19,410	36,770	55	9,980	28,430	53,860	80	13,770	39,280	74,420
6	2,880	8,250	15,620	31	6,890	19,640	37,240	56	10,130	28,910	54,760	81	14,020	39,960	75,720
7	3,120	8,890	16,840	32	6,910	19,700	37,350	57	10,210	29,130	55,190	82	14,130	40,300	76,350
8	3,420	9,740	18,470	33	6,980	19,890	37,670	58	10,410	29,680	56,230	83	14,310	40,810	77,310
9	3,640	10,400	19,690	34	7,010	19,990	37,880	59	10,570	30,140	57,120	84	14,440	41,170	77,980
10	3,790	10,830	20,500	35	7,200	20,530	38,900	60	10,740	30,590	57,960	85	14,620	41,690	78,990
11	4,390	12,540	23,730	36	7,240	20,670	39,150	61	10,780	30,720	58,200	86	14,750	42,030	79,640
12	4,520	12,880	24,410	37	7,280	20,760	39,330	62	10,970	31,280	59,230	87	14,930	42,550	80,630
13	4,640	13,230	25,070	38	7,460	21,250	40,270	63	11,140	31,800	60,230	88	15,090	43,040	81,520
14	4,750	13,550	25,650	39	7,510	21,400	40,550	64	11,290	32,200	60,980	89	15,150	43,170	81,790
15	4,780	13,660	25,880	40	7,700	21,970	41,620	65	11,450	32,620	61,800	90	15,340	43,770	82,910
16	5,750	16,420	31,120	41	7,870	22,440	42,530	66	11,620	33,140	62,810	91	15,500	44,190	83,730
17	5,910	16,870	31,960	42	8,010	22,820	43,270	67	11,720	33,420	63,330	92	15,710	44,770	84,850
18	5,930	16,930	32,070	43	8,210	23,410	44,360	68	12,000	34,240	64,860	93	15,850	45,180	85,610
19	6,090	17,360	32,890	44	8,310	23,690	44,890	69	12,050	34,370	65,110	94	15,910	45,340	85,910
20	6,200	17,680	33,470	45	8,520	24,270	46,000	70	12,240	34,890	66,090	95	16,100	45,950	87,060
21	6,310	18,010	34,110	46	8,590	24,500	46,420	71	12,360	35,260	66,810	96	16,240	46,300	87,730
22	6,410	18,300	34,650	47	8,650	24,690	46,770	72	12,540	35,750	67,730	97	16,390	46,720	88,520
23	6,430	18,350	34,760	48	8,870	25,280	47,900	73	12,760	36,380	68,940	98	16,590	47,290	89,600
24	6,510	18,540	35,140	49	9,010	25,690	48,650	74	12,870	36,680	69,490	99	16,660	47,480	89,950
25	6,530	18,600	35,260	50	9,220	26,280	49,790	75	12,970	36,980	70,060	100	16,780	47,860	90,680

別表第2号ニの25

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

擬制 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,270	6,430	12,190
11	-	4,240	12,090	22,910
16	-	5,470	15,560	28,490
17	15	5,540	15,770	28,730

別表第2号ニの26

九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(円)

運賃 計算 キロ	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
4	3	2,270	6,430	12,190
11	10	4,240	12,090	22,910

別表第2号ホ

大人通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,710	7,690	14,590	26	8,390	23,910	45,320	51	13,440	38,320	72,610	76	19,880	56,660	107,370
2	2,710	7,690	14,590	27	8,540	24,330	46,070	52	13,730	39,170	74,180	77	20,160	57,470	108,880
3	2,710	7,690	14,590	28	8,650	24,650	46,730	53	13,990	39,870	75,530	78	20,360	57,990	109,870
4	3,330	9,510	18,020	29	8,650	24,650	46,730	54	14,230	40,550	76,800	79	20,620	58,790	111,380
5	3,620	10,320	19,530	30	8,730	24,900	47,180	55	14,300	40,750	77,230	80	20,880	59,500	112,740
6	3,910	11,150	21,120	31	9,020	25,700	48,690	56	14,600	41,600	78,800	81	21,270	60,630	114,890
7	4,210	11,970	22,690	32	9,080	25,890	49,050	57	14,870	42,400	80,310	82	21,510	61,280	116,130
8	4,630	13,180	24,960	33	9,110	25,980	49,230	58	15,090	43,000	81,470	83	21,820	62,180	117,800
9	4,920	14,010	26,540	34	9,360	26,680	50,560	59	15,320	43,650	82,710	84	22,030	62,780	118,960
10	5,050	14,410	27,310	35	9,400	26,810	50,800	60	15,590	44,440	84,220	85	22,120	63,070	119,500
11	5,850	16,680	31,620	36	9,680	27,590	52,260	61	16,170	46,080	87,320	86	22,440	63,970	121,200
12	6,010	17,130	32,430	37	9,920	28,270	53,550	62	16,250	46,340	87,780	87	22,640	64,510	122,250
13	6,010	17,130	32,430	38	10,110	28,810	54,600	63	16,530	47,100	89,230	88	22,870	65,170	123,470
14	6,590	18,810	34,210	39	10,400	29,640	56,170	64	16,720	47,670	90,340	89	23,160	66,020	125,090
15	6,590	18,810	34,210	40	10,540	30,040	56,920	65	16,980	48,440	91,750	90	23,280	66,330	125,680
16	7,540	21,500	40,710	41	10,950	31,250	59,190	66	17,320	49,370	93,550	91	23,460	66,900	126,740
17	7,660	21,860	41,410	42	11,080	31,560	59,780	67	17,490	49,830	94,420	92	23,790	67,810	128,490
18	7,810	22,260	42,170	43	11,390	32,440	61,480	68	17,650	50,300	95,300	93	24,020	68,460	129,700
19	7,960	22,690	42,980	44	11,590	33,060	62,640	69	17,900	51,010	96,630	94	24,180	68,920	130,590
20	8,080	23,060	43,680	45	11,910	33,950	64,340	70	18,130	51,700	97,920	95	24,510	69,870	132,390
21	8,190	23,340	44,220	46	12,110	34,510	65,390	71	18,560	52,890	100,200	96	24,720	70,430	133,450
22	8,220	23,420	44,380	47	12,400	35,360	67,010	72	18,870	53,800	101,950	97	24,990	71,260	135,010
23	8,260	23,550	44,620	48	12,590	35,900	68,010	73	19,230	54,820	103,880	98	25,300	72,120	136,660
24	8,260	23,550	44,620	49	12,770	36,410	69,010	74	19,420	55,360	104,860	99	25,440	72,480	137,350
25	8,390	23,910	45,320	50	13,060	37,240	70,570	75	19,690	56,120	106,320	100	25,700	73,250	138,810

別表第2号ホの2

北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,220	9,170	17,380	26	9,620	27,430	51,980	51	15,520	44,230	83,800	76	23,170	66,040	125,140
2	3,220	9,170	17,380	27	9,770	27,850	52,740	52	15,840	45,160	85,560	77	23,480	66,940	126,830
3	3,220	9,170	17,380	28	9,880	28,180	53,400	53	16,120	45,940	87,030	78	23,700	67,540	127,960
4	3,860	11,000	20,850	29	9,880	28,180	53,400	54	16,370	46,680	88,450	79	23,990	68,380	129,560
5	4,180	11,900	22,550	30	9,980	28,450	53,890	55	16,800	47,880	90,710	80	24,270	69,180	131,080
6	4,490	12,830	24,290	31	10,290	29,310	55,550	56	17,130	48,810	92,470	81	24,720	70,440	133,460
7	4,790	13,660	25,880	32	10,460	29,820	56,500	57	17,420	49,670	94,100	82	24,990	71,250	134,990
8	5,260	14,980	28,380	33	10,490	29,910	56,680	58	17,670	50,360	95,410	83	25,340	72,240	136,850
9	5,570	15,900	30,130	34	10,780	30,710	58,190	59	17,920	51,080	96,770	84	25,570	72,890	138,110
10	5,740	16,340	30,970	35	10,820	30,850	58,430	60	18,220	51,940	98,410	85	25,680	73,190	138,670
11	6,550	18,690	35,390	36	11,120	31,680	60,020	61	18,800	53,600	101,550	86	26,020	74,170	140,530
12	6,720	19,150	36,300	37	11,480	32,730	62,000	62	18,880	53,860	102,010	87	26,250	74,810	141,730
13	6,720	19,150	36,300	38	11,690	33,330	63,130	63	19,160	54,620	103,470	88	26,500	75,520	143,080
14	7,590	21,640	39,590	39	12,010	34,250	64,890	64	19,370	55,190	104,590	89	26,830	76,450	144,840
15	7,590	21,640	39,590	40	12,170	34,660	65,680	65	19,650	56,010	106,120	90	26,950	76,800	145,510
16	8,540	24,330	46,090	41	12,860	36,670	69,480	66	20,020	57,050	108,090	91	27,230	77,620	147,040
17	8,670	24,720	46,830	42	12,990	37,040	70,160	67	20,200	57,590	109,110	92	27,610	78,700	149,090
18	8,830	25,170	47,670	43	13,340	37,990	71,990	68	20,380	58,070	110,030	93	27,870	79,440	150,510
19	9,100	25,940	49,160	44	13,540	38,610	73,150	69	20,640	58,840	111,490	94	28,060	79,970	151,530
20	9,250	26,360	49,940	45	13,860	39,510	74,860	70	20,910	59,590	112,910	95	28,450	81,080	153,620
21	9,360	26,690	50,570	46	14,060	40,070	75,940	71	21,370	60,910	115,410	96	28,680	81,730	154,860
22	9,390	26,780	50,740	47	14,380	40,980	77,640	72	21,710	61,900	117,270	97	29,010	82,670	156,620
23	9,490	27,070	51,280	48	14,590	41,570	78,770	73	22,450	63,980	121,240	98	29,360	83,670	158,540
24	9,490	27,070	51,280	49	14,780	42,140	79,840	74	22,660	64,580	122,370	99	29,520	84,130	159,390
25	9,620	27,430	51,980	50	15,110	43,070	81,600	75	22,970	65,450	124,000	100	29,820	84,990	161,030

別表第2号ホの3

北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,920	8,340	15,810	26	8,750	24,960	47,300	51	14,110	40,250	76,250	76	21,090	60,100	113,860
2	2,920	8,340	15,810	27	8,890	25,340	48,000	52	14,420	41,090	77,850	77	21,370	60,910	115,420
3	2,920	8,340	15,810	28	8,990	25,640	48,590	53	14,660	41,790	79,200	78	21,560	61,460	116,440
4	3,500	10,010	18,970	29	8,990	25,640	48,590	54	14,900	42,480	80,480	79	21,830	62,220	117,880
5	3,800	10,820	20,510	30	9,070	25,880	49,030	55	15,270	43,570	82,540	80	22,080	62,960	119,270
6	4,080	11,660	22,100	31	9,350	26,670	50,550	56	15,580	44,410	84,150	81	22,480	64,100	121,440
7	4,350	12,430	23,540	32	9,510	27,130	51,410	57	15,850	45,200	85,640	82	22,740	64,830	122,830
8	4,770	13,620	25,820	33	9,550	27,220	51,580	58	16,080	45,820	86,820	83	23,060	65,730	124,540
9	5,070	14,470	27,410	34	9,800	27,950	52,950	59	16,300	46,470	88,060	84	23,270	66,330	125,670
10	5,210	14,870	28,180	35	9,840	28,070	53,170	60	16,580	47,270	89,560	85	23,360	66,590	126,190
11	5,960	16,990	32,200	36	10,110	28,820	54,610	61	17,110	48,760	92,410	86	23,680	67,490	127,880
12	6,110	17,420	33,030	37	10,440	29,780	56,410	62	17,180	49,000	92,830	87	23,870	68,060	128,970
13	6,110	17,420	33,030	38	10,640	30,310	57,450	63	17,430	49,700	94,150	88	24,110	68,710	130,200
14	6,900	19,690	36,030	39	10,920	31,170	59,040	64	17,620	50,230	95,160	89	24,400	69,560	131,800
15	6,900	19,690	36,030	40	11,060	31,540	59,770	65	17,880	50,960	96,560	90	24,510	69,880	132,410
16	7,760	22,130	41,950	41	11,700	33,370	63,220	66	18,220	51,910	98,360	91	24,780	70,620	133,810
17	7,890	22,480	42,610	42	11,820	33,700	63,830	67	18,380	52,400	99,290	92	25,130	71,610	135,670
18	8,030	22,900	43,370	43	12,130	34,570	65,510	68	18,530	52,840	100,110	93	25,350	72,290	136,960
19	8,270	23,610	44,730	44	12,320	35,140	66,570	69	18,780	53,540	101,460	94	25,530	72,770	137,880
20	8,410	23,980	45,440	45	12,610	35,950	68,110	70	19,020	54,220	102,730	95	25,880	73,790	139,790
21	8,520	24,280	46,010	46	12,800	36,470	69,100	71	19,440	55,430	105,010	96	26,080	74,380	140,910
22	8,550	24,370	46,160	47	13,070	37,290	70,640	72	19,760	56,310	106,710	97	26,390	75,220	142,520
23	8,630	24,630	46,660	48	13,270	37,830	71,670	73	20,430	58,220	110,310	98	26,710	76,130	144,270
24	8,630	24,630	46,660	49	13,450	38,350	72,650	74	20,610	58,760	111,340	99	26,860	76,550	145,040
25	8,750	24,960	47,300	50	13,740	39,190	74,240	75	20,890	59,550	112,830	100	27,130	77,340	146,530

別表第2号ホの4

北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,270	6,510	12,340	26	6,830	19,480	36,910	51	11,010	31,390	59,490	76	16,450	46,890	88,850
2	2,270	6,510	12,340	27	6,930	19,780	37,440	52	11,240	32,050	60,740	77	16,670	47,520	90,050
3	2,270	6,510	12,340	28	7,010	20,000	37,910	53	11,440	32,610	61,790	78	16,820	47,950	90,840
4	2,740	7,800	14,790	29	7,010	20,000	37,910	54	11,630	33,130	62,780	79	17,030	48,540	91,970
5	2,950	8,440	16,000	30	7,080	20,180	38,250	55	11,920	33,980	64,400	80	17,230	49,110	93,050
6	3,180	9,100	17,250	31	7,300	20,820	39,440	56	12,160	34,650	65,650	81	17,540	50,010	94,740
7	3,390	9,700	18,370	32	7,430	21,160	40,110	57	12,370	35,260	66,820	82	17,740	50,590	95,830
8	3,720	10,630	20,140	33	7,450	21,230	40,250	58	12,540	35,750	67,730	83	17,990	51,280	97,160
9	3,950	11,290	21,380	34	7,640	21,810	41,310	59	12,720	36,260	68,700	84	18,150	51,750	98,050
10	4,070	11,590	21,990	35	7,670	21,900	41,480	60	12,930	36,870	69,870	85	18,230	51,950	98,440
11	4,650	13,270	25,130	36	7,890	22,480	42,610	61	13,340	38,050	72,100	86	18,470	52,660	99,780
12	4,770	13,600	25,780	37	8,150	23,230	44,020	62	13,400	38,230	72,420	87	18,640	53,110	100,630
13	4,770	13,600	25,780	38	8,290	23,660	44,810	63	13,600	38,780	73,460	88	18,810	53,610	101,580
14	5,380	15,360	28,100	39	8,530	24,320	46,070	64	13,740	39,190	74,240	89	19,040	54,280	102,830
15	5,380	15,360	28,100	40	8,630	24,610	46,630	65	13,950	39,760	75,340	90	19,120	54,520	103,310
16	6,050	17,270	32,730	41	9,130	26,020	49,320	66	14,200	40,510	76,740	91	19,330	55,100	104,400
17	6,150	17,540	33,240	42	9,220	26,290	49,800	67	14,350	40,880	77,460	92	19,590	55,860	105,850
18	6,260	17,870	33,850	43	9,460	26,970	51,110	68	14,460	41,210	78,120	93	19,790	56,390	106,860
19	6,460	18,410	34,900	44	9,610	27,410	51,930	69	14,650	41,770	79,160	94	19,910	56,780	107,580
20	6,560	18,710	35,450	45	9,830	28,050	53,140	70	14,830	42,290	80,160	95	20,190	57,570	109,070
21	6,640	18,950	35,890	46	9,980	28,450	53,910	71	15,160	43,240	81,940	96	20,360	58,020	109,940
22	6,670	19,010	36,020	47	10,200	29,090	55,110	72	15,420	43,940	83,250	97	20,580	58,690	111,200
23	6,730	19,220	36,400	48	10,350	29,520	55,920	73	15,940	45,420	86,070	98	20,850	59,400	112,560
24	6,730	19,220	36,400	49	10,490	29,910	56,670	74	16,090	45,840	86,870	99	20,950	59,730	113,160
25	6,830	19,480	36,910	50	10,730	30,570	57,930	75	16,290	46,460	88,040	100	21,170	60,350	114,340

別表第2号ホの5

北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,130	3,250	6,160	26	3,400	9,720	18,450	51	5,500	15,700	29,750	76	8,220	23,430	44,410
2	1,130	3,250	6,160	27	3,460	9,870	18,720	52	5,620	16,030	30,360	77	8,330	23,760	45,020
3	1,130	3,250	6,160	28	3,500	10,000	18,950	53	5,720	16,290	30,890	78	8,410	23,970	45,420
4	1,370	3,900	7,400	29	3,500	10,000	18,950	54	5,810	16,570	31,390	79	8,520	24,260	45,990
5	1,480	4,220	8,000	30	3,540	10,090	19,120	55	5,960	16,980	32,190	80	8,610	24,550	46,520
6	1,580	4,540	8,620	31	3,640	10,400	19,720	56	6,070	17,320	32,820	81	8,760	24,990	47,380
7	1,690	4,840	9,190	32	3,700	10,570	20,050	57	6,180	17,630	33,400	82	8,870	25,280	47,920
8	1,850	5,310	10,070	33	3,720	10,610	20,120	58	6,260	17,870	33,860	83	8,990	25,630	48,580
9	1,970	5,640	10,690	34	3,820	10,890	20,650	59	6,360	18,120	34,340	84	9,070	25,870	49,020
10	2,030	5,800	10,990	35	3,840	10,940	20,740	60	6,460	18,430	34,940	85	9,110	25,970	49,220
11	2,310	6,620	12,550	36	3,940	11,240	21,300	61	6,670	19,010	36,040	86	9,240	26,330	49,880
12	2,380	6,800	12,890	37	4,070	11,600	22,000	62	6,700	19,100	36,210	87	9,310	26,550	50,310
13	2,380	6,800	12,890	38	4,150	11,830	22,400	63	6,800	19,380	36,730	88	9,390	26,800	50,790
14	2,680	7,670	14,050	39	4,260	12,160	23,030	64	6,870	19,580	37,120	89	9,510	27,120	51,410
15	2,680	7,670	14,050	40	4,310	12,300	23,310	65	6,970	19,870	37,670	90	9,570	27,260	51,650
16	3,020	8,630	16,350	41	4,560	13,010	24,670	66	7,100	20,240	38,370	91	9,660	27,550	52,200
17	3,080	8,760	16,620	42	4,610	13,130	24,890	67	7,160	20,430	38,730	92	9,790	27,930	52,920
18	3,130	8,940	16,910	43	4,730	13,480	25,550	68	7,220	20,600	39,040	93	9,880	28,190	53,420
19	3,220	9,210	17,440	44	4,800	13,700	25,960	69	7,320	20,890	39,570	94	9,950	28,390	53,780
20	3,270	9,350	17,720	45	4,910	14,010	26,560	70	7,420	21,150	40,070	95	10,090	28,770	54,520
21	3,310	9,470	17,940	46	4,980	14,210	26,950	71	7,580	21,610	40,970	96	10,170	29,010	54,970
22	3,330	9,500	18,000	47	5,090	14,540	27,560	72	7,690	21,970	41,630	97	10,290	29,330	55,590
23	3,350	9,590	18,200	48	5,170	14,750	27,960	73	7,960	22,710	43,040	98	10,410	29,690	56,270
24	3,350	9,590	18,200	49	5,250	14,960	28,330	74	8,030	22,920	43,430	99	10,460	29,850	56,580
25	3,400	9,720	18,450	50	5,360	15,270	28,960	75	8,150	23,230	44,020	100	10,580	30,170	57,170

別表第2号へ

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合を除く)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	27,170	77,420	26	47,390	135,090	51	67,540	192,480	76	78,720	224,320
2	27,170	77,420	27	47,650	135,840	52	68,000	193,790	77	79,120	225,470
3	27,170	77,420	28	47,650	135,840	53	68,390	194,900	78	79,570	226,790
4	28,130	80,200	29	47,650	135,840	54	68,910	196,420	79	80,030	228,120
5	28,130	80,200	30	47,650	135,840	55	69,330	197,590	80	80,520	229,460
6	28,130	80,200	31	49,700	141,650	56	69,780	198,860	81	81,160	231,350
7	28,460	81,110	32	50,150	142,930	57	70,180	200,020	82	81,620	232,610
8	28,460	81,110	33	50,400	143,640	58	70,700	201,520	83	82,070	233,910
9	28,460	81,110	34	50,400	143,640	59	71,120	202,660	84	82,520	235,190
10	28,460	81,110	35	50,400	143,640	60	71,570	203,970	85	83,060	236,710
11	29,760	84,800	36	51,890	147,890	61	71,950	205,070	86	83,500	237,970
12	29,760	84,800	37	52,330	149,170	62	72,370	206,260	87	83,940	239,270
13	29,760	84,800	38	52,710	150,250	63	72,840	207,620	88	84,390	240,540
14	29,760	84,800	39	53,000	151,060	64	73,250	208,790	89	84,850	241,820
15	29,760	84,800	40	53,000	151,060	65	73,810	210,350	90	85,290	243,070
16	32,350	92,190	41	53,990	153,870	66	74,210	211,540	91	85,660	244,120
17	32,350	92,190	42	54,300	154,780	67	74,620	212,700	92	86,160	245,570
18	32,350	92,190	43	54,620	155,720	68	75,110	214,050	93	86,530	246,650
19	32,350	92,190	44	55,080	156,970	69	75,590	215,430	94	87,060	248,110
20	32,350	92,190	45	55,400	157,930	70	76,060	216,780	95	87,450	249,230
21	45,220	128,890	46	55,480	158,120	71	76,340	217,580	96	87,950	250,670
22	45,220	128,890	47	55,750	158,950	72	76,910	219,190	97	88,460	252,090
23	45,220	128,890	48	56,110	159,970	73	77,300	220,300	98	88,860	253,220
24	45,220	128,890	49	56,420	160,820	74	77,770	221,650	99	89,340	254,650
25	45,220	128,890	50	56,720	161,700	75	78,150	222,730	100	89,850	256,060

別表第2号ト

大人特別車両定期旅客運賃(電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	26,510	75,550	26	46,550	132,700	51	66,140	188,470	76	76,660	218,500
2	26,510	75,550	27	46,810	133,420	52	66,570	189,750	77	77,040	219,580
3	26,510	75,550	28	46,810	133,420	53	66,940	190,780	78	77,480	220,830
4	27,480	78,310	29	46,810	133,420	54	67,440	192,190	79	77,920	222,100
5	27,480	78,310	30	46,810	133,420	55	67,830	193,290	80	78,360	223,350
6	27,480	78,310	31	48,720	138,880	56	68,260	194,540	81	78,990	225,120
7	27,800	79,220	32	49,150	140,100	57	68,630	195,600	82	79,410	226,330
8	27,800	79,220	33	49,390	140,780	58	69,120	197,010	83	79,830	227,530
9	27,800	79,220	34	49,390	140,780	59	69,500	198,080	84	80,260	228,750
10	27,800	79,220	35	49,390	140,780	60	69,930	199,310	85	80,760	230,160
11	29,090	82,900	36	50,790	144,770	61	70,290	200,350	86	81,190	231,370
12	29,090	82,900	37	51,210	145,970	62	70,690	201,460	87	81,610	232,590
13	29,090	82,900	38	51,570	146,990	63	71,140	202,750	88	82,030	233,780
14	29,090	82,900	39	51,900	147,940	64	71,530	203,860	89	82,450	234,990
15	29,090	82,900	40	51,970	148,150	65	72,050	205,340	90	82,870	236,180
16	31,680	90,280	41	52,770	150,420	66	72,420	206,430	91	83,210	237,170
17	31,680	90,280	42	53,070	151,290	67	72,820	207,540	92	83,690	238,510
18	31,680	90,280	43	53,370	152,130	68	73,280	208,840	93	84,060	239,560
19	31,680	90,280	44	53,800	153,350	69	73,730	210,120	94	84,540	240,940
20	31,680	90,280	45	54,100	154,220	70	74,180	211,410	95	84,900	241,990
21	44,540	126,960	46	54,160	154,410	71	74,440	212,140	96	85,370	243,330
22	44,540	126,960	47	54,450	155,200	72	74,960	213,650	97	85,850	244,690
23	44,540	126,960	48	54,790	156,170	73	75,330	214,690	98	86,230	245,760
24	44,540	126,960	49	55,070	156,960	74	75,790	215,990	99	86,690	247,080
25	44,540	126,960	50	55,360	157,790	75	76,140	216,990	100	87,170	248,430

別表第2号トの2

大人特別車両定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	営業キロ	1箇月	3箇月
1	26,510	75,550	11	28,450	81,070	21	42,930	122,370	31	46,680	133,050
2	26,510	75,550	12	28,450	81,070	22	42,930	122,370	32	47,020	134,060
3	26,510	75,550	13	28,450	81,070	23	42,930	122,370	33	47,130	134,330
4	27,480	78,310	14	28,450	81,070	24	42,930	122,370	34	47,130	134,330
5	27,480	78,310	15	28,450	81,070	25	42,930	122,370	35	47,130	134,330
6	27,480	78,310	16	30,380	86,600	26	44,910	128,040			
7	27,800	79,220	17	30,380	86,600	27	45,190	128,800			
8	27,800	79,220	18	30,380	86,600	28	45,190	128,800			
9	27,800	79,220	19	30,380	86,600	29	45,190	128,800			
10	27,800	79,220	20	30,380	86,600	30	45,190	128,800			

別表第2号又

小児通勤定期旅客運賃(幹線内相互発着となる場合)(特定額)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,460	10,880	26	7,230	20,630	35,760	51	12,170	34,670	65,690	76	17,750	50,600	94,860
2	2,260	6,460	10,880	27	7,360	21,000	35,760	52	12,390	35,330	66,950	77	17,950	51,170	94,860
3	2,260	6,460	10,880	28	7,360	21,000	35,760	53	12,590	35,890	68,000	78	18,180	51,830	94,860
4	2,590	7,770	12,450	29	7,360	21,000	35,760	54	12,850	36,650	69,430	79	18,410	52,500	94,860
5	2,590	7,770	12,450	30	7,360	21,000	35,760	55	13,050	37,220	69,980	80	18,660	53,170	94,860
6	2,590	7,770	12,450	31	8,390	23,900	41,990	56	13,290	37,870	69,980	81	18,980	54,100	102,530
7	2,910	8,300	14,000	32	8,620	24,550	41,990	57	13,480	38,450	69,980	82	19,200	54,740	103,720
8	2,910	8,300	14,000	33	8,730	24,910	41,990	58	13,740	39,200	69,980	83	19,430	55,390	104,950
9	2,910	8,300	14,000	34	8,730	24,910	41,990	59	13,960	39,760	69,980	84	19,660	56,030	106,170
10	2,910	8,300	14,000	35	8,730	24,910	41,990	60	14,170	40,410	69,980	85	19,920	56,790	107,300
11	3,560	10,150	17,100	36	9,480	27,040	48,210	61	14,370	40,970	77,620	86	20,140	57,410	107,300
12	3,560	10,150	17,100	37	9,710	27,670	48,210	62	14,580	41,560	78,770	87	20,370	58,070	107,300
13	3,560	10,150	17,100	38	9,880	28,200	48,210	63	14,810	42,240	80,030	88	20,590	58,710	107,300
14	3,560	10,150	17,100	39	10,040	28,620	48,210	64	15,020	42,830	81,140	89	20,820	59,350	107,300
15	3,560	10,150	17,100	40	10,040	28,620	48,210	65	15,290	43,610	82,420	90	21,030	59,970	107,300
16	4,850	13,840	23,330	41	10,520	30,020	54,430	66	15,500	44,210	82,420	91	21,220	60,500	114,620
17	4,850	13,840	23,330	42	10,690	30,480	54,430	67	15,710	44,780	82,420	92	21,480	61,220	116,000
18	4,850	13,840	23,330	43	10,850	30,950	54,430	68	15,950	45,450	82,420	93	21,660	61,760	117,020
19	4,850	13,840	23,330	44	11,080	31,580	54,430	69	16,190	46,150	82,420	94	21,930	62,490	118,420
20	4,850	13,840	23,330	45	11,240	32,050	54,430	70	16,430	46,830	82,420	95	22,110	63,050	119,470
21	6,150	17,540	29,540	46	11,270	32,150	60,640	71	16,570	47,220	89,490	96	22,370	63,770	119,750
22	6,150	17,540	29,540	47	11,420	32,550	60,640	72	16,850	48,020	91,010	97	22,630	64,480	119,750
23	6,150	17,540	29,540	48	11,590	33,070	60,640	73	17,040	48,590	92,050	98	22,810	65,050	119,750
24	6,150	17,540	29,540	49	11,750	33,500	60,640	74	17,280	49,260	93,340	99	23,070	65,760	119,750
25	6,150	17,540	29,540	50	11,900	33,930	60,640	75	17,470	49,790	94,360	100	23,320	66,470	119,750

別表第2号ル

小児通勤定期旅客運賃(地方交通線内相互発着となる場合)(特定額)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,460	10,880	26	7,360	21,000	35,760	51	13,480	38,450	69,980	76	19,660	56,030	106,170
2	2,260	6,460	10,880	27	7,360	21,000	35,760	52	13,740	39,200	69,980	77	19,920	56,790	107,300
3	2,260	6,460	10,880	28	7,450	21,230	35,760	53	13,960	39,760	69,980	78	20,140	57,410	107,300
4	2,910	8,300	14,000	29	8,620	24,550	41,990	54	14,170	40,410	69,980	79	20,370	58,070	107,300
5	2,910	8,300	14,000	30	8,730	24,910	41,990	55	14,370	40,970	69,980	80	20,590	58,710	107,300
6	2,910	8,300	14,000	31	8,730	24,910	41,990	56	14,580	41,560	78,770	81	21,030	59,970	107,300
7	2,910	8,730	14,000	32	8,740	24,920	41,990	57	14,810	42,240	80,030	82	21,220	60,500	107,300
8	2,910	8,730	14,000	33	9,710	27,670	48,210	58	15,020	42,830	81,140	83	21,480	61,220	116,000
9	2,910	8,730	14,000	34	9,880	28,200	48,210	59	15,290	43,610	82,420	84	21,660	61,760	117,020
10	2,910	8,730	14,000	35	10,040	28,620	48,210	60	15,500	44,210	82,420	85	21,930	62,490	118,420
11	3,560	10,150	17,100	36	10,040	28,620	48,210	61	15,950	45,450	82,420	86	22,110	63,050	119,470
12	3,560	10,150	17,100	37	10,040	28,620	48,210	62	16,190	46,150	82,420	87	22,370	63,770	119,750
13	3,560	10,150	17,100	38	10,690	30,480	54,430	63	16,430	46,830	82,420	88	22,630	64,480	119,750
14	3,560	10,150	17,100	39	10,850	30,950	54,430	64	16,570	47,220	82,420	89	22,810	65,050	119,750
15	3,560	10,150	17,100	40	11,080	31,580	54,430	65	16,850	48,020	91,010	90	23,070	65,760	119,750
16	4,850	13,840	23,330	41	11,270	32,150	54,430	66	17,040	48,590	92,050	91	23,190	66,110	119,750
17	4,850	13,840	23,330	42	11,420	32,550	60,640	67	17,280	49,260	93,340	92	23,460	66,890	126,730
18	4,850	13,840	23,330	43	11,590	33,070	60,640	68	17,470	49,790	94,360	93	23,700	67,540	127,980
19	4,850	13,840	23,330	44	11,750	33,500	60,640	69	17,750	50,600	94,860	94	23,930	68,240	129,290
20	4,850	13,840	23,330	45	11,900	33,930	60,640	70	17,950	51,170	94,860	95	24,200	68,970	130,690
21	6,150	17,540	29,540	46	12,170	34,670	60,640	71	18,410	52,500	94,860	96	24,460	69,730	132,120
22	6,150	17,540	29,540	47	12,390	35,330	66,950	72	18,660	53,170	94,860	97	24,690	70,390	132,190
23	6,150	17,540	29,540	48	12,590	35,890	68,000	73	18,980	54,100	94,860	98	24,950	71,150	132,190
24	7,360	21,000	35,760	49	12,850	36,650	69,430	74	19,200	54,740	103,720	99	25,200	71,840	132,190
25	7,360	21,000	35,760	50	13,050	37,220	69,980	75	19,430	55,390	104,950	100	25,470	72,590	132,190

別表第2号ヲ

大人通勤定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,880	11,060	18,620	11	5,820	16,580	27,920	21	10,020	28,560	48,080	31	13,770	39,240	68,250
2	3,880	11,060	18,620	12	5,820	16,580	27,920	22	10,020	28,560	48,080	32	14,110	40,250	68,250
3	3,880	11,060	18,620	13	5,820	16,580	27,920	23	10,020	28,560	48,080	33	14,220	40,520	68,250
4	4,850	13,820	23,260	14	5,820	16,580	27,920	24	10,020	28,560	48,080	34	14,220	40,520	68,250
5	4,850	13,820	23,260	15	5,820	16,580	27,920	25	10,020	28,560	48,080	35	14,220	40,520	68,250
6	4,850	13,820	23,260	16	7,750	22,110	37,230	26	12,000	34,230	58,930				
7	5,170	14,730	24,810	17	7,750	22,110	37,230	27	12,280	34,990	58,930				
8	5,170	14,730	24,810	18	7,750	22,110	37,230	28	12,280	34,990	58,930				
9	5,170	14,730	24,810	19	7,750	22,110	37,230	29	12,280	34,990	58,930				
10	5,170	14,730	24,810	20	7,750	22,110	37,230	30	12,280	34,990	58,930				

別表第2号ヲの2

大人通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,890	11,090	18,670	11	5,830	16,620	28,000	21	10,050	28,640	48,210	31	13,800	39,340	68,430
2	3,890	11,090	18,670	12	5,830	16,620	28,000	22	10,050	28,640	48,210	32	14,150	40,360	68,430
3	3,890	11,090	18,670	13	5,830	16,620	28,000	23	10,050	28,640	48,210	33	14,260	40,630	68,430
4	4,870	13,850	23,330	14	5,830	16,620	28,000	24	10,050	28,640	48,210	34	14,260	40,630	68,430
5	4,870	13,850	23,330	15	5,830	16,620	28,000	25	10,050	28,640	48,210	35	14,260	40,630	68,430
6	4,870	13,850	23,330	16	7,780	22,170	37,330	26	12,030	34,320	59,090				
7	5,180	14,770	24,880	17	7,780	22,170	37,330	27	12,310	35,080	59,090				
8	5,180	14,770	24,880	18	7,780	22,170	37,330	28	12,310	35,080	59,090				
9	5,180	14,770	24,880	19	7,780	22,170	37,330	29	12,310	35,080	59,090				
10	5,180	14,770	24,880	20	7,780	22,170	37,330	30	12,310	35,080	59,090				

別表第2号ヲ

大人通学定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,450	12,220	11	4,520	12,890	24,420	21	6,190	17,650	33,440	31	6,770	19,280	36,540
2	2,260	6,450	12,220	12	4,640	13,210	25,010	22	6,300	17,930	33,970	32	6,770	19,280	36,540
3	2,260	6,450	12,220	13	4,740	13,510	25,590	23	6,300	17,930	33,970	33	6,820	19,440	36,830
4	2,660	7,580	14,370	14	4,850	13,820	26,180	24	6,370	18,160	34,380	34	6,870	19,590	37,110
5	2,880	8,230	15,590	15	4,850	13,820	26,180	25	6,400	18,240	34,550	35	7,050	20,070	38,050
6	3,130	8,910	16,860	16	5,600	15,960	30,240	26	6,530	18,640	35,310				
7	3,580	10,200	19,320	17	5,710	16,270	30,830	27	6,530	18,640	35,310				
8	3,940	11,240	21,300	18	5,710	16,270	30,830	28	6,620	18,880	35,770				
9	4,200	11,940	22,630	19	5,820	16,580	31,400	29	6,620	18,880	35,770				
10	4,320	12,310	23,330	20	5,930	16,880	31,980	30	6,770	19,280	36,540				

別表第2号ヲの2

大人通学定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)

(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,470	12,250	11	4,540	12,930	24,490	21	6,200	17,700	33,530	31	6,790	19,340	36,640
2	2,260	6,470	12,250	12	4,650	13,250	25,080	22	6,320	17,980	34,070	32	6,790	19,340	36,640
3	2,260	6,470	12,250	13	4,750	13,550	25,660	23	6,320	17,980	34,070	33	6,840	19,490	36,930
4	2,660	7,600	14,410	14	4,870	13,850	26,250	24	6,390	18,210	34,480	34	6,890	19,650	37,210
5	2,890	8,250	15,630	15	4,870	13,850	26,250	25	6,420	18,290	34,640	35	7,070	20,130	38,150
6	3,140	8,940	16,910	16	5,620	16,000	30,320	26	6,550	18,690	35,400				
7	3,590	10,220	19,370	17	5,730	16,310	30,910	27	6,550	18,690	35,400				
8	3,950	11,270	21,350	18	5,730	16,310	30,910	28	6,630	18,940	35,870				
9	4,210	11,970	22,690	19	5,830	16,620	31,480	29	6,630	18,940	35,870				
10	4,330	12,340	23,390	20	5,950	16,930	32,070	30	6,790	19,340	36,640				

別表第2号カ

小児通勤定期旅客運賃(東京山手線内相互発着となる場合)(特定額)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,940	5,520	9,300	11	2,900	8,280	13,960	21	4,850	14,280	23,260	31	6,880	19,610	34,120
2	1,940	5,520	9,300	12	2,900	8,280	13,960	22	4,850	14,280	23,260	32	7,050	20,120	34,120
3	1,940	5,520	9,300	13	2,900	8,280	13,960	23	4,850	14,280	23,260	33	7,110	20,260	34,120
4	2,260	6,770	10,850	14	2,900	8,280	13,960	24	4,850	14,280	23,260	34	7,110	20,260	34,120
5	2,260	6,770	10,850	15	2,900	8,280	13,960	25	4,850	14,280	23,260	35	7,110	20,260	34,120
6	2,260	6,770	10,850	16	3,870	11,050	18,610	26	6,000	17,110	29,460				
7	2,580	7,360	12,400	17	3,870	11,050	18,610	27	6,130	17,490	29,460				
8	2,580	7,360	12,400	18	3,870	11,050	18,610	28	6,130	17,490	29,460				
9	2,580	7,360	12,400	19	3,870	11,050	18,610	29	6,130	17,490	29,460				
10	2,580	7,360	12,400	20	3,870	11,050	18,610	30	6,130	17,490	29,460				

別表第2号カの2

小児通勤定期旅客運賃(大阪環状線内相互発着となる場合)(特定額)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,940	5,530	9,330	11	2,910	8,300	14,000	21	4,870	14,320	23,330	31	6,900	19,670	34,210
2	1,940	5,530	9,330	12	2,910	8,300	14,000	22	4,870	14,320	23,330	32	7,070	20,170	34,210
3	1,940	5,530	9,330	13	2,910	8,300	14,000	23	4,870	14,320	23,330	33	7,130	20,310	34,210
4	2,260	6,780	10,880	14	2,910	8,300	14,000	24	4,870	14,320	23,330	34	7,130	20,310	34,210
5	2,260	6,780	10,880	15	2,910	8,300	14,000	25	4,870	14,320	23,330	35	7,130	20,310	34,210
6	2,260	6,780	10,880	16	3,890	11,080	18,660	26	6,010	17,160	29,540				
7	2,590	7,380	12,440	17	3,890	11,080	18,660	27	6,150	17,540	29,540				
8	2,590	7,380	12,440	18	3,890	11,080	18,660	28	6,150	17,540	29,540				
9	2,590	7,380	12,440	19	3,890	11,080	18,660	29	6,150	17,540	29,540				
10	2,590	7,380	12,440	20	3,890	11,080	18,660	30	6,150	17,540	29,540				

別表第2号コ

大人通勤定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)

(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,880	11,060	18,620	26	13,640	38,890	66,700	51	22,940	65,350	123,830	76	33,460	95,380	178,360
2	3,880	11,060	18,620	27	13,900	39,610	66,700	52	23,370	66,630	126,210	77	33,840	96,460	178,360
3	3,880	11,060	18,620	28	13,900	39,610	66,700	53	23,740	67,660	128,190	78	34,280	97,710	178,360
4	4,850	13,820	23,260	29	13,900	39,610	66,700	54	24,240	69,070	131,830	79	34,720	98,980	178,360
5	4,850	13,820	23,260	30	13,900	39,610	66,700	55	24,630	70,170	131,830	80	35,160	100,230	178,360
6	4,850	13,820	23,260	31	15,810	45,070	79,100	56	25,060	71,420	131,830	81	35,790	102,000	193,280
7	5,170	14,730	24,810	32	16,240	46,290	79,100	57	25,430	72,480	131,830	82	36,210	103,210	195,550
8	5,170	14,730	24,810	33	16,480	46,970	79,100	58	25,920	73,890	131,830	83	36,630	104,410	197,810
9	5,170	14,730	24,810	34	16,480	46,970	79,100	59	26,300	74,960	131,830	84	37,060	105,630	200,140
10	5,170	14,730	24,810	35	16,480	46,970	79,100	60	26,730	76,190	131,830	85	37,560	107,040	203,180
11	6,460	18,410	31,020	36	17,880	50,960	91,510	61	27,090	77,230	146,350	86	37,990	108,250	203,180
12	6,460	18,410	31,020	37	18,300	52,160	91,510	62	27,490	78,340	148,430	87	38,410	109,470	203,180
13	6,460	18,410	31,020	38	18,660	53,180	91,510	63	27,940	79,630	150,870	88	38,830	110,660	203,180
14	6,460	18,410	31,020	39	18,990	54,130	91,510	64	28,330	80,740	152,970	89	39,250	111,870	203,180
15	6,460	18,410	31,020	40	19,060	54,340	91,510	65	28,850	82,220	155,100	90	39,670	113,060	203,180
16	9,050	25,790	43,430	41	19,860	56,610	102,360	66	29,220	83,310	155,100	91	40,010	114,050	216,070
17	9,050	25,790	43,430	42	20,160	57,480	102,360	67	29,620	84,420	155,100	92	40,490	115,390	218,640
18	9,050	25,790	43,430	43	20,460	58,320	102,360	68	30,080	85,720	155,100	93	40,860	116,440	220,620
19	9,050	25,790	43,430	44	20,890	59,540	102,360	69	30,530	87,000	155,100	94	41,340	117,820	223,240
20	9,050	25,790	43,430	45	21,190	60,410	102,360	70	30,980	88,290	155,100	95	41,700	118,870	226,440
21	11,630	33,150	55,840	46	21,250	60,600	114,780	71	31,240	89,020	168,670	96	42,170	120,210	226,440
22	11,630	33,150	55,840	47	21,540	61,390	114,780	72	31,760	90,530	171,530	97	42,650	121,570	226,440
23	11,630	33,150	55,840	48	21,880	62,360	114,780	73	32,130	91,570	173,500	98	43,030	122,640	226,440
24	11,630	33,150	55,840	49	22,160	63,150	114,780	74	32,590	92,870	175,940	99	43,490	123,960	226,440
25	11,630	33,150	55,840	50	22,450	63,980	114,780	75	32,940	93,870	178,360	100	43,970	125,310	226,440

別表第2号ヨの2

大人通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	3,890	11,090	18,670	26	13,680	38,990	66,880	51	23,000	65,530	124,170	76	33,550	95,640	178,850
2	3,890	11,090	18,670	27	13,940	39,710	66,880	52	23,430	66,810	126,560	77	33,930	96,720	178,850
3	3,890	11,090	18,670	28	13,940	39,710	66,880	53	23,800	67,840	128,540	78	34,370	97,970	178,850
4	4,870	13,850	23,330	29	13,940	39,710	66,880	54	24,310	69,250	132,190	79	34,820	99,250	178,850
5	4,870	13,850	23,330	30	13,940	39,710	66,880	55	24,700	70,360	132,190	80	35,260	100,500	178,850
6	4,870	13,850	23,330	31	15,850	45,200	79,310	56	25,130	71,610	132,190	81	35,890	102,280	193,800
7	5,180	14,770	24,880	32	16,280	46,420	79,310	57	25,500	72,680	132,190	82	36,310	103,480	196,080
8	5,180	14,770	24,880	33	16,530	47,100	79,310	58	25,990	74,090	132,190	83	36,730	104,690	198,350
9	5,180	14,770	24,880	34	16,530	47,100	79,310	59	26,370	75,170	132,190	84	37,160	105,910	200,680
10	5,180	14,770	24,880	35	16,530	47,100	79,310	60	26,800	76,390	132,190	85	37,670	107,330	203,730
11	6,480	18,460	31,100	36	17,930	51,100	91,760	61	27,160	77,440	146,750	86	38,090	108,550	203,730
12	6,480	18,460	31,100	37	18,350	52,300	91,760	62	27,570	78,550	148,830	87	38,510	109,770	203,730
13	6,480	18,460	31,100	38	18,710	53,320	91,760	63	28,020	79,850	151,280	88	38,930	110,960	203,730
14	6,480	18,460	31,100	39	19,040	54,280	91,760	64	28,410	80,960	153,380	89	39,350	112,180	203,730
15	6,480	18,460	31,100	40	19,110	54,480	91,760	65	28,920	82,440	155,520	90	39,770	113,370	203,730
16	9,070	25,860	43,550	41	19,910	56,770	102,640	66	29,300	83,540	155,520	91	40,110	114,360	216,660
17	9,070	25,860	43,550	42	20,210	57,630	102,640	67	29,710	84,650	155,520	92	40,600	115,700	219,230
18	9,070	25,860	43,550	43	20,520	58,470	102,640	68	30,160	85,950	155,520	93	40,970	116,750	221,210
19	9,070	25,860	43,550	44	20,940	59,700	102,640	69	30,610	87,230	155,520	94	41,450	118,140	223,850
20	9,070	25,860	43,550	45	21,250	60,570	102,640	70	31,060	88,530	155,520	95	41,810	119,190	227,060
21	11,660	33,240	56,000	46	21,310	60,770	115,090	71	31,320	89,260	169,130	96	42,280	120,540	227,060
22	11,660	33,240	56,000	47	21,600	61,560	115,090	72	31,840	90,770	172,000	97	42,770	121,900	227,060
23	11,660	33,240	56,000	48	21,940	62,530	115,090	73	32,210	91,820	173,970	98	43,150	122,980	227,060
24	11,660	33,240	56,000	49	22,220	63,320	115,090	74	32,680	93,120	176,420	99	43,610	124,290	227,060
25	11,660	33,240	56,000	50	22,520	64,150	115,090	75	33,030	94,120	178,850	100	44,080	125,650	227,060

別表第2号タ

大人通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,450	12,220	26	7,720	22,010	41,700	51	11,320	32,270	61,140	76	16,740	47,710	90,390
2	2,260	6,450	12,220	27	7,720	22,010	41,700	52	11,600	33,060	62,630	77	16,960	48,360	91,600
3	2,260	6,450	12,220	28	7,850	22,340	42,360	53	11,780	33,550	63,580	78	17,260	49,210	93,240
4	2,660	7,580	14,370	29	7,850	22,340	42,360	54	11,940	34,050	64,510	79	17,350	49,460	93,710
5	2,880	8,230	15,590	30	7,980	22,740	43,100	55	12,230	34,850	66,020	80	17,650	50,320	95,340
6	3,130	8,910	16,860	31	8,090	23,060	43,690	56	12,450	35,490	67,240	81	17,980	51,270	97,130
7	3,580	10,200	19,320	32	8,090	23,060	43,690	57	12,570	35,830	67,880	82	18,170	51,760	98,070
8	3,940	11,240	21,300	33	8,170	23,280	44,100	58	12,850	36,630	69,390	83	18,410	52,490	99,460
9	4,200	11,940	22,630	34	8,220	23,420	44,390	59	13,070	37,270	70,620	84	18,610	53,010	100,460
10	4,320	12,310	23,330	35	8,430	24,040	45,560	60	13,300	37,910	71,830	85	18,860	53,760	101,850
11	5,240	14,940	28,280	36	8,490	24,190	45,840	61	13,380	38,130	72,240	86	19,030	54,240	102,770
12	5,350	15,260	28,920	37	8,520	24,290	46,010	62	13,640	38,890	73,690	87	19,300	54,980	104,170
13	5,470	15,590	29,550	38	8,750	24,970	47,300	63	13,910	39,640	75,090	88	19,520	55,660	105,460
14	5,610	16,000	30,300	39	8,800	25,090	47,510	64	14,100	40,220	76,190	89	19,600	55,870	105,860
15	5,610	16,000	30,300	40	9,050	25,790	48,860	65	14,330	40,840	77,360	90	19,900	56,730	107,490
16	6,890	19,640	37,230	41	9,270	26,430	50,090	66	14,590	41,570	78,750	91	20,110	57,310	108,590
17	7,050	20,070	38,050	42	9,460	26,960	51,070	67	14,720	41,970	79,510	92	20,400	58,140	110,170
18	7,050	20,070	38,050	43	9,720	27,720	52,530	68	15,120	43,100	81,660	93	20,600	58,740	111,280
19	7,170	20,450	38,740	44	9,850	28,090	53,220	69	15,190	43,320	82,070	94	20,700	59,000	111,790
20	7,300	20,820	39,440	45	10,120	28,860	54,670	70	15,460	44,060	83,460	95	20,990	59,830	113,370
21	7,450	21,210	40,200	46	10,260	29,220	55,370	71	15,650	44,610	84,520	96	21,170	60,360	114,360
22	7,560	21,550	40,840	47	10,350	29,500	55,910	72	15,880	45,280	85,790	97	21,390	60,940	115,450
23	7,560	21,550	40,840	48	10,650	30,320	57,480	73	16,200	46,180	87,480	98	21,660	61,770	117,020
24	7,650	21,840	41,360	49	10,840	30,910	58,570	74	16,350	46,610	88,300	99	21,770	62,040	117,550
25	7,670	21,900	41,480	50	11,140	31,740	60,150	75	16,510	47,030	89,100	100	21,960	62,590	118,590

別表第2号タの2

大人通学定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)
(円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	2,260	6,470	12,250	26	7,750	22,070	41,810	51	11,360	32,360	61,300	76	16,790	47,840	90,640
2	2,260	6,470	12,250	27	7,750	22,070	41,810	52	11,630	33,150	62,800	77	17,000	48,490	91,850
3	2,260	6,470	12,250	28	7,870	22,400	42,470	53	11,810	33,640	63,750	78	17,310	49,340	93,500
4	2,660	7,600	14,410	29	7,870	22,400	42,470	54	11,970	34,140	64,690	79	17,390	49,600	93,960
5	2,890	8,250	15,630	30	8,000	22,800	43,220	55	12,260	34,940	66,200	80	17,700	50,450	95,600
6	3,140	8,940	16,910	31	8,120	23,120	43,810	56	12,490	35,590	67,420	81	18,030	51,410	97,400
7	3,590	10,220	19,370	32	8,120	23,120	43,810	57	12,600	35,930	68,060	82	18,220	51,900	98,330
8	3,950	11,270	21,350	33	8,190	23,340	44,220	58	12,890	36,730	69,580	83	18,460	52,630	99,730
9	4,210	11,970	22,690	34	8,240	23,480	44,510	59	13,100	37,370	70,810	84	18,660	53,160	100,730
10	4,330	12,340	23,390	35	8,450	24,110	45,680	60	13,340	38,020	72,020	85	18,920	53,910	102,130
11	5,260	14,980	28,360	36	8,520	24,250	45,970	61	13,410	38,230	72,430	86	19,080	54,390	103,050
12	5,370	15,310	29,000	37	8,550	24,360	46,130	62	13,680	38,990	73,890	87	19,350	55,130	104,450
13	5,480	15,630	29,630	38	8,770	25,040	47,430	63	13,950	39,740	75,290	88	19,570	55,810	105,750
14	5,630	16,050	30,380	39	8,830	25,160	47,640	64	14,140	40,330	76,390	89	19,660	56,030	106,150
15	5,630	16,050	30,380	40	9,070	25,860	48,990	65	14,370	40,950	77,560	90	19,950	56,880	107,780
16	6,910	19,700	37,330	41	9,300	26,510	50,230	66	14,630	41,680	78,960	91	20,160	57,470	108,880
17	7,070	20,130	38,150	42	9,480	27,030	51,210	67	14,760	42,080	79,720	92	20,460	58,300	110,470
18	7,070	20,130	38,150	43	9,750	27,790	52,670	68	15,160	43,220	81,880	93	20,650	58,900	111,580
19	7,190	20,510	38,850	44	9,870	28,160	53,360	69	15,230	43,440	82,300	94	20,760	59,160	112,090
20	7,320	20,880	39,550	45	10,150	28,930	54,820	70	15,500	44,180	83,680	95	21,040	60,000	113,680
21	7,470	21,270	40,310	46	10,290	29,300	55,520	71	15,700	44,730	84,740	96	21,230	60,520	114,670
22	7,580	21,610	40,950	47	10,380	29,580	56,060	72	15,920	45,400	86,020	97	21,450	61,110	115,770
23	7,580	21,610	40,950	48	10,680	30,400	57,630	73	16,240	46,310	87,720	98	21,720	61,940	117,340
24	7,670	21,900	41,470	49	10,870	30,990	58,730	74	16,400	46,740	88,540	99	21,830	62,210	117,860
25	7,690	21,960	41,600	50	11,170	31,820	60,320	75	16,550	47,160	89,340	100	22,020	62,760	118,910

別表第2号レ

小児通学定期旅客運賃(東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く)
(特定額) (円)

営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,940	5,520	9,300	26	6,790	19,440	32,570	51	11,460	32,670	61,910	76	16,730	47,690	88,400
2	1,940	5,520	9,300	27	6,790	19,800	32,570	52	11,680	33,310	63,100	77	16,920	48,220	88,400
3	1,940	5,520	9,300	28	6,790	19,800	32,570	53	11,870	33,830	64,090	78	17,140	48,850	88,400
4	2,260	6,770	10,850	29	6,790	19,800	32,570	54	12,110	34,530	65,140	79	17,360	49,480	88,400
5	2,260	6,770	10,850	30	6,790	19,800	32,570	55	12,310	35,080	65,140	80	17,580	50,110	88,400
6	2,260	6,770	10,850	31	7,900	22,530	38,770	56	12,520	35,700	65,140	81	17,890	51,000	96,630
7	2,580	7,360	12,400	32	8,080	23,140	38,770	57	12,710	36,230	65,140	82	18,100	51,600	97,770
8	2,580	7,360	12,400	33	8,080	23,480	38,770	58	12,960	36,940	65,140	83	18,310	52,190	98,900
9	2,580	7,360	12,400	34	8,080	23,480	38,770	59	13,140	37,480	65,140	84	18,530	52,810	100,070
10	2,580	7,360	12,400	35	8,080	23,480	38,770	60	13,360	38,090	65,140	85	18,770	53,520	100,810
11	3,230	9,200	15,510	36	8,930	25,470	44,980	61	13,540	38,610	73,170	86	18,990	54,120	100,810
12	3,230	9,200	15,510	37	9,140	26,080	44,980	62	13,740	39,160	74,210	87	19,200	54,730	100,810
13	3,230	9,200	15,510	38	9,320	26,580	44,980	63	13,970	39,810	75,430	88	19,410	55,330	100,810
14	3,230	9,200	15,510	39	9,370	27,050	44,980	64	14,160	40,360	76,480	89	19,610	55,930	100,810
15	3,230	9,200	15,510	40	9,370	27,160	44,980	65	14,420	41,090	77,550	90	19,830	56,520	100,810
16	4,510	12,890	21,710	41	9,920	28,300	51,180	66	14,610	41,650	77,550	91	20,000	57,020	108,030
17	4,510	12,890	21,710	42	10,070	28,730	51,180	67	14,800	42,200	77,550	92	20,240	57,690	109,310
18	4,510	12,890	21,710	43	10,230	29,150	51,180	68	15,040	42,860	77,550	93	20,420	58,210	110,300
19	4,510	12,890	21,710	44	10,430	29,760	51,180	69	15,250	43,490	77,550	94	20,660	58,900	111,620
20	4,510	12,890	21,710	45	10,590	30,200	51,180	70	15,490	44,140	77,550	95	20,840	59,420	113,220
21	5,810	16,570	27,920	46	10,620	30,290	57,380	71	15,610	44,510	84,330	96	21,080	60,100	113,220
22	5,810	16,570	27,920	47	10,770	30,690	57,380	72	15,870	45,260	85,760	97	21,320	60,780	113,220
23	5,810	16,570	27,920	48	10,920	31,170	57,380	73	16,060	45,780	86,750	98	21,510	61,320	113,220
24	5,810	16,570	27,920	49	11,080	31,570	57,380	74	16,280	46,430	87,960	99	21,740	61,980	113,220
25	5,810	16,570	27,920	50	11,220	31,980	57,380	75	16,460	46,930	88,400	100	21,980	62,650	113,220

別表第2号レの2

小児通勤定期旅客運賃(大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く)
(特定額) (円)

営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月	営業 キロ	1箇月	3箇月	6箇月
1	1,940	5,530	9,330	26	6,810	19,490	32,660	51	11,490	32,760	62,070	76	16,770	47,820	88,640
2	1,940	5,530	9,330	27	6,810	19,850	32,660	52	11,710	33,400	63,280	77	16,960	48,350	88,640
3	1,940	5,530	9,330	28	6,810	19,850	32,660	53	11,900	33,920	64,270	78	17,180	48,980	88,640
4	2,260	6,780	10,880	29	6,810	19,850	32,660	54	12,150	34,620	65,310	79	17,400	49,620	88,640
5	2,260	6,780	10,880	30	6,810	19,850	32,660	55	12,340	35,180	65,310	80	17,630	50,250	88,640
6	2,260	6,780	10,880	31	7,920	22,600	38,880	56	12,560	35,790	65,310	81	17,940	51,140	96,890
7	2,590	7,380	12,440	32	8,110	23,200	38,880	57	12,740	36,330	65,310	82	18,150	51,740	98,030
8	2,590	7,380	12,440	33	8,110	23,540	38,880	58	12,990	37,040	65,310	83	18,360	52,330	99,170
9	2,590	7,380	12,440	34	8,110	23,540	38,880	59	13,180	37,580	65,310	84	18,580	52,950	100,340
10	2,590	7,380	12,440	35	8,110	23,540	38,880	60	13,400	38,190	65,310	85	18,820	53,660	101,090
11	3,240	9,230	15,550	36	8,960	25,540	45,100	61	13,580	38,720	73,370	86	19,040	54,270	101,090
12	3,240	9,230	15,550	37	9,160	26,150	45,100	62	13,780	39,270	74,410	87	19,250	54,880	101,090
13	3,240	9,230	15,550	38	9,350	26,650	45,100	63	14,010	39,920	75,640	88	19,460	55,480	101,090
14	3,240	9,230	15,550	39	9,390	27,120	45,100	64	14,190	40,470	76,690	89	19,670	56,090	101,090
15	3,240	9,230	15,550	40	9,390	27,240	45,100	65	14,460	41,200	77,760	90	19,880	56,670	101,090
16	4,530	12,930	21,760	41	9,950	28,380	51,320	66	14,650	41,760	77,760	91	20,050	57,180	108,330
17	4,530	12,930	21,760	42	10,100	28,810	51,320	67	14,840	42,320	77,760	92	20,290	57,850	109,600
18	4,530	12,930	21,760	43	10,250	29,230	51,320	68	15,080	42,970	77,760	93	20,480	58,370	110,600
19	4,530	12,930	21,760	44	10,460	29,840	51,320	69	15,290	43,610	77,760	94	20,720	59,060	111,920
20	4,530	12,930	21,760	45	10,620	30,280	51,320	70	15,530	44,260	77,760	95	20,900	59,590	113,520
21	5,830	16,620	28,000	46	10,650	30,370	57,540	71	15,650	44,630	84,560	96	21,140	60,260	113,520
22	5,830	16,620	28,000	47	10,800	30,770	57,540	72	15,910	45,380	85,990	97	21,380	60,940	113,520
23	5,830	16,620	28,000	48	10,950	31,260	57,540	73	16,100	45,910	86,980	98	21,570	61,490	113,520
24	5,830	16,620	28,000	49	11,110	31,660	57,540	74	16,320	46,550	88,200	99	21,800	62,140	113,520
25	5,830	16,620	28,000	50	11,250	32,070	57,540	75	16,510	47,060	88,640	100	22,040	62,810	113,520

別表第2号ナ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	小山	宇都宮	那須塩原	新白河	郡山	福島	白石蔵王	仙台	古川	くりこま高原	一ノ関	水沢江刺	北上	新花巻	盛岡	いわて沼宮内	二戸	八戸	七戸十和田	
上野	2,360																						
大宮	2,570	2,360																					
小山	2,570	2,360	2,360																				
宇都宮	2,990	2,780	2,360	2,360																			
那須塩原	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360																		
新白河	3,320	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360																	
郡山	4,200	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360																
福島	4,200	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360															
白石蔵王	4,950	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360														
仙台	4,950	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360													
古川	4,950	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	2,360	2,360												
くりこま高原	5,480	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360											
一ノ関	5,480	5,270	5,270	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360										
水沢江刺	5,480	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360									
北上	5,480	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360								
新花巻	5,480	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360							
盛岡	5,810	5,600	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360						
いわて沼宮内	5,810	5,600	5,600	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360					
二戸	5,810	5,600	5,600	5,600	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360				
八戸	6,170	5,960	5,960	5,600	5,600	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360			
七戸十和田	6,170	5,960	5,960	5,600	5,600	5,600	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360		
新青森	6,690	6,480	5,960	5,960	5,960	5,600	5,600	5,270	5,270	5,270	4,740	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360

別表第2号ナ2

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	仙台	古川	くりこま高原	一ノ関	水沢江刺	北上	新花巻	盛岡	いわて沼宮内	二戸	八戸	七戸十和田
上野	2,360														
大宮	2,570	2,360													
仙台	5,260	5,050	5,050												
古川	5,260	5,050	5,050	2,460											
くりこま高原	5,890	5,680	5,150	2,460	2,460										
一ノ関	5,890	5,680	5,680	2,460	2,460	2,460									
水沢江刺	5,890	5,680	5,680	3,320	2,460	2,460	2,460								
北上	5,890	5,680	5,680	3,320	2,460	2,460	2,460	2,460							
新花巻	5,890	5,680	5,680	3,320	3,320	2,460	2,460	2,460	2,460						
盛岡	6,320	6,110	5,780	3,320	3,320	3,320	2,460	2,460	2,460	2,460					
いわて沼宮内	6,320	6,110	6,110	4,200	3,320	3,320	3,210	2,460	2,460	2,460	2,360				
二戸	6,320	6,110	6,110	4,200	4,200	3,320	3,210	3,210	3,210	3,210	2,360	2,360			
八戸	6,680	6,470	6,470	4,200	4,200	4,200	3,210	3,210	3,210	3,210	2,360	2,360	2,360		
七戸十和田	6,680	6,470	6,470	4,950	4,200	4,200	4,090	3,210	3,210	3,210	3,110	3,110	2,360	2,360	
新青森	7,200	6,990	6,470	4,950	4,950	4,200	4,090	4,090	4,090	4,090	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360

別表第2号ラ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	上毛 高原	越後 湯沢	浦佐	長岡	燕三条
上野	2,360										
大宮	2,570	2,360									
熊谷	2,570	2,360	2,360								
本庄早稲田	2,570	2,360	2,360	2,360							
高崎	2,990	2,780	2,360	2,360	2,360						
上毛高原	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360					
越後湯沢	3,320	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360				
浦佐	4,200	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360			
長岡	4,200	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360		
燕三条	4,200	3,990	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	
新潟	4,950	4,740	4,740	3,990	3,990	3,990	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360

別表第2号ム

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	安中 榛名	軽井沢	佐久平	上田
上野	2,360									
大宮	2,570	2,360								
熊谷	2,570	2,360	2,360							
本庄早稲田	2,570	2,360	2,360	2,360						
高崎	2,990	2,780	2,360	2,360	2,360					
安中榛名	2,990	2,780	2,360	2,360	2,360	2,360				
軽井沢	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360			
佐久平	3,320	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360		
上田	3,320	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360	
長野	4,200	3,990	3,110	3,110	3,110	3,110	2,360	2,360	2,360	2,360

別表第2号ウ

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	博多	新鳥栖	久留米	筑後 船小屋	新 大牟田	新玉名	熊本	新八代	新水俣	出水	川内
新鳥栖	1,750										
久留米	1,750	1,750									
筑後船小屋	1,750	1,750	1,750								
新大牟田	2,250	1,750	1,750	1,750							
新玉名	2,250	2,250	2,250	1,750	1,750						
熊本	3,000	2,250	2,250	2,250	1,750	1,750					
新八代	3,000	3,000	3,000	2,250	2,250	2,250	1,750				
新水俣	3,700	3,700	3,700	3,000	3,000	3,000	2,250	1,750			
出水	4,320	3,700	3,700	3,700	3,000	3,000	2,250	2,250	1,750		
川内	4,320	4,320	4,320	3,700	3,700	3,700	3,000	2,250	1,750	1,750	
鹿児島中央	4,940	4,940	4,940	4,320	4,320	3,700	3,700	3,000	2,250	2,250	1,750